

B U L L E T I N

第 2 6 号

2009

日 仏 経 済 学 会

巻 頭 言

日仏経済学会会長 鈴木宏昌

これまで30年以上、実質的に日仏経済学会をその超人的な組織力でリードされてきた西川潤先生から会長職を受け継ぎ、困惑することの多い毎日です。フランスとの付き合いは大学に入った頃からで、そろそろ半世紀になりますが、フランスにはある種の恩を感じ、日仏学術交流は私の使命の一つと思っています。微力ながら、皆様のご支援を仰ぎ、伝統のある日仏経済学会のともし火を守りたいと考えています。

さて、2008年の9月27、28日に9回目の日仏経済学会が西川潤、井上泰夫氏のおかげで東京で開催されました。レギュラシオン学派の名だたる研究者をすべて網羅したようなフランス側の陣容で、贅沢なかつ内容の濃い日仏会議でした。しかし今から振り返ってみると、テーマ設定の見事さには驚きます。「危機から希望へ」(Des crises à l'espoir)はまさにタイムリーな題でした。多分2007年に中心テーマは設定されたと思いますので、オーガナイザーの予言的中の感がありました。折からリーマン・ブラザー・ショックの真っ最中で、R. ボワイエ教授などが鬼の首を取ったごとく、金融危機の分析を行ったことが記憶に残ります。議論の内容とともに印象に残ったのはレギュラシオン学派の結束の強さと元気の良さでした。フランス国内でも決して主流ではないこの学派の人たちが意気軒昂なのには驚きでした。そこにある種のフランスの研究者気質を見るような気がします。

個人的には、ここ30年以上、労働問題という狭い専門分野でしかありませんが、何人かのフランスの研究者と付き合いがあります。つくづくフランス研究者あるいはグループの独立志向の強さには感心しています。上記のレギュラシオン派以外にもコンバンシオン派あるいは1980年代に一世を風びしたエックス・アン・プロバンスの労働経済・社会学派(マルク・モーリス氏など)などが現在でもフランス労働研究の拠点です。それぞれの学派あるいは拠点が独自の理論や方法論を持ち、主流のシカゴ学派に対抗する姿勢は見事なものと思います。

わが国においても専門家の間に思想や研究方法に関して大きな対立や違いがあるのは確かです。労働関係の分野では、戦後のわが国の労働研究をリードしてきたマルクス主義系のグループと近年主流となるアメリカ流の新古典派経済学には思想的な対立があり、その上研究方法がまったく異なります。マルクス主義あるいはその流れを汲む人たちは歴史研究やミクロ的な実態分析を主な分析用具にするのに対し、アメリカ流の労働経済学は抽象化されたモデル構築と計量分析を重視する傾向が顕著です。わが国では、最近アメリカ流の労働経済学が主流になり、アメリカの大学で学位をとらないとなかなか労働関係のポストが見つからないまでになっています。そのためでしょうか、反主流派のグループは元気を失っているように思います。どうもわが国には主流派が錦の御旗を掲げると、反主流派は途端に元気がなくなるのは政治の世界も研究者の世界も共通のようです。

これに対し、フランスの研究者は様々なグループが自己主張し、元気である印象があります。フランスの研究の基盤が国立科学研究センター(CNRS)にあり、各地の大学と提携しなが

ら研究組織体(ユニット)を作っている、小さなグループが乱立している感じがあるのも確かです。個人的には、蛸壺方の組織ネットワークと呼んでいますが、この独立した研究ユニットはフランスの研究者の気質を良くあらわしている気がします。フランスの学校教育で強調されることの一つは批判精神(esprit critique)であると言われます。何事に対しても懐疑的で、我が強い個人が形成されます。したがって、フランス人は団体行動を取ることが苦手です(団体行動が必要だと納得していない)。当然、研究者は私の強い人たちの典型ですので、一つの組織にまとめることは不可能なのだと思います。よく言えば、多様性の尊重です。昨年のレギュラシオン学派の元気さも独立志向の強さと関連しているように思われました。日本でももう少し多様な、しかも元気な研究グループが出てきて欲しいと願っているのは私1人でしょうか？

昨年8月に、私たちの学会には幸いなことに、日仏会館フランス研究所所長にマルク・アンペール教授が赴任しました。レンヌ大学でPEKEA(Political and Ethical Knowledge on Economic Activities)という新しい政治経済学を目指すグループを組織していたのがアンペール教授です。これから日仏会館と共同で、面白い企画を工夫してみたいと考えています。また、会員の皆様からいろいろな提案を頂きたいと思います。

最後に この Bulletin をまとめていただいた西川、井上両会員に心から感謝いたします。

2009年2月

巻頭言

会長 鈴木宏昌

論文

金融資本主義の魅力とリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

ー金融イノベーションの社会的コントロールの擁護

ロベール・ボワイエ (井上泰夫訳)

東アジア経済統合の展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

ーアジア通貨・金融危機後十年ー

井上泰夫

通貨統合の諸条件の比較分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

ーEurostat 産業連関表とアジア国際産業連関表を使用して

宇仁宏幸

レギュラシオン理論におけるホーリズム的方法論の可能性を探る・・・・・・35

ーブルーノ・テレの社会経済学の基本構造ー

中原隆幸

経済想念の脱植民地化:・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

セルジュ・ラトゥーシュのポスト開発思想の歩み

中野佳裕

~~~~~  
諏訪貞夫教授を悼む・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

西川 潤

~~~~~  
書評 筆宝康之著『フランス建設労働論ー職人・移民と建築家の集合力ー』・・・・69

藤澤好一

葉山 滉著『フランスの経済エリートーカードル階層の雇用システム』・・・・70

安孫子誠男

~~~~~  
学会報告

活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

会員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・76

役員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・80

## ー金融イノベーションの社会的コントロールの擁護

ロベール・ボワイエ

井上泰夫 訳

人間主導型成長モデルを解明するためには、技術、組織、制度あるいは公共衛生に関するイノベーションとともに金融イノベーションを考慮に入れるべきである。金融はさまざまなメカニズムを通じて成長に貢献することができる。超過状態にある貯蓄を赤字の経済主体に移転して、投資や消費を支えることができる。だが、金融イノベーションは固有の特徴をもっている。それは、利益を追求するという私的な戦略の結果であり、また、非物質的な生産過程であるために、金融新商品は急速に普及することができる。しいたがって、金融イノベーションはそれを特徴づける外部性によってマクロ経済の安定に大きな役割をはたす。このことはとくに現代において妥当する。ニューエコノミーの非合理的な行き過ぎを声高く非難した専門家たちはしかし、高度な金融商品が成長によってのほとんどの障害を解決できると断定している。すなわち、その障害とは、教育のファイナンス、為替リスクの担保、経済発展の問題の解決、貧困の撲滅などである。このような万能としての金融が、アメリカの最貧困層による住宅取得のための金融に適用された。したがって、不動産債権市場の証券化によって 2007 年夏のシステム的な危機が発生したこと、そしてさらに、公正価値 fair value にもとづく会計ルールの採用によって 2008 年にもそのマイナスの影響が続いていることは、まったく不思議ではない。

ケインズの、あるいは制度主義的な経済学研究が示しているように、「私的な金融イノベーションーその成功の波及ー金融の脆弱性の強まりそして

危機の開始」という連鎖関係は経済主体の不合理性に由来するのではなく、あらゆる金融資産の評価を支配している根源的な不安定性の表現そのものである。結論として本稿は、金融イノベーションの事前的な社会的コントロールは可能であるし、望ましいことであると主張する。あらゆる私的な金融イノベーションが、事前に予知しうるようなマイナスの外部性によってマクロ経済の不均衡が波及することを禁止するような条項を備えるべく、公的当局に権限を委任すべきである。これはユートピアだろうか。食品、医薬、自動車、公的交通機関、銀行、保険に必要な品質保証がどうして金融イノベーションに対して適応されないのだろうか。金融のもつ強いパワーによってこうした公的コントロールは禁止されてきた。だが、アメリカの金融システムの失墜とともに金融イノベーションの効果が薄れている現在、このような公的コントロールの必要性が議論されるべきである。ヨーロッパ、アジアそしてラテンアメリカの人々がこうした戦略について国際的に合意すべきである。

「金融危機において、イデオログたちはもういない」

ベン・バーナンキ、ニューヨークタイムズ、2008 年 9 月 22 日

## 1 はじめにー金融資本主義の歴史的転換か？

2000 年代の半ばにおいて、アメリカ経済はなお OECD 諸国のパフォーマンスの評価に際して参照基準となっていた。1990 年代の末には、ヨーロッ



パが情報の生産と利用についてまたシリコンバレー発の組織的な改革において遅れていることが指摘された。2006年にいたるまで、数多くの専門家たちは、ヨーロッパと比較したアメリカの経済的成功を金融イノベーションの進展とウォール街の決定的な役割の結果であると主張していた。この場合ヨーロッパとは全体的な意味であり、そのなかでイギリス、スペイン、アイルランドは一定の活力を示していた。とはいえ、これら例外的なヨーロッパ諸国も金融主導型成長、とくに不動産信用の増大にもとづく成長モデルに従っていたのではない。

1998年からすでにアグリエッタは金融資本主義＝ポストフォーディズムという理解を主張していた。だが、2007年3月のアメリカ不動産市場のバブル崩壊により、こうした理解は急速に後退した。一体、金融イノベーションにおいて公的権力の果たす役割とは何か。

そのためには、2007年3月のアメリカのバブル崩壊に先立つ好景気を説明しなければならない。しかもそれがどうしてアメリカとイギリスで大きなバブルの崩壊を引き起こしたのかを説明しなければならない(2)。こうしたプロセスの重大性を金融自由化のせいにするとはもはや例外的ではない。だが、解決策をめぐってさまざまな意見が存在する。金融イノベーションを規制づけることは成長を歪めることにならないか(3)。歴史の回顧はこの点について有益である。バブルの時期はイノベーションの成功の時期と重なっている。イノベーションが投機的バブルを引き起こし、そして危機に至る。そしてその後になって、公的当局はイノベーションのコントロールを試みて、ルールを設定する。そして、イノベーションが資本、信用、リスクの配分に貢献するようになる(4)。このような金融の歴史に関する異端的な理論にもとづいて、サブプライムの危機の重要性は、ますますハイテク化する金融デリバティブとヘッジファンドへの規制の遅れによって説明することがで

きる(5)。

つぎのように基本的な仮説を立てることができる。アメリカの金融システムはシステム的な危機に入ったのであり、アメリカ経済は金融資本主義の復活によって成長を維持することはできない、という仮説である。このことは、バブルの成功に続くその崩壊における事後的なコントロールではなく、事前的な金融イノベーションのコントロールの必要性を意味する。技術、組織、そして公衆衛生のイノベーションにおいてはごく普通であるこの事前的なイノベーションのコントロールはなぜ金融において通用しないのだろうか(6)。

結論において、2007年3月以来のアメリカの危機が大きな転換点を意味していることを指摘する(7)。

## 2 金融主導型成長はアメリカ合衆国において実現可能であった・・・

金融資本主義の魅力とは何か。フォーディズムは、賃労働関係における制度化された妥協に依拠していた。それによって、生産と消費の同時的な関係が大規模で維持された→大量生産・大量消費社会。金融資本主義において賃労働関係に代わって主要な位置を占めるのは、貨幣・金融レジームである。こうした金融の優位は、大企業経営者と金融機関とくに投資銀行との事実上の連携から生まれている。こうした基本的合意の変化は、金融レジームの変化によって他のほとんどすべての制度諸形態が変質することを意味する。

①もはや需要水準の変化が投資レベルを決定するのではなく、資本の収益性が重要な基準となる。そしてM&Aのような金融戦略が重要になり、ROEを最大化することが求められる。

②金融業界は安定した高収益を要求するのに対して、賃労働関係の柔軟化が始まる。雇用はすばやく調整され、賃金も雇用情勢に敏感に反応するようになる。これは直接には雇用水準を不安定化するが、家計の資産は資産効果、あるい

は年金ファンドによって補完されることによって、消費水準は維持されることになる。

③年金システムの賦課方式から積立方式への移行は重要である。年金ファンドの安全を求める方式から金融収益を最大化する方式に変化している。つまり、社会保障制度の大半の構成要因を市場に委ねる一般的な動きの一部である。これは、黄金の30年における普遍主義的な原理(ベヴァリッジ、ビスマルク)の対極を意味している。

④経済政策は金融の要請にしたがって変化することになる。資本の国際的流動性の高まりは資本税を引き下げる結果、社会保障負担は賃労働者ないし不動産資本に転嫁される。他方、中央銀行の果たす役割は大きく変化する。中央銀行はインフレとデフレの間で金利をコントロールするのではなく、金融安定を実現しなければならない。金利を予防的に引き上げてバブルの発生を防ぐ、あるいは金融不安定化にさいして「最後の貸し手」としての機能をはたす。

以上の変化によって、金融主導型成長が生まれている。これらの変化が長期的に維持可能な成長体制を実現しうるか否かを検証する必要がある。この成長体制がどのような条件のもとで成立しうるのかについて分析する必要がある。

①成長の中心を占めるのは株式市場である。株式市場の推移が企業にとって投資のための判断基準となるし、賃労働者にとっても貯蓄の投資基準になる。さらに、中央銀行も金融安定化のために株式市場に注目する。

②フォーディズムとまったく異なって、家計の消費は信用の獲得にとって大きな役割をはたす金融資産に大きく依存することになる。そして実質賃金は停滞するばかりである。株式市場の推移が投資水準、消費水準を決定することになる。カレツキ、カルドア的なモデルとの大きなちがいが存在する。

③金融が要求する収益性基準が企業の投資にと

って本質的に重要である。加速原理はもちろん存在するが、フォーディズムの場合とはまったく異なる。株主価値が企業の戦略を決定するようになる。

この成長体制はきわめて逆説的である。フォーディズムにおいては投資を決定するのは付加価値の創造であるのに対して、金融資本主義においては、株式市場によって評価される将来的富の先取りが生産を決定する。こうした成長体制において、期待と信頼は大きな条件となる。1990年代のアメリカ経済にはこうした信頼が存在したことは統計的に証明可能である。つまり、家計の金融資産の重要性、資本収益の余裕、年金ファンドによる家計資産の運用など、である。かくしてヨーロッパの数多くのマクロ経済学者はヨーロッパ各国の政府に対して信用と金融をマクロ経済の手段にするよう提言したのだった。

・・・だが、アメリカの成長体制はイギリスを除いて他の国々に移転不可能である

イギリス経済だけがアメリカ合衆国の状況に類似していて、アメリカの成長体制を導入することができた。ドイツ、フランス、日本において経済成長を規定するのは金融ではなく、あくまで付加価値の創造にもとづく生産的なロジックである。

したがって、これらの国において株主価値にもとづく経営の導入は企業、賃労働者にとってマクロ経済の不安定化を引き起こす。日本経済が1980年代のバブルの崩壊から長期的に回復が手間取っているのは、こうした事情が作用している。

・・・金融資本主義の成功によって経済は不安定化する・・・

金融資本主義のモデル化によって経済が不安定化する役割をはたす二つの変数を指摘することができる。

①金融業界の要求する利益水準が高くなりすぎて、マクロ経済の安定のための条件が無くなるような水準に達する。バブル末期には利益水準



は5%から15%にまで上昇した。ミクロ経済レベルでは、非金融企業は信用のてこの効果を求めるようになった。さらに、金融市場を満足させる収益性を作り出すために創造的会計に依拠しなければならなかった。

②第2の不安定要因は、家計の消費決定において資産がますます重要になったことである。その結果、安定的な成長体制の維持が困難になった。相次ぐ金融イノベーションの連鎖によって信用はますます容易になった。いわば、金融資本主義の魅惑の学習の程度が強まれば強まるほど、危機の源泉は助長されたのだった。

③中央銀行は金融情勢に対して金利のコントロールを遅く調整しすぎた。低金利の維持が長引けば長引くほど、金融不安定化の条件は整えられた。グリーンスパンに対して、2007年以来、バブルと不動産投機を長引かせるために、金利を引き上げなかったのではないかと、という批判が寄せられた。

④最後に、ROEの安定化は賃金と雇用の柔軟化に依存しているので、賃金は景気後退を加速させるように変動することになる。これは、金融資本主義の行き過ぎを是正しようとするとき、決定的な役割をはたすことになる要因である。

これら4つの変化がこの20年来のアメリカ経済を特徴づけている。

・・・そして、ますます深刻な危機の連鎖が生じている

2008年夏にシステミックな危機が明らかになる以前に、特定の部門に限定された危機が起こった。それらは実は金融イノベーションにもとづく成長体制の限界を示すような兆候であった。回顧的に述べれば、ニューエコノミーの危機とは、期待される利益への金融の願望と金融イノベーションが利益を生むまでの長い過程との対立として理解することができる。この意味でエンロンの成功と崩壊は1990年代から2000年代にかけて繰り返され

た金融イノベーションを物語る過程のシンボルである。出発点となったのは、エネルギー価格に関する派生商品の開発であった。この商品の独占的な供給者となったのがエンロンであり、やがて市場に不可欠の媒介者となる。エンロンの経営者たちはあらゆる公的規制はこの新商品にとって害悪であると公的当局に訴えた。その結果、例外的な高い利益を予告できるような大変疑わしい会計処理が可能になった。株価の上昇によって、普通の投資家が市場に参加するようになり、エンロンの従業員もまた自社株に投資した。その結果バブルが発生し、それはもはや「ポンジ」的な融資によってしか資金繰りを調整できなくなるまで持続することになる。

このエピソードからさまざまな金融機関に打撃を与えることになる危機の諸要因を指摘することができる。第1に、現実のイノベーションに取って代わるような金融イノベーション。第2に、金融イノベーションが私的なものであるために、公的規制は最初から除外される。第3に、金融市場の透明性への疑問と大企業の経営者の正直さへの疑問。このエピソードから経営者を厳しく罰することになるサーバンス・オクスレー法が生まれることになる。これは、エンロンを破産させた原因のひとつに過ぎなかった。だが、その破産はアメリカの経済システム全体に影響を与えるものではなかった。そして、金融資本主義は維持され、ますます重大な危機が引き起こされる結果になった。

確認すべきは、金融が成長の本質的な構成要因としてみなされていたことである。そして、あらゆる意味での自由化のなかで、私的なイノベーションをコントロールできるような公的介入を考えることは予想もできなかった。以下ではこの2点について論述される。

### 3 成長理論のなかで金融を考え直す

標準的経済理論は長期的に貨幣したがって金融の中立性に依拠しているので、実質的な要因が金

融の要因に優位するというのが、そこから得られる結論である。モジリアニ・ミラー定理は企業の金融構造はその価値について言えば重要性を有していないと述べている。

①スミスに始まって現代に至るまでの成長理論において、経済成長は、商品経済の制度によって可能になる市場の拡大と結びついた分業の発展の深まりから生まれるのであり、金融はいかなる影響力ももっていない。

②スラッファ、フォン・ノイマン・モデルによれば、さまざまな技術的不変性から生まれる剰余を生産的に再投資することによって生じる。安定的な成長軌道にしたがって、成長率、利潤率、そして金利は均等化する。暗黙に想定されているのは、剰余が多様な生産過程の収益を均等化するために移転されることである。新古典派の理論が金融市場に伝統的に付与しているのはこの機能である。

③ケインズ理論においても、新古典派理論においても、金融は利子率の形成を通じて間接的にしか作用しない。ソローの成長モデルによれば、完全な金融市場から生まれるはずの割引率である。成長のポストケインズ主義によれば、貨幣的な利子率と資本の収益率は、長期的な成長のリズムよりも景気循環において大きな役割を果たす。

④おそらくシュンペターの発展理論こそ、イノベーションを金融に結び付けて考えている最初の研究である。生産要素が完全に使用されている状態を仮定すれば、信用によって初めて新しい企業家は市場に分け入ることができる。企業家は革新的な過程を始めることによって長期的に純利益がゼロによって特徴づけられる長期的な均衡から逸脱することができる。ある意味で1990年代初めにおけるシリコンバレーの制度的状況はこの状況に類似している。新企業はベンチャービジネスの発生と重なり、ナスダックによって株式上場が可能になる。

⑤技術変化の内生化に関する最近の研究は、これとは別の理解を示している。内生的成長理論にとり、新知識の生産、製品の生産において決定的な役割を果たすのは特許である。この過程において割引率が重要な役割を果たすが、金融は間接的な役割しか果たさない。進化理論によれば、革新的な企業とその模倣企業が組み合わされることによって、製品市場および労働市場における競争が決定的な役割を果たす。だが、金融はきわめて限られた役割しか果たさない。

このような学説の整理から得られるのは、成長とは技術革新および組織革新の結果であり、金融イノベーションの結果であることはほとんどない。したがって、金融理論において成長と金融がどうリンクしているのかを分析しなければならない。

・・・そして危機の理論のなかで金融を考え直すずっと以前から金融が経済、成長にはたす役割を説明しようとしてきた経済学者が存在する。金融が貯蓄と投資の裁定において果たす役割は決定的である。金融は家計貯蓄が企業に移転するさいに、また、利潤が衰退産業と成長産業で配分されるさいにも大きな役割をはたす。理論的に、金融システムの内容が成長過程に大きな役割をはたす。

①ソビエト体制では、利潤は政治的に配分されてきた。そこにおいて資本使用の非効率性と成長の源泉の枯渇は明らかであった。

②フォード主義的成長体制では、銀行と金融市場は強く規制されていたにもかかわらず、高い生産性の期待される産業・企業への利潤の割当は十分可能であった。この時期において、混合経済は純粋の市場経済よりも優れていると認識されていた。

③金融主導型経済では、資本配分は金融業界が将来性の高い産業について行う評価にしたがって行われる。ニューエコノミーの時代には儲かっているけれども成熟している産業からベンチ

ヤー企業に向けて資本配分が行われたが、その大半は期待された利潤を生まないで、失敗した。実際、インターネット・コンヴァンションという模倣行動が非効率的な資本配分を引き起こしたのであり、これはネットバブルの崩壊が示している通りである。

かくして、ラジャム・ジンガレスが述べている結論にたどりつくことになる。金融イノベーションは技術革新、組織革新、したがって成長を助長すると同時に、長期的な成長にとって有害である投機の動きに行き着くことがある。

したがって、金融イノベーションのあいまいな性格について指摘することができる。

①取引全体に関する完全な短期市場が存在しないので、金融市場は経済主体の期待に関して情報の社会化を組織する。あらゆる短期市場は情報を豊富化するので、投資ないしイノベーションの決定は容易になる。だが、こうした市場によってコンヴァンションが生まれる結果、模倣主義が一般化するリスクが存在する。そして、経済主体は自分で固有の判断を行わないようになる。こうなると、市場は悲観主義と楽観主義に二分されることになる。

②同様に、金融派生商品が金融とリスクを分離することによって、経済主体は他の主体にリスクを移転することによってリスクから身を守ることができる。だが、リスクがこのように2者関係から3者以上に分散することは、それだけリスクが増大することを意味する。かくして、過剰リスク負担が発生する危険が高まる。アメリカ住宅貸付市場における金融商品はこの例である。

③このようなシステムが一般化すると、金融イノベーションによって銀行やベースマネーは不要である、との幻想が生まれる。これは、経済自身が資金を供給できるという幻想である。そして経済主体はてこの原理を最大限活用する。だが、それが失敗すれば、当然銀行に頼らねば

ならなくなる。銀行自身がそのような失敗を重ねれば、金融市場の資金が枯渇することになる。サブプライム危機の背景にあるのは、このようなシステミックな危機である。

かくして金融イノベーションは経済成長と複雑な関係を有することになる。金融イノベーションは成長の唯一の原因ではないばかりか、社会福祉にとってきわめて有害なバブルとその崩壊を引き起こすことになる。以下では、金融イノベーションの最近の変化について分析する。

#### 4 金融イノベーションには独自の変化が存在する

金融市場では経済主体は将来の利益を予測するために、企業の最近の業績、短期の利子率、為替の動き、技術革新、税制の変化などを考慮する。全体的に期待が形成されて、前向きの予想が生まれる。これとは逆に、株式市場の動きを追うようなチャート主義者も存在する。これは後ろ向きの見方であるが、将来予測は過去の動きを前倒しすることによって、過去の動きを増幅する可能性が高い。

金融の歴史はバブルの形成に関して一貫した例を示している。こうした研究はキンドルバーガー古典的な研究に遡るが、現在では、マクロ経済の理論家たちも金融市場の非効率性がバブルの発生と崩壊の過程で示されることを指摘している。利益を持続的に上昇させるような金融イノベーションが生まれたというのは、何も最近に限ったことではない。1920年代のアメリカでも同じことが起こった。当時の科学的管理法が現在のITC革命下における企業の再編成、部門の再編成に匹敵している。当時の株式市場の活況はアメリカ合衆国における1960年代の活況を想起させる。

これらの投機の歴史において、同じ連鎖関係を確認することができる。

①最初の契機は、何らかの衝撃であり、それは技術的な衝撃(チューリップの新しい栽培方法、

大量生産システムの開発)、あるいは新しい金融手段(航海会社の株式)、さらに戦争の終焉(南北戦争のあとの鉄道開発)、新しいサービスのための顧客の開拓(別荘を購入あるいは賃貸で購入して、フロリダで休暇をすごす人々)、新しい金融状況によって生まれた可能性の増大、でありうる。

②この何らかの衝撃について正確な情報を入手できた経済主体は、イノベーションによって期待できる収益について選択的な判断をくだすことができる。彼らは専門家たちの示唆にもとづいて、(チューリップの新しい栽培方法、フロリダで建設される住宅のタイプなど)株式投資に踏み切る。この時点ではかれらの行動はまったく合理的であり、なんらバブルの発生を引き起こすものではない。

③これら投資家の行動によって、やがてイノベーションに関連する金融商品の価格が上昇し始める。この株式市場の上昇が開始するや否や、それにつられて、不案内の素人の投資家が大量に市場に参加することになる。この時点でバブルの発生が始まる。

④さらに、一般投資家を元気づけるかたちで、権威ある機関ないし人物が景気の動向について楽観的なお墨付きを与える。ミシシッピのバブルの場合、フランス政府はジョン・ローに対して公式の支持を表明した。1920年代のアメリカでは、当時の著名な経済学者、フィッシャーは株式市場の活況と好景気は持続的であるという診断を下していて、それはバブル崩壊の直前まで変わらなかった。現代では、以前にはバブルを批判していたグリーンSPANが、中央銀行よりも民間の経済主体のほうが株式市場の動向についてよく知っているという発言をしたときにまさしく、ネットバブルの崩壊が始まった。

⑤バブルの運動がその最高に達したときに、実現した収益が予想収益を下回ること気づいて、バブルは反転し始める。最初は小さな動きであ

っても、それが将来へ大きな不安に膨れ上がる。そして将来予測は下向きに修正される。この時点で、事情に通じた投資家たちは株式の売りに出る(逆張り)。

⑥公的当局が社会的な批判を受けて、投機を抑制するために当事者を追及し、規則を厳しくしようとする。大半の場合、こうした規制によって、バブルの発生と崩壊は過去のものとして忘れ去られることになる。その結果、新しいバブルのサイクルが開始する。(図4)この図式にしたがって、アメリカにおける最近10年間の動きを分析することにしよう。

#### 5 現代—金融イノベーションにつねに遅れを取る規制の動き

金融自由化の動きはつねに金融イノベーションを助長してきた。その結果2008年現在、すでに十分なイノベーションと危機の例をわれわれは有している。規制とそれに伴う公的なコントロールを欠如しているので、金融イノベーションが部分的な危機を引き起こす可能性が高くなる。最近の10年は文字通りウサギと亀の競争である。金融主体はウサギの役であり、金融イノベーションに関する一連のプロセスを突っ走るのに対して、公的当局は亀の役であり、金融危機の後始末をして、新しい規制とルールを導入することになる。たしかに自動調節できると信じられていた市場は多くの場合、経済と社会にとって悲劇的な舞台になる。

##### 1987年10月19日の株式暴落

##### —1929年10月24日の亡霊とのちがいは

1987年には、1929年と同じ規模の株式暴落が起こった。そして、すべてのアナリストたちはミンスキーの有名な本のタイトルである「1929年恐慌の再来か?」という問いを発した。1930年代と同様の危機が再来するかに思えた。だが、つぎの二つの理由にもとづいて、二つの危機はまったく異なる。



①まず危機の原因がはっきり異なる。1929年の恐慌において、株式バブルは蓄積体制の不均衡を増幅させただけであった。1987年の危機においては、持続的な成長が維持されている。もちろん国際状況は為替市場の不安定によって不安定になっている。不均衡は金融の局面にとどまっている。

②中央銀行は過去の過ちを学習している。金融市場における連鎖的な倒産を避けるために、グリーンSPANは金融市場に十分な資金を供給している。したがって事後的には、成長と弱いインフレを引き起こしている。不況とデフレは回避されている。

したがって株式市場の危機は繰り返されるが、それらは同一ではない。現在の危機の原因は1980年代初めに開発された金融イノベーションに遡る。投資の将来予測の過ちを事前に修正できるような金融イノベーションが開発された結果、こうした最適化のプログラムにしたがって、投資家たちは行動するようになった。そして、株式市場の上昇が反転し始めると、全員が売りに出て、だれも買わなくなる。かくして、つぎの三つの教訓を引き出すことができる。

①リスク回避のための先を争うマイクロレベルでの競争が、マクロ的な大きな損失を引き起こす。マイクロレベルでは合理的な判断がマクロレベルでは誤謬となる。

②中央銀行は「最後の貸し手」としての機能をはたす。

③市場は市場メカニズムを発揮させるべきだということに対して、公的当局は規制を厳しくすることになる。

金融派生商品の危険を告知した最初の危機はすぐに忘却された—LTCMの破綻

リスクの評価と金融派生商品の価格の設定を可能にした一連の金融イノベーションの理論の発達。ブラック、ショールズ、マートンが開発した金融

デリバティブの世界。新しい評価方法が開発され、それが金融業界に提案され、受け入れられた結果、派生商品に価格が生まれることになる。これは伝統的なミクロ、マクロ理論に代わる新しい金融理論であった。

したがって、こうしたリスクの新しい評価方法によって、もはや危機は排除しうるという認識が生まれた。だがLTCMの危機が示すように、危機は経済主体の非合理的行動にもとづいてのみ発生するのではなく、金融収益の新しい評価方法が厳密な計算にもとづいているだけに、マクロ経済の規則性を攪乱する可能性があることを端的に示している。

莫大な損失が公的機関に対して提起した二つの問題。

①ハイテク型の金融デリバティブ商品はリスクをカバーする効果があるといわれるが、その反対にリスクを第3者に増幅するメカニズムを有している。

②巨額の損失はてこの原理において、30—50倍の効果を意味している。それゆえ株式市場の下落が数パーセントであっても巨額の損失が生まれる。ここに、ヘッジファンドの問題が存在する。リーマン・ブラザーズは300億ドルを上回る資産をカバーするために、10億ドルの資金しかもっていなかった。

この時点で、市場の規制を強化することができたはずであるが、実際にはグリーンSPANは他者によるLTCMの買収という戦略に出たのであり、金融デリバティブやヘッジファンドの根本的な不安定性の解決は先送りされたのだった。

エンロンの破綻—2回目のチャンスの喪失

金融派生商品に固有の性格を除けば、同じ連鎖関係はエネルギー派生商品についても妥当する。ニューエコノミーの時代であり、経済活動のサービス化が話題になっていた時期でもある。先物市場を創設して利益を引き出そうというねらい。

LTCMと同じように、エンロンは急速に市場の寵児となり、後続する企業が増大して、誰もが例外的な高利益を追求しようとする。

ところが2000年になると、合法的ではあるが、将来の利益を先取りしつつ、しかも将来のコストは計算から除外するという会計操作が明らかになる。そして、会計の透明性、経営者の責任の問題が提起された。これは、サーベンス・オクスレー法になってゆく。

だが、別の問題が生まれていた。

①エンロン経営者たちは政治家とのつながりを利用してあらゆる規制の反対に対して活動した。その理由は金融先物市場の活動が複雑であり、規制によって企業の自由が侵害されると脅迫した。同じ事態は、2000年代の後半、サブプライム危機においても起こった。

②もっぱら金融業界を対象にした会計操作は「公正価値」の原則を重視したのであり、金融の安定性に大きなリスクを生んだ。

③リスクの分散化。投資会社、保険会社が一定の派生商品の分野に集中する。その結果起こりうるリスクの集中化の危険。

ノーザンロック銀行の例

—責任の所在をめぐる曖昧性

シティの伝統によれば、銀行の問題は市場に任せておくのがベストというイギリスの伝統的な政策。だが、金融パニックは銀行システム全体に波及するようになり、イギリス政府が登場せざるを得なくなる。そして、同銀行は国有化された。この銀行国有化プログラムは新生労働党の政治綱領になかったはずである。バーナンキ曰く「金融危機においてもはやイデオロギー存在せず」。

ノーザンロック銀行の教訓と過去の教訓の確認

①中級の銀行が開発した金融イノベーションでも銀行システム全体に危機が波及するような結果を引き起こすことがある。したがって、銀行システム全体を対象とするような規制を設ける

必要がある。

②金融派生商品は多様であるために、各商品の監督官庁も異なる。それゆえ、危機への対応が省庁ごとに異なる可能性が生じる。

③公的救済の声の高まり。2007年3月以来のアメリカは、こうした土壇場での公的救済の例に満ちている。

アメリカ住宅貸付市場における金融派生商品の危機—規制当局の沈黙と遅れて行われた全面的規制強化

低金利政策における中央銀行のはたす役割。インターネットバブル崩壊以降のアメリカは、低金利政策によって特徴づけられていた。そして共和党政府によって低所得者向けのマイホーム建設が政策的に支援される。ここに民間の住宅貸付機関が殺到して貸付に参加する舞台が準備される。融資される個人の所得状態は無視して、右肩上りの不動産市場に期待する。そして規制を潜り抜けるための政治的ロビー活動が活発化する。

そして2007年3月以降、市場は急速に反転することになる。システミックな危機の発生。銀行間市場の停止。2008年夏、新たな転換点。FEDは無制限の資金供給を約束。政府系ファンドの登場。

サブプライム危機には、これまでの危機の特徴が含まれている。アドホックな金融イノベーションの開発、従うべきモデルの存在、流動性の無制限的供給、てこの原理による高利益の追求、公的当局の介入の拒否（ロビー活動）。サブプライムの危機が巨大であるのは、2000年以来これまで先送りされたすべての問題がそこに含まれているからである。

アジア諸国—1997年の危機の犠牲者、危機の再来を避けるような手段の開発

金融イノベーションは将来の成長、社会福祉のために支払うべきコストであり、その危機を受け

入れることは仕方がないことである。だが、日本、アジア、韓国はあらゆる意味での規制緩和がきわめて危険であることを1997年の危機から学んだ。これらの諸国はもっと実践的な政策を採用した。ワシントン・コンセンサスの拒否とIMFの政策の拒否。アドホックな為替政策によって外貨準備を増やすことに成功。そして大量のドル資金への依存に代わって、アジア諸国内で外貨準備を融通するシステムの創設。

アメリカ、欧州に伝播した金融危機は途上国に波及していない。金融商品の採用における遅れが危機の発生を免れさせる。ガーシェンクロンモデルの妥当。つまり、金融ハイテク商品の導入には遅れているほうが勝ち。

## 6 金融イノベーションの社会的コントロールのために

この20年間における金融イノベーションを持続的にしかも有効に活用するための規制とコントロールとは何か？

イノベーションが時代を画したのは、大きな危機の後で規制によって枠付けられた場合だけである—銀行の例

一定のアナリストたちにとって金融自由化は商業銀行の衰退を意味した。ところがウォール街の危機は投資銀行こそ持続的な経営戦略を有していなかったことを示した。私的な金融イノベーションの発展はシステミックな危機を引き起こして、金融安定性を実現できなくなることを示した。これに対して商業銀行はネットバブルの崩壊、さらにサブプライムの危機を含めて生き残っている。

これは、長期的に私的なイニシアチブと公的なコントロールが組み合わせられて整合的なモデルが形成される歴史的な過程について分析すべきよい機会である。たしかに商業銀行の最初は銀行パニックの連鎖によって特徴づけられていて、預金者は資産の現金での確保を要求した。少なくとも1

世紀の間、銀行業界、専門家そして公的当局はこの問題を解決しうる方法を模索した。数多くの解決方法が考案されたが、銀行間市場のようにすべては行き詰まった。実際にはパニックが起これば、すべての銀行が支払い不能に陥った。1929年の恐慌を通じて次第に、預金保険機構が機能し始めた。

つぎに、債務者が債務を予定通りに返済しないとき、商業銀行を不利にする資産危機が起こる。そのためには銀行は長期間を通じて、どの程度の資産が必要であるかについて学習する必要がある。そして預金保険は銀行経営を悪化させる恐れがあるので、1970年代以降、プルーデンシャル規制が導入されるようになった。かくして先進諸国では銀行パニックの発生は阻止されるようになった。

だが、1980年代になると銀行は大企業が直接資金調達する資本市場の挑戦を受けるようになる。そして銀行もこの市場で直接リスクをとるようになる。だが、アメリカでは証券化が主要な手段であり、銀行もこの証券化を取り扱うようになる。

2008年においても、破綻した投資銀行メリルリンチを救済したのは預金銀行のバンクオブアメリカであることは象徴的である。家計の貯蓄と中小企業向けの活動を取り扱う商業銀行は投資銀行に比べてきわめて安定的である。商業銀行の経営の安定性と経営手段が金融システムの再構築のなかで大きな比較優位を獲得することになる。

預金保険、プルーデンシャル規制、そして証券化を組み合わせた金融システムモデル。この私的なイノベーションと公的なコントロールの組み合わせこそ、現在のアメリカ住宅貸付市場の危機を克服するための手がかりとなる。

リスクを引き受けることのできない経済主体にまでリスクの外部化を拡大しないこと

ポールソンのような伝統的なウォール街の手法にしたがっていた人物やリーマンブラザーズ、メリルリンチの経営者には今回の危機の大きさは想定外であった。だが、1929年恐慌の研究者である

バーナンキにはそれほど意外なことではなかったはずである。

①すでに2000年代の初めから国際決済銀行は危機の大きさにきづいていたはずである。リスクをカバーできない経済主体が巨額の証券化商品をプルーデンシャル規則と無関係に購入することの危険性。そして莫大なるこの原理による利益の追求。1996年には、6850億ドル、1999年に、1兆3550億ドル、そして2006年には3兆1870億ドルにまで証券化商品は膨張した。

②しかも評価手段を欠いた経済主体にこうした証券化証券を売却するリスクが存在する。一般の個人にまでリスクは販売され始めた。

これら2条件の重なりがサブプライムの危機を大きくさせたのである。

## 訳注

原文には数多くの図表が付けられているが、紙幅の制限上すべて割愛せざるをえなかった。



## 東アジア経済統合の展望

## —アジア通貨・金融危機後十年—

井上泰夫（名古屋市立大学）

アジア通貨・金融危機（1996-97）から十年が経過した現在の時点にたって回顧するならば、たしかにこの危機を前後にして東アジアの経済的光景は一変している。危機以前においては、1970年代から1980-1990年代に始まった先進諸国におけるフォーディズムの危機＝金融グローバル化の進展による外的条件の変化を東アジア諸国はそれぞれ成長ための契機として取り込むことができた。その限りにおいて、アジア通貨金融・危機までの時期はこれらの諸国にとって経済成長の好況局面が20年余りの長期にわたって持続した時期であった。一本調子的な上り調子が続いた20年に対して、危機後の十年はどうであったか。表面的にはアジア通貨・金融危機は金融側面における部分的な危機としてみなすことも可能であるが、実際には社会の経済的・政治的な利害調整のメカニズム全体（＝レギュレーション）が大きな揺らぎを見せたという意味で、それは景気循環的な小危機ではなく、構造的危機であった。いくつかの国においては、経済的危機だけでなく、政治体制の変化を伴うような社会的危機でもあった。だが、危機からの回復過程は少なくとも表面的には急激であった。急回復は、V字型の回復とも形容されている。だが、その実質的内容はどうだろうか。これが、本稿で考察される課題である。マスメディアを中心にして東アジア統合のテーマが官庁エコノミストの見解に依拠して盛んに発信されているし、現に、企業活動をベースにして、企業ネットワークレベルで事実上の経済統合が進展している。だが、そうした動きにもかかわらず、東アジアレベルで本当の意味での経済統合が可能になりつつあるのだら

うか。本当の意味とは、経済統合から社会、政治統合へとさらに進展しうるという意味においてである。事実上の経済統合の側面が存在する一方で、東アジアにおける社会的、政治的、外交的な国境はグローバル化にもかかわらず、依然として強固に存在する。言説レベルでの国際的な地域統合から実際の地域統合を考えるには何が必要であろうか。本稿では、東アジア通貨・金融危機後十年を経た現在、危機のインパクトを再検討すると同時に、今後における地域経済統合の可能性についても言及される。

## 1 アジア通貨・金融危機後の十年

東アジア諸国の通貨の為替レートの急落に端を発した通貨危機は、金融自由化のもとで自由化政策をとる近隣諸国に連鎖的に波及することによって、大きな混乱要因となった。それまで短期間に大量の遊休資本が東アジア資本市場に流入することによって、金融グローバル化のメリットが声高に叫ばれたのであるが、通貨危機によって、これらの短期資本がいつせいに東アジアの新興市場から流出することによって、現地の金融システムは大きな危機に陥った。それだけでなく、金融危機は経済実態にもマイナスの影響をもたらして、ついにはインドネシアのようにそれまでの開発独裁体制への社会的批判が現実化して、政治指導者の交代をともなった国も存在した（Inoue, 2000）。

標準的な理解に従えば、このようなアジア通貨・金融危機はあくまで金融サイドにおける一時的な混乱である。だが、そのインパクトはすでに見たように、政治的、社会的体制にまで波及して

いる以上、たんなる金融危機ではなかった。さらに言えば、経済的なレベルにおいても、それまでの東アジアの第1世代、第2世代 NIES の成長を支えた、いわゆる輸出主導型、直接投資主導型の経済成長のひずみが明らかになった。つまり、製造業の加工組み立て部門における過剰投資、過剰蓄積の問題であった。金融グローバル化を背景にして、大量に流入した外国の資本は現地における直接投資として定着した限りにおいて実態経済にプラスに作用したが、需要の先取りにもとづく投資戦略は行過ぎる傾向を当初から備えていたであろう。さらに加えて、20年以上に及ぶ長期的な好景気はバブル的状况を生み出して、不動産市場、株式市場が投機的性格を呈するに至った。投機の行き過ぎは当然、その反転に行き着く。そのことは当然予測可能であったとはいえ、投機からその反転への事前的な防止策を新興の工業国の経済運営に求めることは困難であった。これらの諸国の経済システムはすべて、成長のために制度化されているのであって、危機への対応はそもそもビルトインされていなかった。

危機の発生から、その対応の過程において、主要な国際機関（IMF, 世界銀行）が当該諸国に対して危機の診断、処方箋を作成している。危機の診断をめぐって、いわゆる「クローニー資本主義」が批判されたことは周知の通りであるが、そうした表面的批判を別にすれば、提示された処方箋は、市場原理の徹底にもとづく国内経済システムの制度改革が大きな柱であった。つまり、人脈に頼ったクローニー資本主義ではなく、組織の透明性を高めて、経済行為が近代的に契約化すれば、合理的、効率的な市場システムが誕生する、というわけである。だが、そうした方向づけが的確であったとしても、そのような目標の実現には数多くの制度的受け皿を必要とする。先進諸国が市場経済化しているといっても、市場の合理性が自動的に、自然発生的に実現したわけではない。歴史的に長期の時間をかけて、市場という制度を作り上げて

きたわけであって、市場の制度形成は現在でも不断に形成過程にある。

アジア通貨・金融危機後の市場経済化プログラムはミクロ・マクロレベルで実施に移されているが、コーポレート・ガバナンスについても、単線的、直線的に改革が進展しているわけではない。（1）

それゆえ、こうした現状から判断するかぎり、市場経済の制度的な枠組みが形成されるためには、長期的な展望に立って、根強い制度作りが必要になるといえる。制度形成のためには、短期、中期、長期のそれぞれのレベルで考える必要があるだろう。短期は制度導入の時間であり、中期は制度の定着時間、そして長期は制度の発展ないし変容の時間である。

## 2 企業主導型ネットワーク形成

1970年代以降、とくに1980年代後半における円高傾向を背景にして東諸国に加工組み立て産業を中心とする生産・交易のネットワークが形成されてきた。1990年代半ばまでの傾向は、主として雁行型発展モデルにそう形で、日本、NIES 4カ国、ASEAN 四カ国の間で研究開発過程、熟練生産、低熟練生産という区別で国際分業が展開された。さらに、1980年代末から東アジア国際分業に中国（主として沿岸部）が参画して、従来の単純なタイプの国際分業はより複雑なタイプに進化しつつある。というのも、中国は労働コストによる競争力を発揮させることのできる労働集約的製品だけでなく、最先端の工業製品の製造にも関与することができただけの技術の蓄積、集積基盤を有していたからである。中国的なものの作りの象徴である大量の模倣品、コピーの氾濫は、こうした産業集積にもとづく競争なしには考えられない。ともかく、1990年代半ばまで、コスト格差を意図した日本企業の海外生産の展開は、東アジア諸国から中国を巻き込む形で展開された。そして、1990年代後半から2000年代初めには、日本企業は中国シ

フトに一層傾いた。その場合、中国に進出する目的は、低コスト戦略だけではなく、むしろ中国市場の将来性にあった。こうした状況に対して、2007年現在、つぎのような二つの変化が見られる。第一に、中国シフトが数年間続いたのちに、進出先の中国沿岸部の人件費その他生産コストが急上昇した結果、中国シフトの意味は以前に比べてかなり弱まっている。その結果、中国シフトからのやり戻しが起こっていて、日本企業の海外進出先として、ASEAN 4カ国が再び注目を集めている。それは、ASEAN における一定の工業化の進展を踏まえて、技能形成が進んでいるからである。各国におけるサポーティング・インダストリーの形成、ASEAN 内部での自由貿易の制度的な枠組み作りなどが、新たな好条件として作用している。その意味でかつてのような極端な中国シフトはかなり弱まっている(2)。第二に、それと並行して、日本国内への回帰も始まっている。つまり、単なるコスト格差によって形成されないような、質的な競争力を日本国内で形成しようというケースである。同じ企業においても、そうした国内・国外の生産のすみわけを製品に応じておこなう場合もある。主として汎用品は国外工場生産して、国内では、高付加価値商品の開発に専念する戦略である。これは、かつての日本経済の空洞化傾向への反例であり、日本の製造業の競争力を維持しようとする戦略である。

こうした状況のなかで具体的に言えば、家電産業における国際分業はつぎのように展開されている。たとえば、ASEAN 地域内関税優遇制度によって、白物家電の生産は、タイへの集約が強まっている。日本企業の家電生産(2003年、数量ベース)は、電子レンジの96%、エアコンの74%がタイに集中している(3)。また、輸送コストがかかる大型白物家電(冷蔵庫、洗濯機)も半分以上がタイで生産されている。こうして日本企業は白物家電についてタイに集約しつつ、テレビはシンガポール、マレーシアに集約している。また同じ

製品であっても、機種ごとに生産拠点が差別化されている。冷蔵庫について、空冷式冷蔵庫はタイで生産して、直冷式冷蔵庫はインドネシアで生産している。マレーシアは、テレビやビデオなどAV機器を中心にして生産集積を高めてきた。また、カラーテレビ、カーステレオについてもマレーシアがASEAN 内部での最大の生産国である(輸出加工型企業への投資優遇措置、原材料・部品への輸入関税の免税措置)。さらに、自動車生産ではタイが「組み立て生産の現場」だけという役割から、「部品調達センター」としての機能を強めている。そして、現地での部品調達を強めるために、研究開発拠点、部品調達センターを設置する動きが強まっている。たとえば、トヨタは日本、USA につぐ研究開発センターをタイに設置している。たしかにタイにおける自動車産業のすその産業の広まりは顕著であり、ASEAN のなかで日系製造業のなかで現地調達率が5割を超えているのは、タイだけである(タイ 49.8%、マレーシア 42.2%、インドネシア 42.1%、フィリピン 23.2%、ジェトロ、2006)。とりわけ、日系自動車メーカーは欧米メーカーよりも、タイにおける自動車部品メーカーの育成に関わっている。

こうした国際分業の展開は、東アジア内部での取引の深まりにも影響を与えている。東アジア(日本、中国、NIES 4カ国、ASEAN 4カ国)における域内輸出額の伸び率は1985年から2004年にかけて9.7倍であり、これは、世界平均の4.9倍、EU 15カ国の平均5.0倍を上回っている。また域内輸出比率は東アジアが36.5%(1985年)から49.2%(2004年)に増加しているのに対して、EU 15カ国は、59.2%(1985年)から55.2%(2004年)に低下している(4)。

このように国際分業のパターンは、従来の垂直的な分業から水平的な分業に移行しつつある。つまり、「工程を分割して日本国内と国外で分業する」タイプから「工程を分割せず海外で一貫生産をおこなう」タイプへの移行である。少なくとも

2006年現在、水平的分業を志向する企業は、あるアンケート調査において70%を超えている(5)。つまり、日本国内と東アジア諸国との部品供給関係が減少する一方で、東アジア域内で相互に部品供給をおこなう関係が形成されている。

### 3 東アジアにおける成長と所得再分配のリンク

前節でみたような東アジアにおける企業内取引を中心とした国際分業がこの地域の相対的に高い成長を支えているとすれば、この地域において成長の成果はどのように配分されているのだろうか。元来、この所得分配のテーマは以下のようなかたちで議論されてきた。まず、開発独裁との関連において、経済成長の条件として政治的安定が優先された。そのために言論の自由、複数政党制、労働組合設立の権利などは当面制限されるものとして社会的に取り扱われてきた。韓国、台湾については1980年代半ばにおける民主化の開始までがそうであったし、インドネシアのような国は1996-97年のアジア通貨・金融危機によって初めて長期にわたって統治した政権が崩壊した。このような状況においては、開発独裁の受容と引き換えに、国民には経済成長の実現が約束された。成長を続ける限りにおいて、開発独裁は許容されたのだった。第二に、こうしたアジア型の発展において、相対的にラテンアメリカ諸国と比べて、成長にともなう所得格差が最低限に抑制されたことが報告されている。つまり、ジニ係数についていえば、東アジア諸国、とくにNIES四カ国では1990年代まで低水準にとどまった。東アジアでは比較的、所得平等的な成長が実現したといわれる由縁である。

このような状況に加えて、現在、社会保障制度に関連した所得分配のあり方が東アジア諸国について問題になっている。その直接のきっかけとなったのは、アジア通貨・金融危機であった。それまで20年以上にわたってともかく好景気が持続したので、これらの諸国は経済的危機への準備を

怠っていたのである。その結果、危機の影響をともに受けて、失業率の上昇に対する制度的な対応の不足が問題になった。具体的には、東アジアでは、失業保険が形式的に存在するのは、日本(1947年)、韓国(1995年)、台湾(1999年)、中国(1999年)、そしてタイのみである。危機への対応として、セーフティ・ネットワークの構築が各国において問題となったのは、この時期であった。

経済成長の目的はあくまで生活者＝市民の生活水準のレベルアップにあるとすれば、この地域の社会保障制度はどのような内容をもっているのだろうか(以下の数値は、大澤編、2004による)。

たしかに社会保障費/GDPの比率を見ると、韓国3%、台湾5%で、ASEAN 諸国はさらに低水準である。東アジアでは、むしろ教育支出/GDPの比率のほうが社会保障費/GDPよりも高い。マレーシア6%、台湾(3%)、韓国(3%)である。さらに、社会保障費支出(対GDP比)と一人当たり実質GDPの関係を見ると、北欧・大陸ヨーロッパ諸国(ともに高水準)、地中海諸国・韓国・台湾(ともに中水準)そして日本、北米(低い社会保障費支出、高い経済水準)、さらに、タイ、インドネシア、中国(ともに低水準)に区分することができる(1996年現在)。こうした数値で確認されるかぎり、現代の社会保障制度において東アジアモデルが存在するわけではない。だが、社会保障制度の制度化はすでに数多くの国において始まっている。ただ、現在ではまだ高齢化の波が高まっていない理由によって、社会保障費の財政負担は重くなっていない。

この点についてやや詳しく見れば、つぎのようである。老齢、疾病、労災を含む社会保険は、日本、中国、NIES4カ国、ASEAN4カ国においていずれも制度化されている。そして、1990年代には、韓国、台湾両国において、国民皆保険が実現している。他方、国民皆年金は韓国では実現されている(1986年—国民年金法成立、1988年—実



施)のに対して、台湾では政治的対立のためにいまだ実施されていない。それゆえ、台湾では、公的年金制度は、公務員、教職員、軍人についてそれぞれ別個に制度化されている。

社会保障制度の東アジアモデルは固有には存在しないにもかかわらず、やはり国家が一定の役割を果たしている。シンガポールに見られるようなCPF(中央積立基金)は一種の強制貯蓄であり、社会的困難や個人的必要に立ち至ったとき、個人勘定で積み立てられた資金を引き出すことができる。所得再分配効果を伴わない社会保障制度である。しかも、CPFは全体として、資本蓄積に振り替え可能な資金であることが特徴的である。韓国における国民皆年金の実現もまた、このような年金資金の資本蓄積効果を意図したものであったことが指摘されている(大澤編、2004)。

このような現在の状況を踏まえたうえで、今後の東アジアにおける成長と所得分配のリンクを展望した場合、どのような経済モデルを予測できるだろうか。おそらく、その場合の判断の基準となるのは、この地域における社会保障制度の制度構築の如何であろう。つまり、どのような社会保障制度を構築することになるのか。

ひとつの方向は、国際経済機関が現在主張しているような、財政的に中立的な最低限の社会保障制度である。こうした制度構築であれば、1970年代に先進諸国が陥ったような不況の持続→政府財政赤字の増大、という連鎖関係を回避することができるであろう。したがって、国民に保障されるのは、最低限の社会保障になる。これは、明らかにアメリカ合衆国的な戦略である。こうした最低限の制度化が果たして国民的合意を得るのか、が問題になる。すでに見たような東アジア諸国においてすでに存在する社会保障制度はこうした最低限の社会保障制度に必ずしもすべて還元されるわけではない。この地域では人口の高齢化が相対的に進んでいないために、社会保障支出のGDP比率が低水準にとどまっているとすれば、東アジア

には最低限の社会保障制度に還元されないような要素が少なくとも存在している。一定の攻めの制度化を推進できるとすれば、それは、すでに先進諸国が陥った公的管理の行き過ぎを回避しつつ、一定の公的役割と一定の民間のイニシアチブを組み合わせたものになるだろう。そうした第2の制度化は一定の「攻め」の制度化の側面を有しているがゆえに、第1の戦略と明確に区別される。この第2の戦略は、従来から東アジア・日本タイプの社会保障制度の特徴であるとされてきた家族と企業の論理とも異なるものであろう。家族的連帯による社会保障サービスの提供は人口の高齢化によって、日本の現在の例が示しているように、ひずみを生み出すことが必然的である。そうだとすれば、家族ないし企業という集団ないし組織を超えた論理で、社会保障サービスを公的に組み立てねばならないことになる。

#### 4 「中間階層」の出現

東アジアにおける成長の20年は、経済成長率の規則的な上昇によって、比率的に見ればマイノリティにせよ、「中間階層」と呼ばれる人々を生み出している。年間の所得フローの増大によってこれらの人びとを特徴づけることができるが、その特徴はNIES, ASEANでは時期的にも異なる(表1参照)。

表1 東アジアにおける中間階層の形成

|             | 1970年代   | 1980年代   | 1990年代   | 2000年代 |
|-------------|----------|----------|----------|--------|
| N I E s     | 形成<br>開始 | 成長       | 拡大       | 格差     |
| A S E A N   |          | 形成<br>開始 | 成長       | 拡大     |
| 中国<br>(沿岸部) |          |          | 形成<br>開始 | 成長     |
| インド         |          |          | 形成<br>開始 | 成長     |

たとえば、韓国では、すでに活動人口の40%が中流意識を有している。そして、これらの人びとは、耐久消費財の購入、マイホームの実現そして子供の教育という共通の関心を有している。これに対して、タイやフィリピンでは、中流階級の比率は韓国や台湾よりもはるかに低いレベルにとどまっている。そして、中流階級は首都を中心にしてサービス部門における専門職(ファイナンス、保険、銀行)についていることが多い。これらの人びとは一般的に社会的不平等の存在に寛容であり、多少の格差が増大することは、自由競争原理が機能する以上、やむをえないことと考える。つまり、国民の大多数の生活水準の引き上げというフォーディズム的な戦略ではなく、むしろネオリベリズムの受容に依拠している。

問題は、これらの中流階層が所得再分配の問題に関してどのような態度をとるか、である。この点は、前節で述べた社会保障制度の将来を展望する場合、分岐点になるだろう。タイのように中流階層が国民全体に占める比率が低水準である場合、社会的不平等の容認→最低限の社会保障制度の受容、というシナリオを描くことが可能であるが、韓国や台湾ではすでに中流階層が国民の大半を占めている以上、そうした最低限の戦略では国民的合意を得ることができないであろう(6)。また、タイにおける状況もこれから十年先には変化して、現在の韓国の水準になる可能性が高い。そうだとすれば、前節で述べた第2の戦略にもとづく社会保障制度の方向が有力な戦略となるだろう。

#### 5 経済統合の意味

以上の考察からわかるように、東アジアは1970年代半ば以降、基本的に成長軌道を歩みながらも、アジア通貨危機に見られるように、主要な経済危機を経験することによって、いかに市場中心の経済の舵取りがリスクを孕んでいるかを理解することになった。その後の十年は、危機からの経済回復過程がたんに以前の成長軌道に戻ることを意味

するだけでなく、以前とはもはや質的に異なる経済運営が必要になっていることを人びとに認識させている。テイクオフから急激な成長の促進は経済・社会に一定のひずみを引き起こしている。その主要な問題は、都市と農村の格差である。N I E sにおいても、A S E A Nにおいても、さらに中国においてはその問題は一層顕著である。市場の論理重視→成長→地域国際経済統合、というシナリオは、あらゆる人々に成長の成果を配分するように見えるが、危機のリスクはそうした楽観主義にブレーキをかける役割をはたしている。

成長の連鎖過程はそれ自体好ましいことであるが、企業の成長はあくまで日常の市民生活のレベルアップのための手段である。そうだとすれば、現在の東アジアにおいて企業レベルでの統合のネットワークはすでに事実上形成・拡大過程にある。そうした現在において展望されるべきは、市民生活におけるさまざまなリスクをバックアップするための社会保障制度の模索であろう。

注

(1) アジア通貨危機以降におけるいわゆる市場メカニズムの制改革の成果については、たとえば、末廣を参照。

(2) 通商白書、2006年、144-147頁。

(3) ジェトロ、2004年

(4) ジェトロ、2005年

(5) 通商白書、2006年

(6) タイでは、2006年9月外遊中の現職の首相の留守を狙って、軍事クーデターが15年ぶりに再発した。現在の所、元軍人であり、タイ国王の側近でもある民間人が内閣を率いているが、現時点でも完全な民間人主導の内閣への移行は、1年半以上先の予定であると公表されている。今回の無血クーデターの原因は直接的には首相側近への利益誘導政治への反発であるが、中流階層の出現、都市と地方の対立の問題も間接的に影響している。

都市の中流階層にとって、一定の社会的不平等は寛容するにしても、そのことは首相の側近・血縁者による特権的利害形成を許容するものではない。その結果が、首都で数多く展開された首相批判の大規模デモ行進であった。ところが、都市部で激しく批判された首相が農村部では、農民の医療福祉のばら撒き政策のおかげでポピュリズム的な支持を拡大することができた。こうして、急激な経済成長は都市と農村の利害の拡大を引き起こして、国民全体の一般的な利害形成が困難になった。

#### 参考文献

末廣昭『タイの制度改革と企業再編』アジア経済研究所、2002年

ジェトロ貿易投資白書、2004年、2005年、2006年

通商白書、2006年

大澤真幸編『アジア諸国の福祉戦略』ミネルヴァ書房、2004年

Inoue Yasuo (1999), “ la crise asiatique et son impact sur les nouveaux pays industrialises de la 2<sup>e</sup> et 3<sup>e</sup> generation » in C.Le Van et J.Mazier eds, L'Economie vietnamienne et la crise asiatique, L'Harmattan

Inoue Yasuo (2000), “Beyond the East Asian economic crisis” in Japanese Capitalism in crisis, edit., R.Boyer & T.Yamada,Routledge

Inoue Yasuo & Petit.P. (2004), “Investissements directs etrangers et integration regionale en Asie de l'est “ in L'ouvrage collectif EMMA-RINOS(Réseau Intégration Nord-Sud)

## 通貨統合の諸条件の比較分析

-----Eurostat 産業連関表とアジア国際産業連関表を使用して

Comparative Analysis of Conditions for Monetary Integration

-----using Eurostat I-O Tables and Asian International I-O Tables

宇仁宏幸（京都大学）

の為替レート管理のターゲット設定は同一ではなく、二通りに分岐しており、これは通貨危機後の経済成長率の格差の一因となっている。アジア諸国における一国的管理フロート制はいくつかの限界を持っており、アジアにおいてもERMIIと同様の共同的為替レート調整メカニズムの制度化が必要である。

### I はじめに

本論文の目的は、輸出財と非貿易財とに分けて、労働生産性上昇率を計測することにより、アジア諸国および拡大EU諸国における通貨統合の諸条件を考察することである。輸出財と非貿易財の労働生産性上昇率格差の問題は、いわゆる「バラッサ・サミュエルソン効果」との関連で議論されることが多いが、その実証研究の大部分では、製造業を貿易財部門とみなし、諸サービスを非貿易財部門とみなすという極めて安易な区分法が採用されている。本論文では、産業連関表を利用して商品別の垂直的統合労働係数を算出することにより、輸出財と非貿易財の労働生産性をかなり厳密に計測する。

輸出財の労働生産性上昇率が非貿易財のそれを上回るという格差は、インフレーションあるいは累積的な貿易不均衡をもたらす可能性がある。インフレーションは、いわゆるバラッサ・サミュエルソン効果を通じた非貿易財の価格上昇に起因する。つまり、輸出財の労働生産性上昇率に準拠して全部門の賃金が増加するとき、非貿易財の価格が増加する。逆に、非貿易財の労働生産性上昇率に準拠して全部門の賃金が増加するときには、輸

### Abstracts

産業連関表および雇用表を使用して、各商品1単位の生産に直接的間接的に必要な労働量を算出できる。これを、輸出財の商品別構成比で加重平均することによって、輸出財の労働生産性を算出する。同様に非貿易財の労働生産性を算出する。Eurostat産業連関表を使って1998年と2003年のハンガリー、チェコ、スロバキアおよびドイツについてこの計算を行った。また、『アジア国際産業連関表』を使って、1990、1995、2000年のインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、中国、台湾、韓国、日本、米国についても同様の計算を行った。その結果を見ると、ハンガリー、チェコ、スロバキアおよびアジアの多くの国において輸出財の労働生産性上昇率は非貿易財のそれを上回っている。このような「輸出にかたよった生産性上昇」の下では、為替レートを固定すると、国内のインフレーションか、あるいは貿易不均衡の累積のどちらかが発生する。このジレンマを回避するためには、為替レートの長期的な調整が必要となる。実際、ハンガリー、チェコ、スロバキアは、ユーロ圏への参加は先送りして、ERMII、あるいはそれに準拠した為替レート調整メカニズムを採用して、為替レートの調整を行っている。一方、アジアにおいては、1994年に人民元の対ドル為替レートが裁量的に切り下げられ、他のアジア諸国通貨の対人民元での過大評価が発生した。これは1997年に多くの国で起きた投機筋による通貨アタックの一因となった。通貨危機の結果としてアジア諸国の為替レートは大幅に切り下がるとともに、多くの諸国は管理フロート制に移行した。しかし、各国

出財の価格が低下する。固定為替レートのもとでは、これは、貿易黒字の累積的拡大をもたらす可能性が高い。

インフレーションと累積的な貿易不均衡は、ともに通貨統合つまり共通通貨の採用にとって、決定的に不利な条件となる。輸出財の労働生産性上昇率が非貿易財のそれを上回るという格差が域内のいくつかの国に存在するとき、インフレーションあるいは累積的な貿易不均衡を回避するためには、当該国の通貨価値の切り上げが必要となる。しかし、一国的に為替レートを管理する為替体制のもとでは、このような切り上げは嫌われ、実行されない可能性が高い。また、裁量の切り下げが行われるリスクもある。各国為替レートの長期的な調整を確実に行うためには、一国的管理フロート制ではなく、多国的な制度化された強調によって為替レートを調整する共同的な為替体制が有効であると考えられる。

本論文の構成は次の通りである。第II節では、産業連関表に基づいて、輸出財と非貿易財とに分けて、労働生産性上昇率を計測する方法を説明する。第III節では、拡大EU諸国に関する計測結果を示し、それが有する意味と制度的背景について考察する。ERMIIという共同的な為替調整メカニズムが存在するために、通貨の過小評価や過大評価が起きていないことを示す。第IV節では、アジア諸国に関する計測結果を1990年代前半と後半に分けて示し、それが有する意味や制度的背景について考察する。1994年の中国人民元の裁量的切り下げによって、ドル・ペッグ制を採用する他の諸国では対人民元為替レートの過大評価が発生した。その修正は1997年の通貨危機という急激で暴力的な形態で行われた。通貨危機後、ほとんどのアジア諸国は管理フロート制に移行したが、為替レート管理のターゲットの設定のしかたは一律ではなく二通りに分岐していることを明らかにする。第V節では、アジアにおける通貨統合の諸条件を考察し、現状の一国的管理フロート制では、通貨

価値の長期的調整にとっては限界があることを示す。

## II. 輸出財と非貿易財の労働生産性上昇率の計測

輸出財と非貿易財の労働生産性上昇率は、産業連関表などから次のように算出される（詳しくは宇仁(1995)参照）。

記号は次の通りである。

列ベクトル  $X$ : 国内生産総額

列ベクトル  $Y$ : 最終需要 (国内最終需要  $D$  と輸出  $F$  の和)

行列  $A$ : 国産品の投入係数行列<sup>i</sup>

行ベクトル  $a$ : 諸商品1単位の生産に直接的に必要な労働量 (産業部門別就業者数)<sup>ii</sup>

スカラー  $L$ : 総労働量 (総就業者数)

数量に関して次の2つの方程式が成立する。

$$(I-A)X=Y$$

$$aX=L$$

以上の2式から

$$a(I-A)^{-1}Y=L \quad (1)$$

$a(I-A)^{-1}$  は、商品財1単位を生産するために直接的・間接的に必要な労働量、すなわちPasinetti[1993]のいう「垂直的統合労働係数」である。それを  $v$  (行ベクトル) と表すと、次の(2)式が得られる。

$$vY=v(D+F)=L \quad (2)$$

$d$  と  $f$  をそれぞれ国内最終需要と輸出の商品別構成比 (列ベクトル) とすると、次の(3)(4)式が得られる。

$$D=d \sum D \quad (3)$$

$$F=f \sum F \quad (4)$$

(3)(4)式を(2)式に代入すると

$$v(d \sum D + f \sum F) = vd \sum D + vf \sum F = L$$

$vd$  と  $vf$  はスカラーとなり、それぞれ国内最終需要財と輸出財1単位を生産するために直接的・間接的に必要な労働量である。ただし、Eurostat 産業連関表およびアジア国際産業連関表はともに名目

表であるために、上記の「1単位」は、各国の名目通貨価値で測った1単位である<sup>iii</sup>。物的労働生産性を求めるためには、物量で測った1単位を生産するために直接的・間接的に必要な労働量が必要である。そのために、 $vd$  には『国民経済計算』<sup>iv</sup> から算出した国内需要<sup>v</sup> のデフレーターを、 $vf$  には「財およびサービスの輸出」のデフレーターを乗じる。これが、垂直的統合労働係数である。垂直的統合労働係数の低下率が、本稿での労働生産性上昇率である<sup>vi</sup>。

さらに、本稿では、輸出財の垂直的統合労働係数に製造業の賃金率を乗じて得られる「輸出財の単位労働コスト」についても検討する。輸出財価格の構成要素としては、この単位労働コストの他に、輸入原材料コストと資本コスト (利潤など) がある。本稿では、次の理由で、単位労働コストに焦点をあてる。第一に、一般的に、価格に占める比重は単位労働コストが最も大きく、輸入原材料コストと資本コストの比重は小さい。第二に、本稿の分析は、長期の分析であり、顕著な長期的トレンドを有するのは、単位労働コストを構成する垂直的統合労働係数と賃金率である。輸入原材料コストと資本コストは明確な長期的トレンドをもたない。さらに、輸入原材料コストは為替レートの短期的変動の影響を受け、また資本コスト (とくに利潤部分) も短期的変動が大きいので、本稿のような5年間隔のデータを使用する分析では当該年の特殊要因を反映する攪乱要因となる可能性が高い。

二国間の為替レートを考察する際のベンチマークとして、本稿では、この「輸出財の単位労働コスト」を二国間で均等化させる「単位労働コスト平価 (以下ではULCPと略記する)」<sup>vii</sup> に着目する。

ULCP = A 国の輸出財単位労働コスト / B 国の輸出財単位労働コスト

= (A 国の輸出財垂直的統合労働係数 × A 国の賃金率) / (B 国の輸出財垂直的統合労働係数 × B 国の賃金率)

したがって、次の式が成立する。

ULCP 変化率 = (A 国の賃金上昇率 - A 国の輸出財労働生産性上昇率) - (B 国の賃金上昇率 - B 国の輸出財労働生産性上昇率)。

たとえば、A 国が日本、B 国が米国として、米国の賃金上昇率は輸出財の労働生産性上昇率と等しい場合に、日本の輸出財の労働生産性上昇率が賃金上昇率を上回ると、日本の対米 ULCP の値は低下する。つまり日本の対米 ULCP は増価する。

拡大 EU 諸国に関しては対ユーロ為替レートと対ドイツ ULCP を比較する。アジア諸国に関しては対ドル為替レートと対米 ULCP、対人民元為替レートと対中国 ULCP を比較する。

## III 拡大 EU 諸国の計測結果

Euorstat が作成している標準化された産業連関表<sup>viii</sup>を利用して、1998-2003年のハンガリー、チェコ、スロバキア、ドイツにおける労働生産性上昇率 (垂直的統合労働係数の低下率) を算出した結果が表1である。ハンガリー、チェコとスロバキアにおいて、輸出財の労働生産性上昇率は、非貿易財のそれを上回る。つまり「輸出にかたよった生産性上昇」(Hicks, 1953) が顕著である。その主な要因は、直接投資の流入である。これらの国が2004年にEUに加盟することが確実にになった1997年末以降、直接投資の流入量は急増した。部門別にみるといずれの国でも約4割が製造業への投資である。とくに自動車、電気・電子機器産業の多国籍企業が、完成品や部品の生産工場を建設するケースが多い。これらの工場では、国際分業の一環として組み込まれ、最新の技術や設備を利用するので、生産性上昇率も高い。また、これらの工場の製品の大部分は輸出される。2003年の産業連関表によると、機械製造業 (部門コードでは29-35) の国内生産額に占める輸出の割合は、ハンガリーで89%、チェコで77%、スロバキアで88%である。2000年代のこれらの国における輸出の実質伸び率



は年率約 10%であり、実質経済成長率の 2 倍以上である。

このように、これらの国において、輸出財の労働生産性上昇率は非貿易財のそれを上回る。そしてハンガリーとスロバキアにおいては賃金上昇率は輸出財の労働生産性上昇率とほぼ等しい。この場合、非貿易財の労働生産性上昇率よりも賃金上昇率が大きくなる。これは、非貿易財の価格上昇を引き起こす要因となる。このようなハンガリーとスロバキアのケースはバラッサ・サミュエルソン・モデル(Balassa、1964、Samuelson、1964)が描く状況に近い。バラッサ・サミュエルソン・モデルでは、貿易財に関する一物一価の成立という第一の仮定に加えて、賃金上昇率が輸出財部門の労働生産性上昇率に等しいという第二の仮定が採用されることが多い<sup>ix</sup>。この二つの仮定の下で、貿易財部門の労働生産性上昇率が非貿易財部門のそれを上回るとき、貿易財の価格は不変であり、非貿易財の価格は上昇する。その結果、この二つの加重平均である一般物価は上昇するので、自国通貨の名目為替レートが不変である場合、実質為替レートが切り上がる。したがって、ハンガリーとスロバキアのようなケースを、以下では「バラッサ・サミュエルソン型」と呼ぶ。実際、表 1 のインフレ率をみると、ハンガリーとスロバキアはかなり大きな値を示す。

他方、チェコの賃金上昇率は、非貿易財の労働生産性上昇率に近い値となっている。したがって、非貿易財の価格上昇圧力も小さいので、チェコのインフレ率は、ハンガリーとスロバキアよりも低い。チェコにおいても、1993-97 年の賃金上昇率は年率 14%、インフレ率は 9%であったが、表 1 に示すように 98-2003 年の、賃金上昇率とインフレ率は大幅に低下した。その主な要因は、97 年に投機的資本の流出によって、経済危機が起き、それまで約 4%であった失業率は、倍増して約 8%になったため、賃金上昇が抑えられたことにある。

チェコにおいては、輸出財の労働生産性上昇率

は賃金上昇率よりも大きい。このとき輸出財の単位労働コストは低下する。もし相手国においては輸出財の労働生産性上昇率は賃金上昇率と等しいとすると、この相手国に対するチェコの ULCP は増価する。実際、チェコでは、対ドイツの ULCP は年率 2.6%で増価した。そして、注目すべきことは、ULCP の増価率とほぼ同じ率でチェコの対ユーロ為替レートも増価したことである。「バラッサ・サミュエルソン型」のハンガリーとスロバキアにおいては、もし相手国において輸出財の労働生産性上昇率は賃金上昇率と等しいとすると、この相手国に対するハンガリーとスロバキアの ULCP は不変となる。そして表 1 に示すようにハンガリーとスロバキアの為替レートもほぼ不変である。この拡大 EU3 国において、ULCP 増価率と為替レート増価率との間にほとんど差がないことは、後でみるアジア諸国における大きな差とは対照的であり、注目すべき事実である。

このような ULCP の変化に応じた為替レート変化を促しているのは、EU 新規加盟国の為替体制である。新規加盟国の多くは、ERMII、あるいはそれに準拠した為替体制を採用している。ERMII は、EC 加盟諸国の為替レートの共同的調整メカニズムとして 1979 年に創設された ERM の改良版である。Bofinger and Wollmershauser (2002)によると、ERMII の基本的しくみは次の 4 点である。第 1 は、中心レートと変動幅の共同的決定、第 2 は、為替市場への共同的介入のルール、第 3 は介入に必要な短期資金の相互融通、第 4 は、退出オプションである。経済統合の持続性にとっては、第 1 のしくみが決定的に重要である。通常管理フロート制では、当該国が中心レートを変更する権限をもつ。そのために、自国の利益のために、近隣窮乏化をもたらす裁量的通貨切り下げも起こりうる。ERMII では、中心レートの変更には、参加国間の合意が必要であるので、近隣窮乏化的な裁量的な切り下げは防止される。

EU 新加盟国がユーロ圏に参加するための条件

の一つは、最低 2 年間 ERMII に参加し、中心レートの切り下げを行わないことである。スロバキアは、1998 年から切り下げを行うことなく管理フロート制を採用していたが、2005 年 11 月に ERMII に参加し、2009 年のユーロ導入をめざしている。ハンガリーは、ERMII にはまだ参加していないが、

2001 年 10 月から、ERMII と同様な中心レートと変動幅を一国で決めて、ERMII への一方的 shadowing を行っている。チェコも ERMII にはまだ参加していないが、1998 年以来、直接的インフレ・ターゲットの枠組みをもつ管理フロート制を採用している(Rawdanowicz, 2006)。

表 1. 拡大 EU 諸国における労働生産性、賃金率および為替レート(1998-2003 年、単位: %)

|       | 労働生産性上昇率 |      | 名目賃金率上昇率 | インフレ率 | 為替レート増価率 | ULCP 増価率 |
|-------|----------|------|----------|-------|----------|----------|
|       | 非貿易財     | 輸出財  |          |       |          |          |
| ハンガリー | 3.2      | 11.1 | 11.9     | 7.5   | 0.1      | -0.5     |
| チェコ   | 3.3      | 9.1  | 5.8      | 2.5   | 2.9      | 2.6      |
| スロバキア | 2.9      | 8.3  | 8.0      | 8.0   | 1.9      | 1.5      |
| ドイツ   | 0.8      | 1.9  | 1.9      | 1.3   |          |          |

注: 成長率は対数偏差の年当たり平均である。為替レートは対ユーロ、ULCP は対ドイツの値である。

出所: 労働生産性と ULCP は Input-Output Tables (Eurostat)と National Accounts (OECD)のデフレータとを使用して算出した。名目賃金率は Labour Statistics Database (ILO)の製造業の月当たり賃金（ドイツは時間当たり賃金）である。他の変数は IFS (IMF)による。

#### IV アジア諸国の計測結果

##### (1) 1990～95 年のアジア諸国

アジア経済研究所が作成している『アジア国際産業連関表』<sup>x</sup>を利用して、1990～95 年および 1995～2000 年の米国を含む 10 カ国における労働生産性上昇率（垂直的統合労働係数の低下率）などを算出した結果が表 2 と表 3 である<sup>xi</sup>。

表 2 に示す 1990-95 年においては中国、韓国、台湾、シンガポールおよびフィリピンにおいて、輸出にかたよった労働生産性上昇は顕著である。多くのアジア諸国において、輸出財の労働生産性上昇率が非貿易財の労働生産性上昇率を大きく上回る原因は次の点にある。NIES における輸出志向工業化の成功以来、多くの東アジア諸国は、先進国資本と先進国技術を積極的に導入して、輸出財の生産を促進する戦略を採用している。その結果、最新技術を装備して大規模生産を行う輸出向け製品生産工場では、高い労働生産性上昇率が実現するのである。この輸出にかたよった生産性上昇と

いう傾向は、先進国へのキャッチアップが完了するまで続くと考えられる。

労働生産性上昇率と名目賃金上昇率との格差に注目すると、次のことがいえる。1990-95 年において、輸出にかたよった労働生産性上昇が起きた中国、韓国、台湾、シンガポールおよびフィリピンのうち、フィリピン以外では、輸出財の労働生産性上昇率と名目賃金上昇率とがほぼ等しい。つまり「バラッサ・サミュエルソン型」になっている。その結果、これらの国では、非貿易財の労働生産性上昇率が名目賃金上昇率を下回ることになり、これは非貿易財の価格上昇圧力を生み出す。実際に、これらの国のインフレ率は、非貿易財の労働生産性上昇率が名目賃金上昇率とのギャップの大きさにほぼ相当する値となっている。

ハンガリーとスロバキアのケースで述べたように、「バラッサ・サミュエルソン型」の国の場合は、もし相手国において輸出財の労働生産性上昇率は賃金上昇率と等しいとすると、相手国に対するこ

の国の ULCP は不変となる。大部分のアジア諸国にとって最大の貿易相手国は米国である。また、大部分のアジア諸国にとって、輸出における最大の競争相手国は、輸出額が最大である中国である。したがって、本稿では、対ドルと対人民元の通貨価値を検討する。1990-95 年においては、米国でも中国でも輸出財の労働生産性上昇率は賃金上昇率とほぼ等しいので、「バラッサ・サミュエルソン型」の中国、韓国、台湾、シンガポールの対米 ULCP も、対中国 ULCP もともに、表 2 に示すようにほぼ不変であった（タイとマレーシアは、輸出財と非貿易財の労働生産性上昇率がほぼ等しく、名目賃金上昇率もそれに近い値であるために対米でも、対中国でも ULCP の変化は小さかった。）。

この時代においては、ほとんどのアジア諸国の通貨は「ドル・ペッグ制」により、各国の通貨当局によって固定的に管理されていた。したがって表 2 に示すように、対ドル為替レートはほぼ不変であった。賃金上昇率が輸出財部門の労働生産性上昇率に等しく、ULCP が不変にとどまるという「バラッサ・サミュエルソン型」の構図は、「ドル・ペッグ制」を維持するための前提条件のひとつであった。

他方で、中国は「バラッサ・サミュエルソン型」であったにもかかわらず、1993 年の 5.76 人民元/ドルから 1994 年の 8.62 人民元/ドルへ、この 1 年間だけでも 33%にも達する大幅な切り下げを実施した。その結果、表 2 に示すように、アジア諸国の対人民元為替レートは大幅に増価した。小国が固定的ドル・ペッグを維持するためのもうひとつの条件は、輸出での競合度が高い他の諸国が固定的ドル・ペッグを続けることであるが、中国人民元の切り下げにより、この条件は崩れた。したがって、アジア諸国は、新たな為替体制を何にするかという為替体制の選択問題と、新たな為替レート水準をどの程度にするかという為替レート水準の選択問題に直面することになる。

また、インドネシアとフィリピンについては、

名目賃金上昇率が輸出財の労働生産性上昇率を大きく上回ったために、インドネシアとフィリピンの対米と対中国の ULCP は低下した。

図 1～9 は、アジア各国について、対ドルと対人民元の為替レートおよび対米国と対中国の ULCP の逆数の推移を、1990 年の値を 100 として、図示したものである<sup>xii</sup>。1990-95 年においては、インドネシアとフィリピン以外では、対ドル為替レートと ULCP はほぼ一致して、不変を維持している。しかし、図 1 に示すように中国は対ドルで人民元を大幅に切り下げたため、対ドルでは為替レートが減価するかたちで、ULCP から乖離している。インドネシアとフィリピンは、対米 ULCP が減価するかたちで、為替レートから乖離している。

対人民元では、ほとんどの国の通貨は、為替レートが増価するかたちで、ULCP の推移と大きく乖離している。ULCP がほぼ不変であることは、輸出財の単位労働コストは中国と比較して大きく変化していないことを意味する。この状況でアジア諸国通貨の対人民元での為替レートが増価すると、これらの諸国の輸出競争力は中国に比して低下する。アジア諸国は、輸出に関して中国と競合しているケースが多いが、1990 年代半ばから、中国からの輸出の増大と、アジア諸国の輸出の停滞傾向が現れた。『国連国民経済計算』での実質輸出額の推移をみると、1990 年を 100 とすれば、2005 年の値は、中国 1074、韓国 701、台湾 342、インドネシア 245、タイ 360、マレーシア 414、シンガポールは 450、フィリピン 257 となっている。また、日本の全品目輸入額の地域別シェアで見ると、中国のシェアは 1990 年の 5.1%から、1995 年 10.7%、2000 年 14.4%、2005 年 21.0%へ一貫して増加しているのに対し、NIEs と ASEAN4 のシェアは、1990 年 21.4%、1995 年 23.7%、2000 年 25.1%、2005 年 21.2%と停滞している（国際貿易投資研究所『日本の商品別国・地域別貿易指数』2007 年版 CD-ROM、原資料は財務省『通関統計』）。

表 2. アジア諸国における労働生産性、賃金率および通貨価値(1990-95 年、単位: %)

|        | 労働生産性上昇率 |      | 名目賃金<br>上昇率 | インフ<br>レ率 | 対ドル増価率 |      | 対人民元増価率 |      |
|--------|----------|------|-------------|-----------|--------|------|---------|------|
|        | 非貿易財     | 輸出財  |             |           | 為替レート  | ULCP | 為替レート   | ULCP |
| 中国     | 12.0     | 19.2 | 18.3        | 12.1      | -11.1  | 1.7  |         |      |
| 韓国     | 4.6      | 11.0 | 12.9        | 6.0       | -1.7   | -1.1 | 9.4     | -2.8 |
| 台湾     | 4.2      | 8.7  | 7.8         | 3.7       | 0.3    | 1.7  | 11.5    | 0.0  |
| インドネシア | 11.4     | 6.6  | 14.9        | 8.5       | -0.4   | -7.5 | 7.2     | -9.2 |
| タイ     | 7.7      | 9.1  | 7.9         | 4.7       | 0.5    | 1.9  | 11.7    | 0.2  |
| マレーシア  | 10.4     | 10.7 | 8.4         | 3.9       | 1.5    | 3.1  | 12.7    | 1.4  |
| シンガポール | 5.0      | 8.9  | 8.7         | 2.5       | 4.9    | 0.9  | 16.1    | -0.8 |
| フィリピン  | -0.5     | 4.9  | 9.6         | 9.3       | -1.1   | -4.0 | 10.0    | -5.7 |
| 日本     | 0.8      | 3.9  | 2.0         | 1.3       | 8.6    | 2.7  | 19.8    | 1.0  |
| 米国     | 2.4      | 3.2  | 3.9         | 3.1       |        |      | 11.1    | -1.7 |

注: 成長率は対数偏差の年当たり平均である。

出所: 労働生産性と ULCP は『アジア国際産業連関表』と National Accounts (United Nations)のデフレータとを使用して算出した。名目賃金率は製造業の月当たり賃金であり、日本については厚生労働省『毎月勤労統計調査』、米国については米国商務省経済分析局、NIPA(www.bea.gov)、インドネシアについては Stuiwenwold and Timmer(2003)による。その他の国の名目賃金率は Labour Statistics Database (ILO)による。他の変数は IFS (IMF)による。

## (2) 1995～2000 年のアジア諸国

前項で述べたように、1990-95 年においては、単位労働コストの相対的变化がほとんどないにもかかわらず、人民元が中国政府の裁量によって一方的に切り下げられたことによって、アジア諸国通貨の対人民元での為替レートと ULCP との乖離が生じた。それは、中国の輸出の急増とその他アジア諸国の輸出の停滞という不均衡にもたらした。1995-2000 年においては、このような乖離を是正する動きが生じた。この是正は、乖離が生じた通貨への投機アタックとして開始され、短期間での通貨価値の暴落というプロセスを通じて行われた。このような通貨価値の急激で暴力的な調整は、短期資本の流出、株価など資産価格の暴落、銀行危機、産出の低下や失業の増加など実体経済にも多くの破壊的影響を及ぼした。表 3 に示すように、1995-2000 年においても、輸出にかたよった労働生産性上昇の傾向は中国、韓国、台湾およびマレー

シアでみられる。1997 年のアジア通貨危機に付随する経済危機を反映して、インドネシアやフィリピンでは労働生産性が急速に低下した。

インドネシア以外では、名目賃金上昇率が前の時期と比べて低下した。これは経済危機による失業率の上昇が賃金上昇圧力を抑える役割を果たしたことで説明できる。その結果、インフレ率も前の時期と比べて低下した。

輸出にかたよった労働生産性上昇が続く韓国と台湾については、名目賃金上昇率が低下したことにより、「バラッサ・サミュエルソン型」の性格はなくなった。つまりチェコと同様に、輸出財の労働生産性上昇率は賃金上昇率を上回る。このとき輸出財の単位労働コストは低下する。もし相手国においては輸出財の労働生産性上昇率は賃金上昇率と等しいとすると、この相手国に対する韓国と台湾の ULCP は増価する。表 3 に示すように、とくに対中国の ULCP が大きく増価した。他方、輸

出財の労働生産性が低下したにもかかわらず、大幅な名目賃金上昇が続くインドネシアとフィリピンでは、対米でも対中国でも ULCP は低下した。

為替レートは、1997 年の通貨危機を通じて、中国を除くすべての国で急速に減価した。また、マレーシア以外の国では為替制度も通貨危機を契機に変更され<sup>xiii</sup>、従来のドル・ペッグ制から、主として中央銀行の為替市場介入により非公表ターゲットレートの維持を計る「管理フロート制」<sup>xiv</sup>に移行している。1997 年の通貨危機を通じて生じた為替レート減価によって、1994 年の人民元の裁量的切り下げにより発生した為替レートと ULCP との乖離はかなり小さくなった。しかし、通貨危機以降のアジア諸国の為替レート減価には、二つのパターンがある。第一のパターンは、対中国の ULCP をターゲットとする減価である。第二のパターンは対米の ULCP をターゲットとする減価である。

第一の為替レート調整パターンは、韓国、台湾、タイおよびマレーシアでみられる。図 2、3、5、6 をみればわかるように、1995-2000 年において、これらの国の対人民元為替レートは、対中国 ULCP とほぼ等しくなる水準に減価した。そして対ドルの為替レートは、対米 ULCP を大幅に下回る結果となっている。このような対中国 ULCP をターゲットとする為替レート調整によって、韓国、台湾、タイおよびマレーシアの輸出競争力は、中国と対抗できる水準に回復した。対ドル為替レートの過小評価状態も輸出競争力にとって有利に作用するが、輸入価格上昇など輸入面では不利に働く。

第二の為替レート調整パターンは、インドネシア、シンガポールとフィリピンにおいてみられる。図 4、7、8 をみればわかるように、1995-2000 年において、これらの国の対ドル為替レートは、対米 ULCP とほぼ等しくなる水準に減価した。そして対人民元為替レートは、対中国 ULCP と比べて大幅に増価した状態が続いている。つまり、インドネシア、シンガポールとフィリピンの輸出競争力

は、中国と対抗できる水準にはまだ回復していないことになる。先に述べたように『国連国民経済計算』での実質輸出額の推移をみると、1990 年を 100 とすれば、2005 年の値は、インドネシア 245、フィリピン 257 であり、中国の 1074 に劣るのはもちろんのこととして、他のアジア諸国と比べても輸出の伸びが小さい<sup>xv</sup>。このように、インドネシア、シンガポールとフィリピンが対米 ULCP を為替レート調整のターゲットに設定した背景要因としては、インドネシアとフィリピンの経済発展水準が中国よりかなり低く、またシンガポール経済発展水準は中国よりかなり高いので、中国との輸出の競合は、韓国、台湾、タイおよびマレーシアと比べて小さいという事情が考えられる。また、インドネシアとフィリピンについては、高止まりするインフレ率を抑えるためには、対ドル為替レートの過小評価によって生じる輸入インフレは避けねばならないという事情もある。また、都市国家であるシンガポールは貿易立国であり、対ドル価値の維持が重要である。

以上みたように、通貨危機によって、アジア諸国の通貨価値は暴落した。また通貨危機を契機に、ほとんどのアジア諸国は管理フロート制を採用した。危機以前と比べてかなり低い特定の通貨価値水準を、通貨当局の為替市場介入により維持しようとした。ただし、その為替レート調整のターゲットの設定は、国によって異なる。韓国、台湾、タイおよびマレーシアでは、輸出面で中国との競合度が高いため、対中国 ULCP がターゲットに設定された<sup>xvi</sup>。他方、輸出面で中国との競合度が比較的低いインドネシア、シンガポールとフィリピンでは、対米 ULCP がターゲットに設定された。このように、中国の対米 ULCP からの人民元の対ドル為替レートの大きな乖離と一国的な管理フロート制の帰結として、各国のターゲット設定が二通りに分岐することは、次のような問題を含んでいる。つまり中国の対米 ULCP からの人民元の対ドル為替レートの大きな乖離が続くかぎり、対中

国 ULCP をターゲットに設定した諸国においては、対ドル為替レートの過小評価状態が、対米 ULCP をターゲットに設定した諸国においては、対人民元為替レートの過大評価状態が続くことになる。このような状態は、一般的にみて、前者の輸出成長にとっては有利に作用し、後者の輸出成長にと

っては不利に働く。したがって、アジア諸国の経済成長率の格差につながる可能性をもつ。実際、アジア通貨危機以降、現在までの成長率をみると、後者に属するフィリピンとインドネシアの成長はかなり劣っている。

表 3. アジア諸国における労働生産性、賃金率および為替レート(1995-2000 年、単位: %)

|        | 労働生産性上昇率 |      | 名目賃金<br>上昇率 | インフ<br>レ率 | 対ドル増価率 |       | 対人民元増価率 |       |
|--------|----------|------|-------------|-----------|--------|-------|---------|-------|
|        | 非貿易財     | 輸出財  |             |           | 為替レート  | ULCP  | 為替レート   | ULCP  |
| 中国     | 5.8      | 7.4  | 10.5        | 1.8       | 0.2    | -4.4  |         |       |
| 韓国     | 4.1      | 10.1 | 7.1         | 3.9       | -7.7   | 1.7   | -7.8    | 6.1   |
| 台湾     | 4.5      | 6.5  | 3.5         | 1.4       | -3.3   | 1.7   | -3.5    | 6.1   |
| インドネシア | -2.9     | -8.4 | 18.9        | 16.4      | -26.4  | -28.6 | -26.6   | -24.1 |
| タイ     | -0.6     | 1.6  | 3.1         | 4.1       | -9.5   | -2.9  | -9.7    | 1.6   |
| マレーシア  | -0.6     | 5.7  | 6.5         | 3.1       | -8.3   | -2.1  | -8.5    | 2.3   |
| シンガポール | 9.5      | 6.3  | 6.8         | 0.9       | -3.9   | -1.9  | -4.1    | 2.6   |
| フィリピン  | 3.8      | -5.9 | 7.5         | 6.2       | -10.8  | -14.7 | -11.0   | -10.3 |
| 日本     | 1.3      | 0.8  | 0.9         | 0.3       | -2.7   | -1.4  | -2.9    | 3.1   |
| 米国     | 3.5      | 5.8  | 4.4         | 2.4       |        |       | -0.2    | 4.4   |

注、出所: 表 2 と同じ。

## V 結論

前節でみたように、1994 年の中国人民元の裁量的切り下げによって、他のアジア諸国通貨の対人民元為替レートが ULCP と比べて大きく増価した。この乖離は、投機筋による過大評価通貨へのアタックのきっかけとなった。投機的アタックの結果として、急激で暴力的な通貨価値の調整が行われ、実体経済も大きな悪影響が及んだ。また、通貨危機後の一国的管理フロート制のもとで、ターゲット設定が分岐しており、それは経済成長率格差の一因となっている。他方、ヨーロッパ諸国では、ERMII という共同的管理フロート制によって、ULCP と為替レートとの乖離が抑止されていることを考えると、アジアにおける一国的管理フロート制の不十分性は否めない。

いくつかのアジア諸国において、輸出財の労働

生産性上昇率が非貿易財の労働生産性上昇率を大きく上回る原因は、先進国資本と先進国技術を積極的に導入して、輸出財の生産を促進するという開発戦略にある。したがって、この輸出にかかった生産性上昇という傾向は、先進国へのキャッチアップが完了するまで、今後も数 10 年にわたり続くと考えられる。さらに通貨危機後、名目賃金上昇率が抑制され、インフレ率が低下したが、この傾向は 2000 年以降も、現在まで続いている。したがって輸出財労働生産性上昇率が名目賃金上昇率を上回る状態は、いくつかのアジア諸国において発生しやすいと考えられる。その結果、そのような状態の国の、そうでない国に対する ULCP は長期的にみて増価していくことになる。通貨の過小評価状態や過大評価状態を引き起こさないためには、ULCP の変化に応じて、為替レートを長期



的観点で調整するしくみが必要である。

したがって、アジアにおいては、このような調整を可能とする為替体制を構築することが今後求められる。ヨーロッパの経験を参照すると、この調整をアジア諸国の合意にもとづいて行うことが重要である。ほとんどのアジア諸国が現在採用しているような一国的な管理フロート制では、通貨切り上げは嫌われ実行されない可能性が高く、また、一国的利害にもとづく裁量的切り下げのリスクをとまうがゆえに、上記のような為替レートを長期的観点で調整するしくみとして不適當である。

結局、ERMのような「共同的に管理されたフロート制」の採用が望ましいと考えられる。この場合の「フロート」とは、各国通貨のULCPの変化に沿った為替レートの長期的観点での調整を意味する。また「共同的な管理」とは、このような調整の必要性和責任を共有する各国政府の制度化された協力にもとづく管理を意味する。

この「共同的に管理されたフロート制」は、次の4点に関してアジア諸国間で締結された協定によって支えられるだろう<sup>xvii</sup>。

- (1) 為替レート管理のターゲット設定のためのULCPを客観的データにもとづいて算出する算定式を定める。
- (2) 労働生産性上昇率格差や賃金上昇率格差などによって、ULCPと為替レートの長期的な乖離が生じたときに、ターゲットレート変更を行うルールを定める。
- (3) 乖離をきっかけに、投機的なアタックが発生したときに、各国が協調して為替市場に介入するルールを定める。
- (4) ULCPからの為替レートの短期的乖離をある限度内にくい止めるための、政策協調の必要性について合意する。

これと同様のしくみによって、ERMは、1979～99年の間、EU諸国の為替レートの安定性に貢献した。この間、マルクードルレートは極めて大き

く変動し、不安定であったが、域内諸通貨間のレートは、realignementと呼ばれる共同的なターゲットレート調整と共同的な為替市場介入によって比較的安定的に維持された。また、ヨーロッパ諸通貨のドルからの自立を可能にした。そのことによって基軸通貨国としての責任を放棄した米国を実践的に批判した。資本移動を自由化した1990年代にはEMUは投機的なアタックにもさらされたが、中心レートからの許容変動幅を拡大することによって、危機から脱出した。1999年の通貨統合以降は、EU新規加盟国がユーロ圏に参加するまでの間の過渡的な為替レート調整制度として、EMSIIは機能している。

EMUが数10年におよぶ試行錯誤のプロセスを経て整備されたように、アジア諸国間の協調体制を制度化するためには、かなりの時間を要するだろう。そこで当面の措置として、ドルや円だけではなく、密接な貿易・投資関係にある複数の主要国の通貨バスケットを目安としながら、各国の競争力の変動を反映する管理フロート制を導入すべきだとの提案がある(French and Japanese Staff, 2001, Asian Policy Forum, 2000, Kawai, 2002)。実際に、いくつかの国やアジア開発銀行などでは、それを具体化しようとする努力も行われている。しかし、アジアのように不均等生産性上昇が顕著な地域においては、このような通貨バスケットによるターゲットレート設定という措置だけでは不十分であり、上記のような為替レートの調整メカニズムを多国レベルで制度化することが、拡大EU諸国と同様に必要である。われわれの提案は、現時点では多くのアジア諸国が個々別々に追求しているULCPに応じた通貨価値の調整という目標を、制度化された多国間協調によって実現しようとするものである<sup>xviii</sup>。

#### 参考文献

- Aglietta, M. et P. Deussy-Fournier, 1995.  
Internationalisation des monnaies et

organisation du système monétaire, in M. Aglietta (Ed.), Cinquante ans après Bretton Woods, Economica

- Asian Policy Forum, 2000. Policy recommendations for preventing another capital account crisis, Asian Development Bank Institute.
- Balassa, B., 1964. The Purchasing Power Parity doctrine: a reappraisal. *Journal of Political Economy* 72, 584-596.
- Bofinger, P., and T. Wollmershauser, 2002. Exchange Rate Policies for the Transition to EMU, in Urmas Sepp and Martti Randveer (Eds.), *Alternative Monetary Regimes in Entry to EMU*, Bank of Estonia, S. 95-132.)
- Canzoneri, M.B., R.E. Cumby and B. Diva, 1999. Relative labor productivity and the real exchange rate in the long run: evidence for a panel of OECD countries. *Journal of International Economics* 47, 245-266.
- Corden, W.M., 2002. Too Sensational: On the Choice of Exchange Rate Regimes, The MIT Press.
- Égart, B., 2002. Estimating the impact of the Balassa-Samuelson effect on inflation and the real exchange rate during the transition. *Economic Systems* 26, 1-16.
- French and Japanese Staff, 2001. Exchange rate regimes for emerging market economies. Discussion paper jointly prepared by French and Japanese staff for the Third Asia-Europe Finance Ministers Meeting.
- Hicks, J., 1953. An Inaugural Lecture. *Oxford Economic Papers* 5(2), (Republished in Hicks, J., *Classics and Moderns*, Basil Blackwell, 1983).
- Kawai, M., Kasuya M. and Hirakata N., 2003. Analysis of the relative price of nontradable goods

in the G7 countries, Bank of Japan Working Paper Series, No.03-E-5. 河合正弘・粕谷宗久・平形尚久「G7 諸国における非貿易財相対価格の分析」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No.03-J-8, 2003年10月。

- Kawai, M., 2002. Exchange Rate Arrangements in East Asia: Lessons from the 1997-98 Currency Crisis, *Monetary and Economic Studies*, December (Special Edition), 167-204.
- Kovács, M.A., 2004. Disentangling the Balassa-Samuelson effect in CEC5 countries in the prospect of EMU enlargement, in Szapáry, G., von Hagen, J., (Eds.), *Monetary Strategies for Joining the Euro*, Edward Elgar.
- McKinnon, R. I., 2001. After the Crisis, the East Asian Dollar Standard Resurrected: an Interpretation of High-Frequency Exchange Rate Pegging, in Stiglitz, J. E., S. Yusuf, (Eds.), *Rethinking the East Asian Miracle*, Oxford University Press.
- Pasinetti, L. L., 1993. *Structural economic dynamics*, Cambridge University Press. (佐々木隆生ほか訳『構造変化の経済動学』日本経済評論社、1998年)
- Rawdanowicz, L.W., 2006. EMU Enlargement and the Choice of Euro Conversion Rates, in Dabrowski, M. and Rostowski, J. (Eds.) *The Eastern Enlargement of the Eurozone*, Springer.
- Samuelson, P.A., 1964. Theoretical Notes on Trade Problems, *The Review of Economics and Statistics* 46, 145-154.
- Stuivenwold, E. and Timmer, M., 2003. *Manufacturing Performance in Indonesia, South Korea and Taiwan before and after the Crisis*.

An international Perspective, 1980-2000, Research Memorandum GD-63, University of Groningen, Groningen Growth and Development Centre.

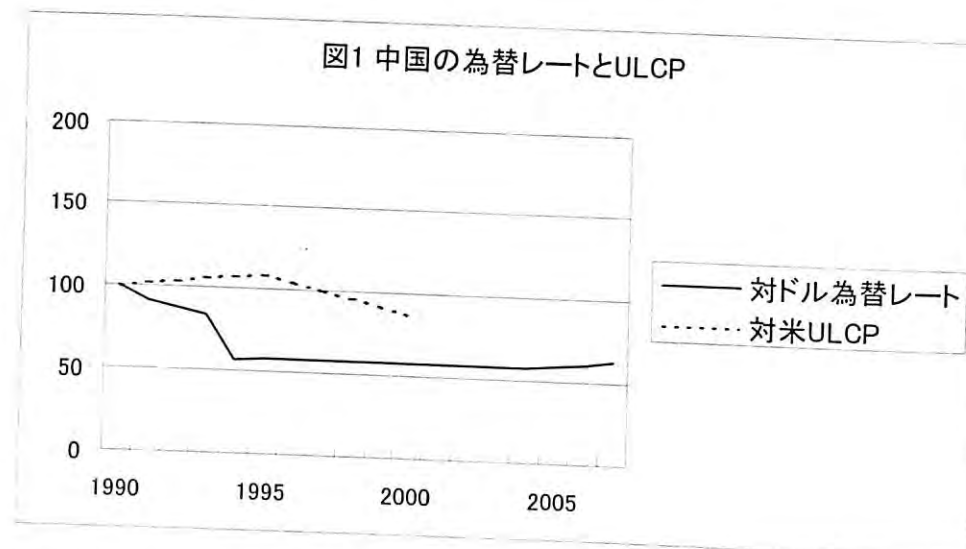
田中素香, 1996. 『EMS: 欧州通貨制度』有斐閣  
宇仁宏幸, 1995. 「日本の輸出主導型成長」『経済理論学会年報』第32号

Uni, H., 2007. Export-biased Productivity Increase and

Exchange Rate Regime in East Asia, The Kyoto Economic Review, Vol.76, No.1, pp.117-138, 2007.6.

Williamson, J., 2007. Reference rates and the International Monetary System. Peter G. Peterson Institute for International Economics.

図1 中国の為替レートとULCP



注: 為替レートとULCPはともに逆数を1990年=100としてプロットしているため、上方向の変化が増価、下方向の変化が減価をあらわす。図2~9も同様である。

図2 韓国の為替レートとULCP

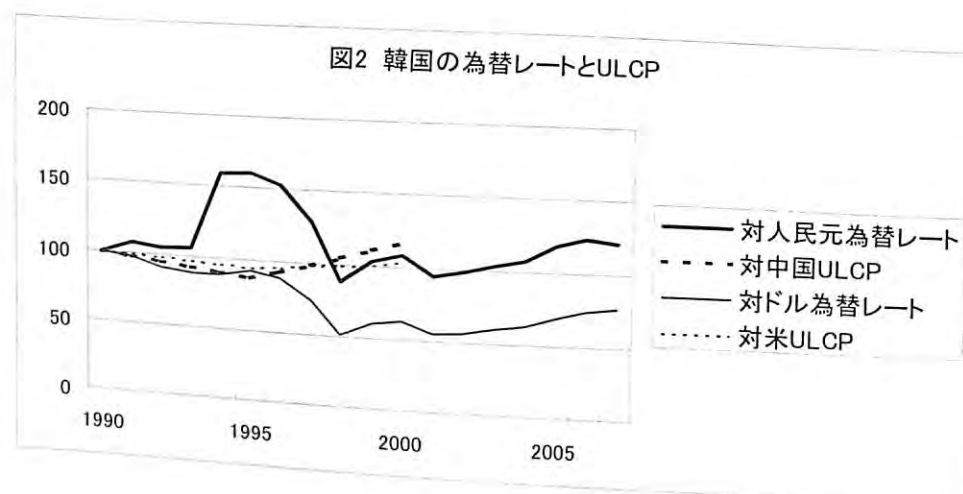


図3 台湾の為替レートとULCP

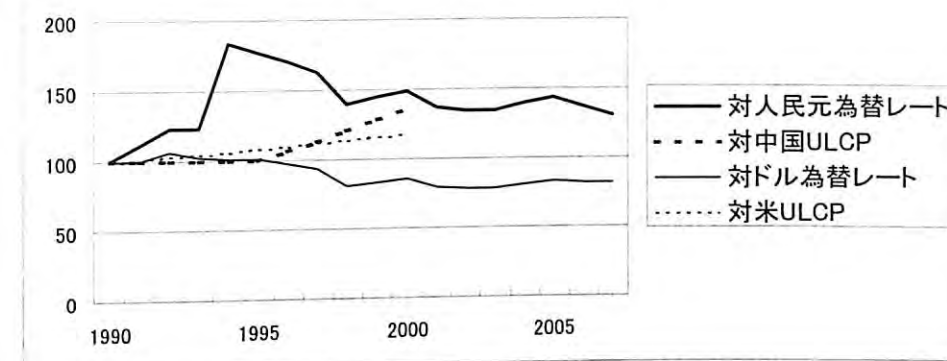


図4 インドネシアの為替レートとULCP

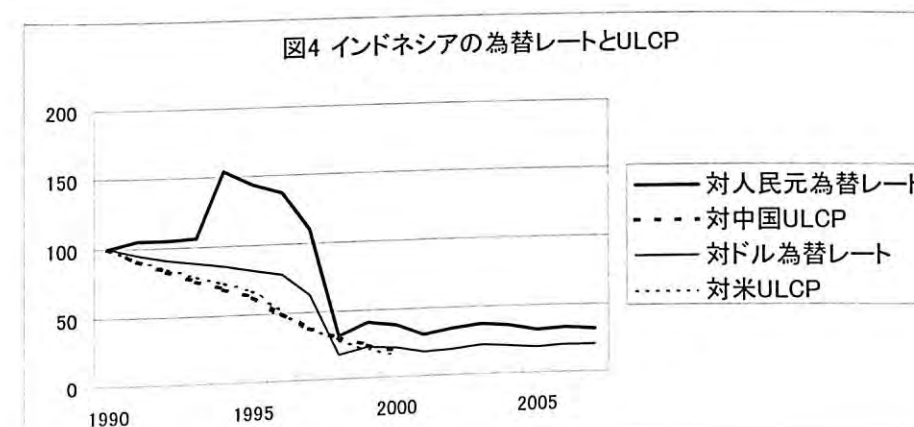


図5 タイの為替レートとULCP

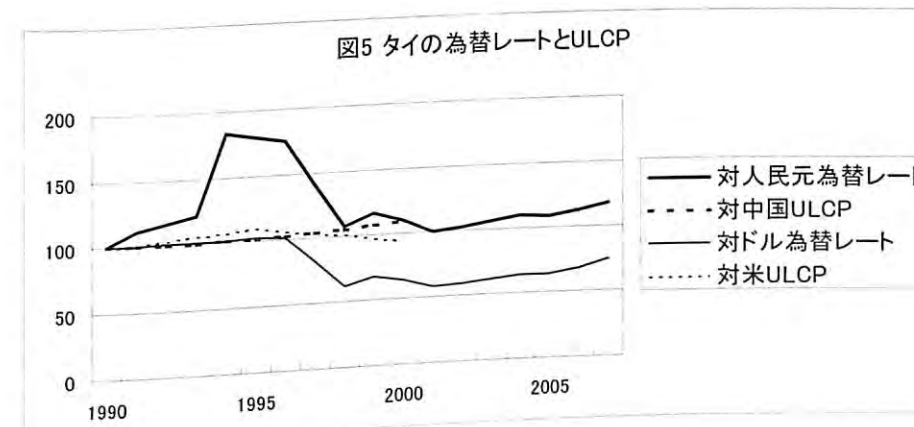


図6 マレーシアの為替レートとULCP

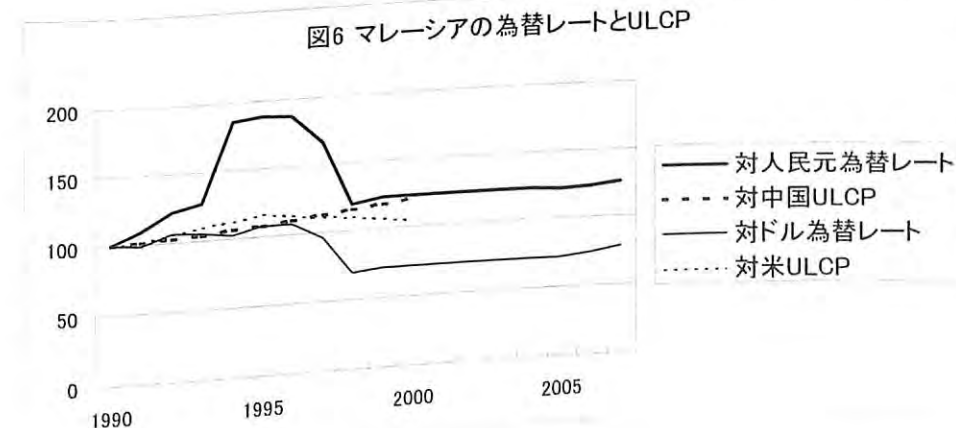


図7 シンガポールの為替レートとULCP

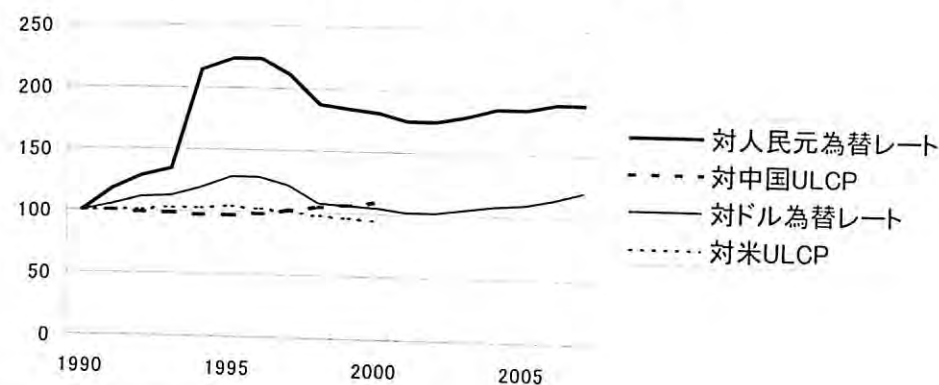


図8 フィリピンの為替レートとULCP

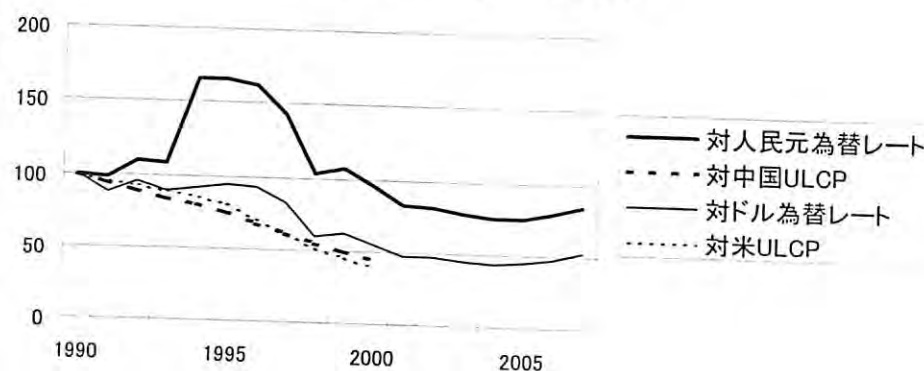
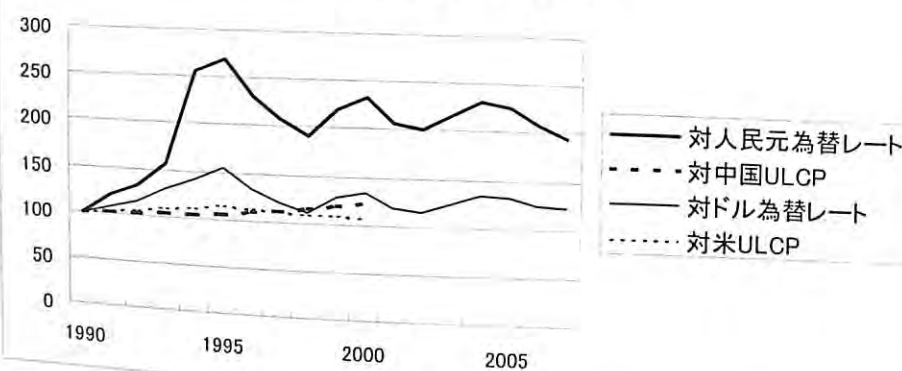


図9 日本の為替レートとULCP



<sup>1</sup> Eurostat 産業連関表は競争輸入型であるので、輸入品投入を分離して国産品投入を求めるために、

輸入比率を対角要素とする対角行列を使用した（この処理について、詳しくは総務省『産業連関表（総合解説編）』を参照のこと）。

<sup>ii</sup> 産業連関表取引額表に対応する部門別の就業者数データいわゆる「雇用表」を使用する。ハンガリーとドイツについては、2003年の部門別就業者数は公表されているが、1998年の部門別就業者数は公表されていない。またアジア国際産業連関表では2000年の雇用表は作成されているが、1990年と95年の雇用表は作成されていない。雇用表が存在しない年の部門別就業者数は、取引額表にある各部門の雇用者報酬額が、各部門の就業者数と比例的関係にあることを利用して次のように推計した。ハンガリーとドイツの例で説明する。

1998年の第*i*産業の暫定就業者数=2003年の第*i*産業の就業者数×(1998年の第*i*産業の雇用者報酬÷1998年の第*i*産業の雇用者報酬)

1998年の第*i*産業の就業者数=1998年の第*i*産業の暫定就業者数×(1998年の暫定就業者数合計÷1998年の総就業者数)

<sup>iii</sup> 『アジア国際産業連関表』はドルが単位となっているので、当該年の為替レートをを用いて各国の通貨単位に換算した。

<sup>iv</sup> 『国民経済計算』データは、EU諸国についてはOECD, National Accountsから、アジア諸国と米国についてはUnited Nations, National Accounts Main Aggregates Database

(<http://unstats.un.org/unsd/snaama/dnllist.asp>)から得た。この原データは各国政府が公表している国民経済計算データであるが、中国政府が非公表にしている中国の輸出デフレータだけは、世界銀行の推計値である。台湾についてはアジア開発銀行

Statistical Database System ([www.adb.org/Statistics/sdbs.asp](http://www.adb.org/Statistics/sdbs.asp))から得た。

<sup>v</sup> United Nations, National Accounts でいえば、国内需要はFinal consumption expenditureとGross capital formationの合計である。

<sup>vi</sup> チェコとスロバキアについては兩年とも部門別就業者数が公表されていないので、以下に説明する方法で垂直的統合単位賃金コストを求め、名目賃金上昇率からこの単位賃金コスト上昇率を計引くという間接的な方法で労働生産性上昇率を算出した。各産業の雇用者報酬を各産業の生産額で除すことにより、各産業の単位賃金コストが求まる。この単位賃金コストからなる行ベクトルを $W$ で表す。 $w=W(I-A)^{-1}$ は商品1単位を生産するために直接的・間接的に必要な賃金コストを要素とする行ベクトルである。つまり $w$ は、垂直的統合単位賃金コストである。この方法では自営業者の労働コスト分は算入されないで、垂直的統合

単位賃金コストは垂直的統合単位労働コストの近似値にすぎない。チェコとスロバキアについては総就業者に占める自営業者の比率が1割程度なので、大きな影響はないと考えられる。

<sup>vii</sup> 単位労働コスト平価(ULCP)はPasinetti(1993)が

「自然レート」と呼ぶものと同じである。通貨価値のベンチマークとして、よく使われるのは購買力平価(PPP)である。購買力平価の算定には、消費者物価指数、卸売物価指数、輸出価格指数などが使われる。為替レートの変動を説明するための購買力平価の算定には、消費者物価指数や卸売物価指数よりも輸出財の価格指数を使うことが望ましい。いわゆる国際的な一物一価が成り立つのは、貿易が行われる財に限られるからである。しかし、本文でも述べたように輸出価格指数には、単位労働コスト以外に、輸入原材料コストと資本コストが含まれ、とくに輸入原材料コストは為替レートの短期的変動の影響を受ける。通貨価値自体の影響を受けて変動するために、輸出価格指数を使って算定した購買力平価は、通貨価値のベンチマークとしては、欠陥をもつ。本稿では、輸出財価格のコア部分を占める単位労働コストを使って算定した平価を、通貨価値のベンチマークとして使う。

<sup>viii</sup> 産業部門数はハンガリー57部門、チェコ58部門、スロバキア57部門、ドイツ56部門である。

<sup>ix</sup> Balassa-Samuelsonモデルから、主として技術的要因に基づく産業間の生産性上昇率格差によって実質為替レートの変化がもたらされるという

Balassa-Samuelson効果が導かれる。しかし、このようなBalassa-Samuelsonモデルの通常の解釈においては制度的要因が無視されている。上述のように、第一の仮定の成立は為替制度に依存しているために、必ずしも自明ではない。また、第二の仮定の成立も賃金制度に依存しているために、必ずしも自明ではない。現に、Balassa-Samuelson効果に関するいくつかの実証研究は、第一の仮定の不成立、つまり貿易財に関する一物一価の不成立を証明している。したがって、実質為替レートの変化は産業間の生産性上昇率格差だけでは説明できないことになる(Canzoneri et al.(1999), Égart(2002), Kovács(2004), Kawai et al.(2003)など)。また、表1~3をみると、第二の仮定も成立していないケースも多い。

<sup>x</sup> 産業部門数はすべての国において1990年と95年は78部門、2000年は76部門である。

<sup>xi</sup> Uni(2007)では、日本、中国、韓国が公表している『産業連関表』データを用いて、輸出財と非貿易財の労働生産性上昇率を計測している。日本と韓国については、本稿の『アジア国際産業連関表』を使った計測結果とほぼ同様であるが、中国につ



いては少し異なる。その主な原因は、中国の輸出デフレータの違いにある。Uni(2007)では、中国税関による推計値を使用した。今回は世界銀行による推計値を使用した。

<sup>xii</sup> 増価をグラフの上方向への変化としてあらわすために、為替レートと ULCP はともに逆数にしてプロットした。

<sup>xiii</sup> ドル・ペッグ制を維持したマレーシアも通貨切り下げを行った。

<sup>xiv</sup> IMF の定義では、管理フロート制は次のようになっている。「中銀は公示レートの維持に努めるが、国際収支、外貨準備、等の状況によりレートを頻繁に変更。通貨バスケットに対する管理フロート制を採用している国もある」。独立フロート制の定義は次の通りである。「市場によりレートが決定される。目標相場はなく、介入はレートの変動を緩和する目的で行われる」。韓国、インドネシア、タイとフィリピンは IMF の 1999 年時点の分類では、米国や日本と同じく「独立フロート制」となっているが、通貨当局の裁量的な市場介入もかなり行われているので、実質的には管理フロート制に近い(Corden, 2002)。

<sup>xv</sup> インドネシアとフィリピン以外の諸国の為替レートは 2000 年以降は安定もしくは増価傾向にあるのに対し、インドネシアとフィリピンの対ドルおよび対人民元為替レートは、2000 年以降も不安定であり、減価傾向が続いている。

<sup>xvi</sup> McKinnon (2001)は、通貨危機後のアジア諸国の為替制度は「事実上のドル・ペッグ制」であると主張している。この時期には、人民元の対ドル為替レートは固定されていたのですが、「事実上のドル・ペッグ制」は「事実上の人民元ペッグ制」をも意味する。しかし、為替レート水準と ULCP 水準との対応関係を考慮に入れると、韓国、台湾、タイおよびマレーシアについては「事実上の人民元ペッグ制」と呼ぶ方が正確であるかもしれない。ただし現時点では 2000 年以降の ULCP の推移が不明なため、確定的なことはいえない。

<sup>xvii</sup> 田中(1996)と Aglietta et al( 1995)を参照した。また、われわれの提案は、Williamson(2007)が最近提唱した 'Reference Rate System' とも似ている。

Reference Rate System のルールのひとつは、

「Reference Rates の構造は、予め決められた周期で、かなり規定された国際的手続きにしたがって、改定される」ことである。Reference Rates の決定原理として、Williamson は 3 つのアプローチを推奨している。第 1 は、大規模マクロモデル、第 2 は調整された購買力平価アプローチ、第 3 はゴールドマン・サックスの動学的均衡為替レートである。われわれの提案は、第 2 のアプローチに属し

ている。

<sup>xviii</sup> さらに Williamson(2007)が述べているように、「グローバルなアンバランスをともなう現在の成長は、ドルの崩壊を引き起こすことで終焉する恐れがある。(中略)それゆえに、すぐには採用される展望がなくても、Reference Rate System のメリットについて現時点で論じておく必要があるのである」。

## 論文

## 「政治的なるもの」における制度的妥協としての貨幣

### ——「もう一つの」レギュレーション・アプローチの可能性を探る——

中原隆幸（四天王寺大学）

#### はじめに

「フォーディズム論」によって経済学に新風を吹き込んだレギュレーション・アプローチも、その誕生からはや 30 年以上が経とうとしている。「制度」と「経済システムの構造変化」をキーワードとして、新しい「制度の政治経済学」の潮流の一翼を担ったこの理論は、数多くの理論的貢献を生み出した。とりわけ初期のレギュレーション・アプローチは「社会経済システムの新しい認識論を提示している」との期待から、経済学のみならず、政治学や社会学の領域においても「レギュレーション」というタームが大いに受け入れられる素地を提供したのだった。

その後、世界的な「制度の経済学」理論の興隆を受けて、レギュレーション・アプローチ自身も多かれ少なかれ、変化を遂げた。その理論的進化は、現在ブルーノ・アマーブルを中心とする「第二世代のレギュレーション・アプローチ」に結実しており、「資本主義の多様性論」や「比較制度分析」といった領域で目覚ましい成果を挙げている(Amable, 2003.)。

だがこうした理論的進化の一方で、当初政治学者や社会学者が期待した「レギュレーション」概念に関する学派内での精緻化は、さほど大きな進展をみなかったように思われる。無論経済学理論としてのレギュレーション・アプローチにとって、概念装置の推敲よりも、そうした理論に基づく実証分析の確立がなによりも重要であったことは論を待たない。また実証分析の進展の中でそうした曖昧さが解消されてゆく可能性も大いに存在してい

た。しかしながら、実のところその概念誕生以来、「レギュレーション」概念はいまだにややもすれば「曖昧なもの」として捉えられがちであることもまた事実なのである。

「レギュレーション」とはいったい何であるのか。本稿ではこの問いに答えるべく、「もう一つの」、すなわち経済学的分析を重視するものとは異なる、レギュレーション・アプローチの全体像を簡潔に紹介し、その方法論的独自性、認識論的特徴を詳解する。

ここでのキーワードは、「政治的なるもの」が社会経済において果たす役割であり、政治的なるものと経済的なるものを接合する「象徴的媒介」としての貨幣・法・イデオロギーがもつ機能性および非機能性という観点である。

以下では、こうした「もう一つのレギュレーション・アプローチ」がどのような系譜のもとで形成されてきたのかを、主としてブルーノ・テレ(1992)、アグリエタ・オルレアン(1998)の研究に拠りながら検討し、現時点で最も研究が活発な領域である、「制度的妥協としての貨幣」論の骨子を簡潔に紹介する。

#### 1. レギュレーション・アプローチ再考<sup>i</sup>

そもそもレギュレーション・アプローチが正統派経済学に対して有していた理論的優位性とはいったい何であるのか？

この問いに対してはすでに多くの研究から様々な点が指摘されているが、一言でいうならば、それは「制度が重要である」という観点である。

レギュレーション・アプローチにとって、制度とは、マクロ経済的循環を円滑に機能せしめる「結節点」であると同時に、諸矛盾から生じるコンフリクトの「ヘゲモニックな妥協の形態」である。またそれは、破滅的なコンフリクトから、体制内部で確立された「制度的ヘゲモニー」の構図へとアクターを誘導する装置でもある。

第二に、「マクロ経済の状態」そのものは、社会経済に埋め込まれている、こうした諸制度の構図に従って循環する、「蓄積体制」として理解される。この体制の発展は、諸制度構築の経緯およびその構図が歴史的多様性を帯びるが故に、当該経済（たとえば国民国家）の歴史的発展経路に大いに依存する。

この蓄積体制の概念は、単純なマクロ経済モデルから演繹される単純なマクロ経済の描写（たとえば、IS/LMモデルなど）とは異なり、予め制度が埋め込まれている蓄積体制モデルでは、「制度の構築、維持、機能不全、マクロ経済の循環、危機」という因果連関が重視される。むしろ主流派経済学であっても、制度の存在をモデルに組み込んでいないわけではないが、それはほとんどの場合、「外生的条件の一つ」であり、制度変化に伴って、マクロ経済構造（蓄積体制）もまた変容するという視角はそれらの経済学においては一般的方法論として共有されていない。

第三に、レギュレーション・アプローチは、経済政策の実施によるマクロ経済のファイン・チューニングとは全く異なる、マクロ経済の制御（調整）可能性に言及する。たしかに、有効需要の不足→財政出動による有効需要の創出といった因果関係に基づいた、政策の実施が有効であった時代は存在した。しかしそれは實際上賃労働関係という制度の安定を前提にしていた。ファンダメンタルなレベルでの有効需要の原理の妥当性は失われているとはいえず、過度にその原理の普遍性（反歴史性）を強調することは、現実の変化（制度及び制度的構図の変化）を看過する危険性がある。重要

なのは、様々な諸制度のうちどのような制度が変化しているのかを見定め、その制度とその他の制度の相互補完性を考慮した上で、経済政策を策定・実施することである。

最後に、レギュレーション・アプローチは、賃労働関係（賃金・利潤シェアの変化をもたらす諸制度の構図）を主たる説明変数として（媒介として）、マクロ経済の変動を定式化することに力点を置いてきた。したがって、賃労働関係に専ら着目し、国内的のみならず国際的なある種の閉鎖経済<sup>ii</sup>を前提すれば、危機の時代に「政策」として重要となるのは、たとえば雇用に関わる制度の構築であり、社会保障制度の改変、ということになる。こうした制度変化にとって最も重要なことは、国民の意識的なものの現実的表象形態である、「社会的妥協」の変化である。この変化が制度の改変をもたらし、最終的にマクロ経済のパフォーマンスの変化をもたらすこととなる。そしてこれらのさまざまな制度変化はもっぱら経済的・政治的情勢の変化を契機として、すなわち「経済的なもの」と「政治的なもの」の変化に伴って生じる。

しかし、ここでいう「政治的なもの」とはいつたい何であるのか？それはいわゆる政党政治の在り方や社会諸集団のパワー・バランスのことを別様に言い換えただけのものであろうか？これは本稿の主張の根幹に関わる問いであり、詳細は後述するが、端的に言えば、政治的なものとは、あらゆる社会的諸関係において恒常的に生起する政治的「矛盾・対立・妥協」という関係性をメタ・レベルで表象するモノである。実際、この関係性を実践的レベルにおいて支えているのは決して経済的利害、すなわち経済合理性「だけ」ではない。時にこの関係性を突き動かし、変化させるのは、さまざまな情動であり、世論であり、当該社会に伏在し、危機の時代に顕在化するさまざまな集合的アイデンティティー<sup>iii</sup>である。そしてこの関係性が従っている基本的合理性とは、「政治的合目的性」、すなわちそれぞれの社会的ポジションの維持

や主張の正当化という「自らに固有な政治的目的の実現を果たすこと」である。

異なる合目的性の下では、その時々社会情勢に即したそれぞれの諸集団の社会的および戦略的ポジション、さらにはそれらの力関係の在り方は決定的に異なっているのであるから、それぞれが完全に合意に達するような状態は決して顕現し得ない。したがってそこにおいて立ち現れる政治的なものの構図（およびそれが現実投影された具体的な制度的構図）は、全面的な「合意」としての最適解にはそもそも到達し得ない。それは常に「妥協」でしかあり得ないのである。それゆえ現実の政治的制度の在り方もまた経済的合理性を基軸とした「最適な」経済的構図と合致するとは限らない<sup>iv</sup>。つまり「政治的なもの」の論理から導き出される社会的全体性と「経済的なもの」の論理から導き出される社会的全体性は、矛盾する場合があり、時にその調整は困難を極めるのである。だがその両者を接合すべく社会経済には、過去の妥協からなるさまざまな制度装置が存在する。レギュレーション・アプローチが往々にして予定調和的な世界観を拒否し、制度的妥協成立の歴史的偶発性を強調する(Boyer, 1986)のは、まさしくこの不確定な論理に従う政治的なものの存在を自らの理論装置に組み込んでいるからなのである。

さらに、レギュレーション・アプローチにおいてもっとも重視されるべき分析概念は、この「妥協(compromis)」の概念である。このアプローチにおいて、このタームは社会におけるさまざまな政治的・経済的関係のなかでそれぞれのアクターが、一時的に承認された歴史的・偶発的ヘゲモニーに従属せざるを得ない、ということの意味する。つまり社会的妥協からもたらされる制度的構図は、当初これらのアクターが抱いていた利害関係を超えて、きわめて政治的かつヘゲモニックなものとして現前するのであり、それは支配的アクターによる単なる強制でもなければ、平和理に構成される「同意」でもない。この妥協とは、その限りで

単純な支配・被支配の構造の表象ではなく、さまざまな矛盾が一時的に押さえ込まれていることを表象するものに他ならない。そしてその矛盾は、さまざまな経済的・政治的事象を契機として、常に顕在化する可能性を持ち、そのたびごとにヘゲモニーとしての妥協の在り方を変容させようとするのである。こうした妥協の概念は、きわめて動態的なものであり、決して消滅し得ない社会経済における諸矛盾が逆説的に社会経済の構造変化における原動力になることを明らかにしている。これこそがレギュレーション・アプローチをして、他の制度の経済学諸派と隔絶せしめる理論的分析装置なのである。

しかしながら、他方で、レギュレーション・アプローチは、その登場以来、いくつかの理論的欠陥を指摘され続けてきた。その代表的なものが、「ミクロの主体の行為がどのようにマクロ経済に影響を与えるのかについての記述がない」というものである。いわゆるマクロ経済のミクロ的基礎付けの不在がそれである。

この問題は、レギュレーション・アプローチでは制度生成の問題が軽視されているという批判にも通じている。この制度生成論の不在に対して、すなわちCIAなどの進化ゲーム理論による制度生成メカニズムの説明にどのように反論するのか、は大きな問題であった。この問題を真正面から捉えるならば、合理的経済人仮説に對置するものとしての新たな「経済人」像の創出が必要である<sup>v</sup>。

ついで、いわゆる「5つの制度諸形態と調整様式」からなる社会経済システムの認識論は、本来社会経済システムそのものについての動態的な認識可能性や構造転換の説明可能性をも有していたはずであるが、レギュレーション・アプローチは果たしてその説明図式の理論化に成功しているのか、という疑問がそれである。レギュレーション・アプローチは、それをマクロ経済の循環を「説明するための要素に還元」してしまっているのではない、あるいはまた「資本主義経済を原理的に捉え



る視点が欠落している」、という批判も多く存在する。レギュレーション・アプローチの分析は、「原理論と現状分析をつなげるだけの中間的モデルである」、などの批判がそれである。

しかしながら、これらの問題のうち前者については、第二世代のレギュラシオニスト、ブルーノ・アマーブルの研究がすでに存在する(Amable, 2003)。本稿が主に分析の対象として取り上げるのは、後者の問題である。

## 2. 社会的なるものの位相学

### (1) 全体性としての関係的構造

「概念装置」として、社会経済システム全体を認識する可能性を持っていながら、レギュレーション・アプローチは、分析対象そのものをもっぱら経済的なるものに限定してきた、という批判に答える形で、レギュレーション学派の異端児ブルーノ・テレ(Théret, 1992)は、「社会的なるものの位相学」というアプローチを提唱する。

その認識論の端緒は、社会を個々の主体を通じてではなく、「関係」を通じて認識するという、きわめてホーリスティックな方法論に基礎をおいている点にある。

テレの基本認識は、以下のような論理構造からなる。

なによりも社会関係は諸個人間の関係とは区別されるべきである。それは、諸個人間が結び結ぶことによって生起する「状態としての」関係ではなく、「諸個人全体に共通のものであり、それが構造化する社会に共通のもの」であり、「構造に他な

らない」。

この主張には若干の注釈が必要であろう。つまりここでの「構造」というタームが、いわゆる「構造主義」のそれとリニアに対置可能ではないことに留意すべきであるということである。社会システムの「全体的不変性」を強調し、それからの偏差のみに言及する、と理解されている限りでの、俗流的な構造主義解釈とテレのそれとはやや趣を異にしている。つまり、テレが社会諸関係を構造と表現するのは、(メタ・レベルでの) 関係それ自身が諸個人間で常に、取り結ばれたり、解消されたりすることによって「生成したり、消滅したりする」類のものではない、ということを強調したいからに他ならない。社会諸関係は常に一定の構造化性をもって社会のなかに先在し、その構造化性に誘導されつつヘゲモニックに諸個人や諸集団の関係が取り結ばれ、それらの関係の動態的変容を介して定常的に再生産されるのである。この理解は本稿の展開における基本的視角である。したがって、このような関係の理解は、ミクロの主体による(制度の創発や進化のレベルでの) ゲームの「結果としての、また状態としての関係性」を重視するゲーム理論の対極にあるものといえよう。ポスト・ケインジアン・ラヴォア(Lavoie, 2004)は異端派経済学の「前提条件」の分析を行い、方法論的ホーリズム対方法論的個人主義の違いを端的に説明している(以下の図表1を参照)が、このような区分に従えば、テレの議論も、アプローチの仕方こそ違え、大筋でこのような枠組みに収まるものであるといえよう<sup>vi</sup>。

＜図表1＞新古典派と異端派の研究プログラムにおける前提条件

| 前提条件  | パラダイム   |         |
|-------|---------|---------|
|       | 異端派経済学  | 新古典派経済学 |
| 認識論   | 現実主義    | 道具主義    |
| 存在論   | 有機体主義   | 個人主義    |
| 合理性   | 手続き的合理性 | 独立的合理性  |
| 分析の焦点 | 生産と成長   | 交換と希少性  |
| 政治的中心 | 国家の介入   | 自由競争市場  |

出所: Lavoie, M (2004) Figure 1.1 (邦訳, 8頁。)

かくして、以下で議論の中心となるのは、「国家」を独自の観点からレギュレーション・アプローチに組み込んでいる、ブルーノ・テレの理論である。発表当初、テレの議論は日仏共にほとんど注目を浴びなかったが、テレが提唱した諸概念は、現在レギュレーション学派においてきわめて重要な位置を占めるようになっていく<sup>vii</sup>。

テレが提唱している、「社会的なるもののレギュレーション理論」の中心概念は、「象徴的媒介」である。彼はこの概念を通じてレギュレーション概念を、「非経済・非政治還元主義的で動態的な制度変化」をも説明しうる概念へと再構築することを目指している。

しかしながら、より正確には、テレの理論そのものもまた、次のような段階で徐々に変化してきている。

まず、『租税国家のレギュレーション』(Théret, 1992)における従来型のレギュレーション・アプローチへの批判と新たな分析枠組みを提示した時期。ここで「社会的レギュレーション」の概念化が確定される。

ついで、前著で確立された「象徴的媒介」の概念が精緻化される時期。ここから様々な学際知を動員した、アグリエタ、オルレアンとの共同研究<sup>viii</sup>が始まる。

さらに、最近著『危機によって暴かれた貨幣』(Théret, (dir), 2008)におけるさらなる貨幣論への傾斜が見られる時期。ここでは、社会的全体性という視点から制度を捉える傾向がさらに強まっている<sup>ix</sup>。こうした段階的变化をふまえながら、さしあたり本稿では第二段階までの「社会的なるもの」のレギュレーション・アプローチにもっぱら焦点を当てることとする。

### (2) 経済的なるものと政治的なるもの：構造的レベルでの分析

テレの理論の基本構造は、すでに拙稿(2003, 2005)で詳細に検討されている。以下ではこの基本構造を、拙稿に拠りながら簡潔に要約してみよう。

まずテレによれば、構造としての関係には二つのレベル、すなわち、経済的レベル=人とモノの関係、政治的レベル=人と人の関係、が存在する。図式化すれば、

経済的なるもの：経済的レベルの関係+政治的レベルの関係

政治的なるもの：政治的レベルの関係+経済的レベルの関係

である。

これらふたつの原領域(registre)は、それぞれ独自の論理を持ち、その限りで実践的かつ自律的な



「秩序」を形成する（これらの秩序は実践の歴史的過程のなかでその位相学的な支配領域を変えてゆく）。

これらは自律的にその内部で維持されると同時に、それぞれは、社会の「究極的な基礎的關係」である、家族的なるものからモノの生産と消費、人の生産と消費の双方を獲得する。

社会的なるもの=政治的なるもの ←→ 家族的なるもの > ←→ 経済的なるもの

このような社会の首尾一貫性を保証するのが、

＜図表2＞経済的政治的实践の説明図

（社会諸関係の基盤にある物質的、非物質的特性と、目的・手段の方向づけにもとづく）

| 実践の方向づけ<br>関係のタイプ             | 経済的秩序                                    |                        | 政治的秩序    |                                          |
|-------------------------------|------------------------------------------|------------------------|----------|------------------------------------------|
| 占有<br>経済<br>人間とモノとの関係<br>財    | ②<br>商品交換経済                              | 商品<br>貨幣               | 君主<br>貨幣 | ①<br>贈与と徴税の経済                            |
| 象徴                            | 所有権                                      | 社会権<br>金融資本<br>国家の象徴資本 |          |                                          |
| サービス<br>政治<br>人間と人間との関係<br>所有 | ③<br>「私的」政治システム<br>経済的蓄積手段に基づく<br>所有権の組織 | 市民<br>権                | 公民<br>権  | ④<br>「公的」政治システム<br>政治的蓄積手段に基づく<br>所有権の組織 |

法的媒介

貨幣的媒介

出所：Théret, (1992) 邦訳、135 頁。

このどちらにも属さない、「象徴的媒介」としての、また「マクロ社会的制度」としての、「貨幣、法、イデオロギー」である。この首尾一貫性は、人とモノとの関係と、人と人との関係との等価性を、「概念化」あるいは「表象」という操作を通じてはじめて可能となる。たとえば、貨幣という象徴的媒介によって、労働ははじめて「労働力」として概念化される。またこのそれぞれの秩序の通約可能性をもたらす、「制度=象徴的媒介」の概念は、これ以降テレのみならずアグリエタ・オルレアン

の議論においても重要性を帯びることとなる。

テレによれば、

「社会的なるものの位相学」の概念は、次のような三つの象徴的媒介の作用に基づいている。第一は、貨幣である。これは、あらゆる公的、私的債務の支払共同体の中で国家と経済的なるものを結びつけている。第二は法である。これは、同一のモデルに従って、法的共同体としての社会を基礎付ける。法的共同体としての社会は、政治的権力によって公布された法と契約的手続きを通じた私的な権利発行との間で確立される妥協を経由して、法にかなった生活のルールに関する同一の集合を承認する。第三に、抽象的な知的言説である。これは理念体としての、つまりイデオロギー的共同体としての社会を基礎付ける。イデオロギー的共同体としての社会は具体的には、価値の準拠体系、確立された想像界、固有の文化を演出し絶えず再活性化する言説システムのなかに表現される」（前掲同書、「日本語版への序文」、9 頁）。

### （3）「構造的に定常的なもの」としてのレギュレーション形態

貨幣と法は、秩序内部の経済レベルと政治レベルとのコミュニケーションを可能にし、各々の秩序を橋渡しするという意味において、「媒介」である。また、この場合、象徴的媒介は各秩序がもつ機能を有効にする。とくに各秩序の再生産を可能にするという意味において、象徴的媒介は「機能的形態」をとる。加えて、貨幣と法とは、政治的秩序と経済的秩序という異質な秩序を結びつけ、一定の首尾一貫性を保証する作用も有する。この場合の象徴的媒介は、「非機能的形態」つまり「レギュレーション形態」をとる。そして機能的形態だけでなく、レギュレーション形態を介してはじめて、社会的なるもの全体の相対的に安定的な維持が可能になる。つまり、象徴的媒介は、機能的であると同時に調整的な作用をもたらすという意味で「両義的」である。

ここで、指摘しておきたいのは、イデオロギーという象徴的媒介は、後になって付け加えられたものであり、テレの 1992 年の原著においては、明示的には取り扱われていなかったという点である。

実際、こうした、テレの「象徴的媒介」概念に対して、同じレギュレーション派のベルナール・ビヨドー（Billaudot, (1996)）は、テレの貢献を認めた上で次のように批判する。すなわち、テレは、政治的なるもの、経済的なるもの、家族的なるものを、一般的な社会化の水準として区別し、それを媒介するものとして象徴的なるものをその位相学に組み入れているが、この分化は、「三つの社会的実践水準（経済・政治・象徴）の区別に一貫性がない」ために、統一性を欠いているという（ibid, p.58）。確かにテレの、1992 年の原著の構成からすれば、この批判は正鵠を射ている。ビヨドーによれば、象徴的なるものそれ自身も、「単なる媒介ではなく」、一般的な社会化の領域として認識されねばならないというのである。実際、ビヨドーは、象徴的なるものを上部において、その下部に、経済的なるもの、政治的なるもの、家族的なるものを布置した図表を提示しており、下部から上部への連関関係を強調している（ibid, p.60.）。ちなみに、アグリエタ、ボワイエ、ロルドン、オルレアン、テレの共著による「レギュレーション理論：新しい基礎、分析、提言」\*においても、「象徴的なるもの」という独立した概念が提唱されている。

とはいえ、このような指摘は、容易に推測できるように、ともすれば、古典的な唯物史観の読み替えという批判が成されることも事実であろう。われわれは、あくまでも「象徴的媒介」としての貨幣、法、イデオロギーが社会的実践の原領域で「レギュレーション形態」を有しており（その限りでは社会化の領域としての「象徴的なるもの」は、「上部ではなく中心に」位置すべきである）、それが体制レベルにおいても「機能形態と調整形



態」の役割を果たすという観点に力点を置くべきであると考えている。

#### (4) 象徴的媒介としての課税・財政 / 通貨・金融体制

テレによれば、象徴的媒介は一時的なものと二次的なものに区分できるという。つまり、

「先の貨幣的、法的、言說的媒介を一次的媒介として特徴付け、その特殊性を明らかにすることが必要である。このようにすることで、これらの媒介が諸々の社会を分化させる一次的媒介物であり、基本的な象徴的作用素であることが明示できる。かくして、いうなれば、(貨幣化された) 社会保障システム、(法制化された) 政党による典型的な政治システム、(言説による) マス・コミュニケーションや世論システムといった、社会的レギュレーションにおける他のすべての媒介は二次的である。これらなしにコミュニケーション不可能な、異質な実践の諸論理(保障と援助、特殊利害と一般利害、宣伝とプロパガンダ)を結びつけるという意味において、これらはたしかに媒介であるがであるが、・・・(略)・・・二次的である」(テレ、前掲同書、邦訳「日本語版への序文」9-10頁)。

ここでいう二次的媒介が、より現実的な表象である「体制(regime)」の次元での象徴的媒介の機能作用のことを意味しているのは容易に推測できよう。

したがって、先の抽象化された位相学的分析と同様に、国家の機能的循環を定常的に再生産するためには、レジームの次元においても貨幣と法(そしてイデオロギー)という象徴的媒介が重要な役割を果たす。これが「課税・財政/通貨・金融」体制(régime fisco-financier. 以下 R.F.F.と表記)である。

ここでの「課税」とは、国家の有機循環の図式に従えば、租税国家が貨幣的形態で租税を徴収できることを意味すると同時に、予め法治国家が国民に権利能力を付与すること(国民にとっては

政治的債権の保有)によって始めて課税可能であることを意味する。さらに「財政」とは、支出国家が租税を貨幣的に支出することを意味すると同時に、この支出をもって国家が国民に対して政治的債務を象徴的に返済することを意味する。重要なのは、こうした「課税・財政」の様態は、国民国家空間が歴史・具体的にとる形態に応じて、多様な様相を帯びるということである。したがって、各国が相異なる経済的・政治的發展を遂げるのは、こうした課税・財政体制に差異が存在するからである、と理解される。

ついで、ここでいう「通貨」とは、先に言及した象徴的媒介としての属性を持つ貨幣がとる歴史具体的形態のことである。実際、歴史的に振り返ってみても、貨幣機能は、金属貨幣、民間銀行貨幣、中央銀行貨幣、公的・私的主体が裁量的に発行する様々な債券証書といった形態をもって、互いに競合しつつ経済のなかで発展してきた。

また、経済システムにおける諸通貨間のヘゲモニーは、システムの歴史的経路依存性に従いつつ、政治的蓄積過程のなかで変容する。たとえば、国家が、強権的に課税・財政政策を実施しようとしても、金属貨幣が経済において支配的で、金属貨幣そのものの流通に物理的制約がある場合、拡張的な財政政策は、富者からの強制的な借入や国債の発行に依存しなければならない。このような制約を克服するために、中央銀行制度が創出され、紙幣の発行が考案されたのであるが、これは、既に述べたような、国民がもつ政治的債権と国家による政治的債務からなる関係に因る、一定の信認の成立を必要とする。したがって国民国家空間は、貨幣制約をどのような制度的形態でもって制御するのかに応じて、歴史的に相異なる「金融」システムの発展を経験する。

かくしてこのような、制度的・象徴的媒介の歴史具体的形態としての、課税・財政システムや通貨・金融システムが、政治システム・経済システムの双方に橋架し、それらを定常的たらしめてい

るのである。こうしたシステムの「状態」を総体的に表現するのが、R.F.F.であり、体制を体制たらしめている、「象徴的媒介」が果たす「機能」の総体的表現がレギュレーション様式である、といえよう。

### 3. 社会的債務と象徴的媒介としての貨幣

#### (1) 社会的なるものと全体性

以上のような「レギュレーション」概念を機軸として、テレは、象徴的媒介の概念を、アグリエタ・オルレアンらとの共同研究の中でさらに深化させてゆく(Théret, (1998).) <sup>xi</sup>。ここで分析の中心となる制度は、先の三つの象徴的媒介の一つ、貨幣である。

アグリエタ・オルレアン(1998)は、「序説」において、社会はすでにそれが存在した時点で全体性を有しており、その全体としての社会をつなぎ合わせ、作り上げているのは、個々人の平等で自由な契約的合意ではなく、歴史的与件として存在する様々な「社会関係」である、と主張する<sup>xii</sup>。これらの社会諸関係は様々なレベルで「社会的紐帯」を構成するが、それぞれの社会関係はそれ自身、より上位の集团的諸価値に従属する<sup>xiii</sup>。したがって、「集团的諸価値は、個人の行動に秩序を与える諸規範の源泉である」(ibid, p.13)。

社会は、こうした諸々の社会関係の原領域を歴史的実践過程の中で作り上げてきたのであるが、その関係のメタ・レベルでの構成原理が、「社会的債務」の概念である。この概念によれば、人間は生命誕生の瞬間から過去に形成された社会関係の恩恵を被っている。すなわち社会的債務を負っている、という。その債権を表象するのは、時代によっては、天・地であり、神であり、祖先であり、地上に存在する何か(きわめて貴重なモノ、儀礼、祭司、君主、そして貨幣)であった。これらは債権を有しているからこそ、権威であり、正統性を有するのである。

こうした社会認識論を敷衍して、テレは債務を次のように指定する。

「われわれにとって債務とは人間間のすべての交易の基礎にある原初的な社会的紐帯にほかならず、商品交換、贈与・反贈与、様々な再分配を伴う徴税、といったすべての取引の背後に隠れている構造である。実際、これらの取引は結局のところ、「債務創造の手段」にすぎない」(Théret, 1998, p.253.)。

「生の債務」と呼ばれる、すべての社会関係に先行する「構造」は、歴史的過程を通じて太古から社会的なるものを規定してきた。現代はそれが「供儀」という表象から「貨幣」という表象に移行した時代に過ぎないのである。

したがって、「貨幣は個人間の諸関係からの債務の解放および債務の現世化を可能にする、同質化の演算子であり、債務抽象の演算子である。貨幣のおかげで債務は移転を介してより広い空間のものと循環することができる。計算貨幣は、質的差異を数的に秩序付けられた量的連続体に転換し、代数総和としての社会的全体性が、同次的ではあるけれども微分された諸個人の集計値としての社会の全体性が、表象される可能性を広げる」(ibid, p.254.)。

この債務の貨幣化は、近代においては債権の公・私二重の次元(贈与・反贈与および商品交換)での分裂化をもたらす。そしてそれぞれが「政治的債務」と「経済的債務」という二重のレベルで現れる。これは、すでに述べた、「経済的なもの」と「政治的なもの」との位相に相即して立ち現れる債務である。経済的債務は「ある全体性に対する個人の負債」であり、その債務は時間の中で過去から受け継いだものではなく、その債務の決済は部分的な全体性(経済的秩序)の中で行われ、またある時点の未来へと先送りも可能なものであるがゆえに、いつでも価値実現可能である代わりに不確実なものでもある。それに対して政治的債務は、過去から引き継がれたものではあるが、経



済的債務とは異なりその関係は逆転しており、それは「人間に対するある全体性の負債」となる。これを決済するためには、主権的権力は「人間を保護する何か」、すなわち「諸集団の社会的保護」を実践しなければならない。そしてこの債務は主権的権力の正統性を規定し、その決済の有り様は「制度化された妥協」の形態に依存する。

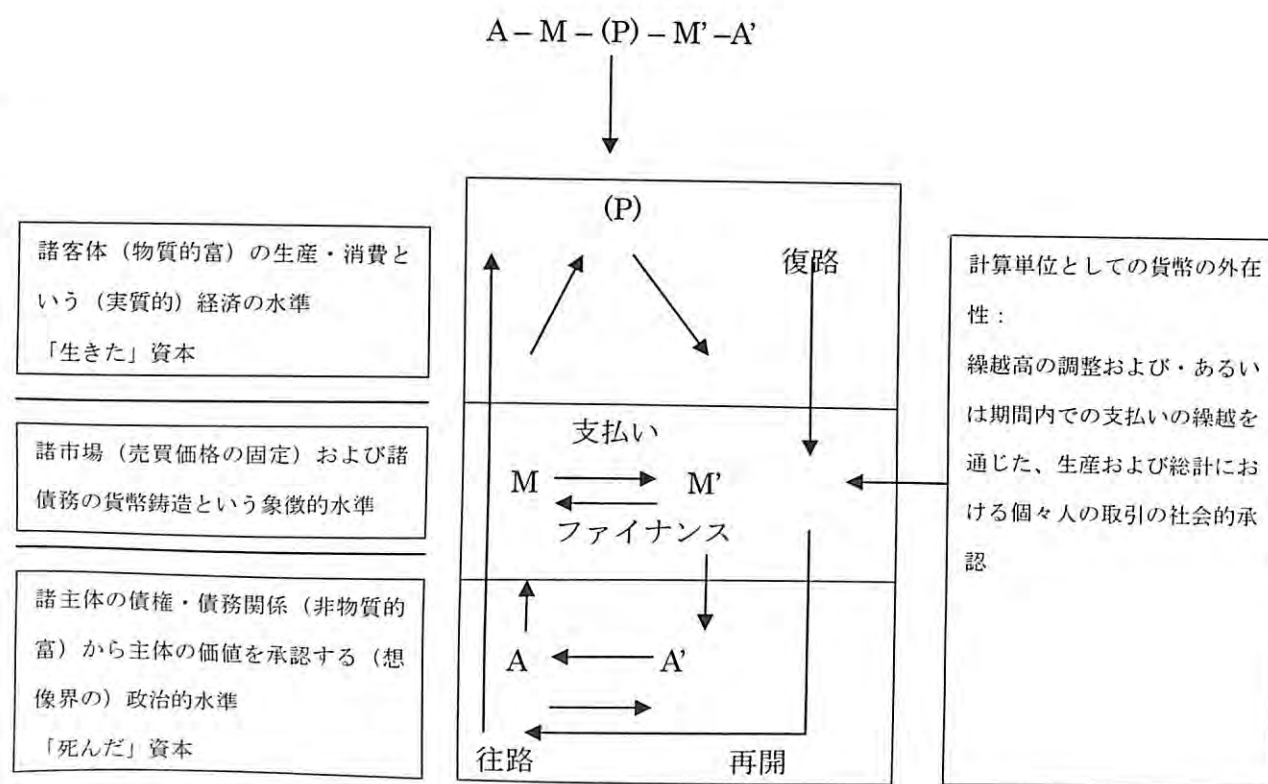
しかしながら、貨幣によって表象される債務は公・私二重に存在する。すなわち一方において、それは単なる商品交換の媒体としての貨幣形態および貯蓄と保険という貨幣形態となって、他方で

は、社会保険と福祉事業という貨幣形態となって、債務は現れるのである。

## (2) 貨幣の機能形態の循環

こうした社会的債務としての貨幣は、すでに提示された構図に従って、社会的なるものの「象徴的媒介」とであると定義される。ここでテレは象徴的媒介としての貨幣が、経済的循環のなかで、象徴的かつ媒介的に機能する様式を措定する。それが以下に示されている「貨幣の機能形態の循環図」である。

図表3 生産的資本の機能変態の循環における貨幣



この図表によれば、貨幣は経済的秩序を外部から数量的に調整する単なる道具でしかないと見なすことは出来ない。貨幣は、こうした道具主義的な機能に加えて、諸主体の間で構造化されている

債務・債権の関係を「経済的かつ政治的に象徴し、転移させる」という機能を有しているのである。

たとえば、実物的な財は、物理的に認知可能であり、数量的に認知可能な貨幣的（経済的）価値

によっても表象できる。しかし経済的再生産の中でこうした財の流通は、資本という、貨幣的（経済的）価値としては認知可能であるが、最終的には物理的存在としては認知困難なモノへ転化される。この水準では、貨幣という共通の象徴的媒介物、つまり非物質的なモノにすぎない資本を社会的全体性のなかで表象するモノが介在しなければ、資本はその全体的再生産の中へ再編入され得ない。そしてこの貨幣的に象徴された資本は、経済的債権・債務の関係を、その構造的連鎖の中で、持つ者（債権者）と持たざる者（債務者）という関係へと、すなわち政治的に階層化され表象される関係へと転化する。ここに至って経済的諸関係から出発した債権・債務の関係は貨幣というメタ制度を媒介として政治的諸関係へと転化されるのである。

これらの転化過程において、貨幣はつねに社会的全体性からもたらされる公・私の「債権・債務の関係」を経済的・政治的に精算するために必要な媒介物である。このような理解に従えば、「近代貨幣は、私的債務の支払い手段、とりわけ賃金という手段——これは資本家が勤労者に対して義務を負う私的債務である——であると同時に、全ての市民に対する社会による債務の支払い手段でもある。この貨幣は社会的なるものの全体性に対する、媒介的關係と無媒介的關係という二重の關係のなかで捉えられる。前者は、貨幣が循環的再生産を保証している経済的秩序における貨幣の諸機能を参照させる関係であり、後者は社会保護の新しい紐帯を基礎づける、政治的なるものと経済的なるものとの同盟形態としての関係である」(ibid, p.264.)。

要するに、社会的首尾一貫性をもたらす貨幣のレギュレーション機能は、経済的なるもの内部でのその秩序の再生産を保証しつつ、政治的なるものと経済的なるものの「同盟関係」(ある種の構造化)をもたらす。換言すれば「貨幣による調整的機能」が債務の決済システムを保証しつつ、「貨幣に

よる同盟的機能」が、経済的なるものと政治的なるものとの間での債務の相互移転を可能にし、同時にそれぞれの秩序の境界を裁定するのである。とりわけ後者の機能は、前節で述べた課税・財政レジームおよび通貨・金融レジームによる社会的調整という形態で作用する。なぜなら、税の徴収とその支出という、すぐれて社会的・政治的な行為は、国家が税を課す正統性を有していること、すなわち市民を保護するという社会的債務を負っておりその債務を債権者たち（市民）に返済しなければならないことの政治的・経済的実践形態に他ならないからである。

## (3) 調整的・同盟的貨幣：レギュレーション空間と妥協としての中央銀行制度

以上のような位相学から、歴史的時間の中での社会的なるものにおける貨幣の機能作用が明らかになる。たとえば近代資本主義における金本位制度から管理通貨制度への移行は、政治的秩序と経済的秩序から構成される社会的空間の変容過程として、次のように理解することができる。

金本位制度が支配的であったとき、経済的秩序は世界経済をその大枠組みとしていたものであり、国民国家は領土的空間内部における政治的秩序にすぎなかった。世界経済における媒介的制度としての「金本位制」は、世界経済と国民国家を媒介しつつ、国民国家内部での私的貨幣をも国民国家内部で媒介していたが、世界的な政治的秩序におけるその政治的正統性の根本的欠落の故に崩壊に至ったのである。しかしながら、戦後の金・ドル本位制の成立は、拡大しきった経済的秩序を再び国民国家という領土的空間の内部に挿入した。ここにおいてはドルという基軸通貨によって世界経済と国民国家経済との象徴的媒介が行われつつ、国民国家内部でのさまざまな政治的・経済的債権・債務から構成される新たな通貨制度が生み出された。これが管理通貨制度である。ここでの政治的正統性は主権国家によって保証され、その限



りで貨幣は「主権的貨幣」となったのである。

この貨幣による国民国家経済のレギュレーションは、その政治的・経済的「秩序間の相互依存が各々の秩序の中の経済における計算単位の循環を保証する適切な通貨レジームによって調整される時、有効となる。そこでの計算の論理は異なっているとはいえ、そのとき各々の秩序においては同一の道具が考慮に入れられるであろうし、またその起源がどのようなものであれ、またどのような債務であれ、同一の貨幣でもって調整することが可能になるであろう」(ibid, p.271.)。

この通貨レジームの近代的実践形態が管理通貨制度であり、その全体的権威を階層的に保持するのが中央銀行である。したがって、経済的なものと政治的なものの制度的妥協形態である、中央銀行の役割は次のように定義される。

「唯一の国民的貨幣を発行する国家の主権的権力は資本主義の発展と共に、ある一つの公的貨幣を発行する単一の権力へと還元される。この貨幣は経済的なものにおいて正統に循環すべく、諸々の私的貨幣と妥協しなければならない。各々の国においてこの「社会的」制度を組織するこの妥協とは、まさしく中央銀行に他ならない。実際、これこそまさに コントロールメカニズム 仲介的制度である。というのもこの制度は発生論的には経済的秩序と一体になりつつ(中央銀行は初めから商業銀行であり今なおそうである)、さらに政治的秩序にも挿入されているからである(たとえば、中央銀行には紙幣の合法的流通を強制する能力といった主権的属性が認められている)。このようにしてすべての中央銀行は、一方では公的なものと私的なものとの間で確立された、また他方ではいわば制度の産物の一つである妥協に対する諸々の違背を裁定し、鑑定し、制裁を与えるという役割を有している。まさしく中央銀行の経済的なものとの一体性に応じて、中央銀行と国庫との合体は、(中略)、相異なるレジームによって調整されうる」。

かくして中央銀行は、政治的なものと経済的な

ものの制度的妥協として立ち現れるのである。

#### 結語に代えて

以上、ブルーノ・テレの社会的レギュレーションの議論を中心に、「もう一つのレギュレーション・アプローチ」の全体像を検討してきた。この理論の大きな特徴は次の通りである。

まず、社会的なるものを政治的なものと経済的なものという構図で捉え、それらを媒介するモノが「貨幣・法・イデオロギーという制度」であること。これは経済還元主義を真っ向から否定するものであり、また「政治」をその分析に取り入れたとしても、それを経済外的なものあるいは経済の結果とみなすようなアプローチを拒否するものである。

ついで、制度はメタ・レベルでも実践のレベルでも「象徴的媒介」として捉えられる。このアプローチにおいては、それは構造的レベルでも実践のレベルでも、単に方法論的にマクロとミクロをつなぎ合わせる中間的な存在ではなく、むしろ「仲介的な存在」として捉えられる。ただし、基本的構図こそ変わってはいないものの、媒介的制度の重要度については、大きな変化がみられる。すなわち当初水平的関係性の下で想定されていた三つの象徴的媒介(貨幣、法、イデオロギー)が、近年ややもすれば貨幣そのものに集約される傾向にある(法もイデオロギーも二義的なものになっている)という点がそれである。

最後に、これが最も重要な点であるが、テレ、アグリエタ、オルレアンといったレギュラシオニストたちが、一貫してホーリズムの立場に立っている点である。彼らにとっては、最近流行の「マクロ経済のミクロ的基礎付け」は全く無用である。多くのレギュラシオニストたちが、賃労働関係、国家の形態、貨幣制約、国際関係、資本の競争形態、というメゾ・レベルでの関係的構造からなる、より具体的な制度の機能形態(それらの相互補完性・階層性)の分析に、さらには、「政治」をも取

り入れた比較制度分析(ベンチマークを設定した上での制度の比較優位の分析)に移行し、ある意味で主流派と対話可能な方向性へと進んでいるのに対して、彼らはそうした変化を一切受け入れていない。

「社会の全体性の構造的先在性」と「社会関係の諸価値による階層性とそれによる秩序の形成」。こうした主張がある種の時代錯誤な空想的提言に終わるのか、それとも経済学における新たな「概念」転換を生むのか、今のところさだかではない。また、すくなくとも貨幣に議論を集中しているが故の分析対象の狭隘さ(アグリエタの「金融主導型レジーム」の議論など)は、実体経済の進化を分析する際の隘路にもなりかねないともいえる。くわえて、「社会的諸価値」という計量化が難しい要素の導入は、いわゆる科学としての経済学の「パラダイム」に固執している研究者にはとうてい受け入れ難いであろう。ただ、この点は、オルレアンがこうしたホーリズム的プロジェクトに参加していることからすれば、いわゆるコンヴェンション・アプローチによって補完可能な問題であるかもしれない。

しかしながら、昨今のサブ・プライム問題に端を発した、世界大恐慌以来の「グローバルな」経済危機が、彼らの言う「貨幣の正統性の危機」(基軸通貨ドルの政治的・経済的正統性の喪失)であることも確かである。そして、通貨主権が国民国家単位で分裂化しているにもかかわらず、弱い信認しか持ち得ないドルという基軸通貨は、「同盟的貨幣」の役割をグローバルなレベルで果たし得ないようにも思われる。さらにいえば、そうした貨幣の歴史具体的制度である「中央銀行」の裁定のあり方が(もともとグローバルな中央銀行は存在していないが)、危機をさらに複雑にしているようにも思われる。

聖なるものの「主権的属性」である正統性を喪失してしまったように見える、現代の「道具化された貨幣」は、新たな将来への賭けに打ち勝つこ

とができるのであろうか?われわれにはグローバルな「制度的妥協」としてのあらたな通貨レジームの創出こそが、この危機の行く末を左右するように思えてならない。

#### 参考文献

- Amable, B. (2003) *The diversity of Modern Capitalism*, Oxford University Press. (山田鋭夫・原田裕治ほか訳『5つの資本主義』、藤原書店、2005年)
- Aglietta, Michel, *Régulation et crises du capitalisme, L'expérience des Etats-Unis*, Calmann-Levy, 1976. (若森章孝・山田鋭夫・大田一廣・海老塚明訳、『資本主義のレギュレーション理論—政治経済学の革新—』、大村書店、1989年)
- Aglietta, Michel, Andre Orléan (Dir), *La monnaie souveraine*, Éditions Odile Jacob, 1998. (坂口明義・清水和己・中原隆幸・中野佳裕訳『主権的貨幣』、藤原書店、近刊)
- Barbier, Jean-Claude et Bruno Théret, (2004) *Le nouveau système français de protection sociale*, Edition la Découverte (中原隆幸・宇仁宏幸・神田修悦・須田文明 訳『フランスの社会保障システム 社会保護の生成と発展』ナカニシヤ出版 2006年)
- Billaudot, B. (1996) *L'ordre économique de la société moderne*, L'Harmattan, Paris.
- Boyer, R. (1986) *La Théorie de la Régulation*, Editions la Découverte (山田鋭夫訳『レギュレーション理論』新評論 1989年)
- Boyer, R. (2005) «Théorie de la Régulation: Bilan des années quatre-vingt-dix, perspectives actuelles», Project d' pour *Political Economic Quarterly*. (拙訳、「レギュレーション理論、90年代の総括と現在の展望」、『季刊 経済理論』、第



Coriat, Benjamin, Pascal Petit, Geneviève Schméder, (eds.) *The Hardship of Nations*, Edward Elger, 2006.

中原隆幸、「レギュラシオン・アプローチにおける国家論の射程」、『四天王寺国際仏教大学人文社会学部紀要』第 35 号、55-70 頁、2003 年 3 月。

中原隆幸、「課税の正統性とは何か：課税・財政制度を介した社会的レギュラシオンの可能性」、『税とは何か』(別冊『環』第 7 号)、藤原書店、2003 年、第三部所収。

中原隆幸、「構造からレギュラシオンへ——レギュラシオン・アプローチの方法論的革新性とは何か——」、『季刊経済理論』第 42 巻第 2 号、2005 年 7 月、60-70 頁。

中原隆幸、『政治的なものの社会的レギュラシオン』、ナカニシヤ出版、2009 年 3 月公刊予定

Lavoie, Marc, *L'économie postkeynésienne*, Edition la Découverte, 2004.

(宇仁宏幸・大野隆幸、『ポストケインズ派経済学入門』、ナカニシヤ出版、2008 年)

清水和己・河野優編著『入門 政治経済学方法論』東洋経済新報社、2008 年

Théret, Bruno, *Régimes Économiques de L'ordre politique*, PUF, 1992.

(神田修悦、中原隆幸、宇仁宏幸、須田文明共訳、『租税国家のレギュラシオン』、世界書院、2001

年、但し原著の第 1 章から第 4 章までの訳出。第 5 章「領土的課税・財政体制—絶対主義から自由主義へ」は、拙訳にて『大阪産業大学経済論集』第 3 巻第 1 号、2002 年 6 月、pp.101-123. 同 第 4 巻第 1 号、2002 年 10 月、pp.55-82.に所収。なお、(下)は斎藤日出治との共訳)

Théret, Bruno, "Pour une approche régulationniste du politique", *Régulation sociales, régulation politique, Congrès de l'Association Française de Science Politique*, 23-26 avril, 1996.

(拙訳「政治的なもののレギュラシオン・アプローチのために」、大阪市立大学経済学会紀要『経済学雑誌』第 100 巻第 4 号、39-54 頁)

Théret, Bruno, "De la dualité des dettes et de la monnaie dans les sociétés salariales", dans Aglietta et Orléan (1998), pp.253-287. dans Aglietta, Michel et Andre Orléan (Dir), (1998).

(拙訳にて『主権的貨幣』に収録予定)

Théret, Bruno, "To have or to be: interaction between State and economy", in Corat et al (2006), pp. 135-155.

Théret, Bruno, (dir.), *La monnaie dévoilé par ses crises, Vol 1 Crises monétaires d'hier et d'aujourd'hui*, EHESS, 2007.

Théret, Bruno, (dir.), *La monnaie dévoilé par ses crises, Vol 2 Crises monétaires en Russie et Allemagne au XXe siècle*, EHESS, 2007.

イーは、さまざまな政治的情勢の変化を契機にしばしば社会経済において、第一義的ではないにせよ、無視できない重要な役割を果たす。

\*たとえば、近年の日本の年金制度の財源を巡る制度構築の迷走ぶりは、こうした政治的なものの構成が、それぞれの社会諸集団の政治的合目的性が鋭く対立しているが故に一向に解決には至らず、妥協を重ねて徐々に修正してゆかざるを得ないということの顕著な事例であろう。年金財源の問題は決して経済合理性のみでは解決できないのである。その詳細についてはたとえば、バルビエ・テ

レ(2004)の邦訳に収録されている宇仁宏幸氏の「訳者による補遺」を参照されたい。

v だが、そもそもそのような人間像自体がレギュラシオン・アプローチにとって重要なのかということ自体もまた検討すべき課題であることは明らかである。われわれは社会的全体性の観点から、このような方法論的前提を採用しておらず、合理性の問題を全く異なった側面から検討する。詳細については中原(2009)を参照されたい。

vi ただし、社会的なるものの動態的分析をさらに進めるためには、清水・河野(2008)が指摘するように、スタティックな「パラダイム論」そのものへの根本的な異議申し立てが必要であることは、指摘しておきたい(同書、43 頁)。

vii たとえば、Boyer(2005)においても、政治的なものを分析することの重要性が指摘されている。また、Coriat et al, (2006) には、テレの記念碑的論文が再録されており、最近著においては、アグリエタ・オルレアンとの貨幣論についての共同研究が進行中である(Théret, dir, (2008)。

viii Aglietta et Orléan, (1998).

ix なお、本稿では、もっぱら第二段階までのテレの議論を取り上げる。第三段階のその検討については他日を期したい。

\* 2000 年 3 月のタイプ原稿、未見。ただし、『レギュラシオン辞典——知の総覧——第二版』、2002 年、の「あとがき」においてその要約が述べられている。

xi この論文は、前出のアグリエタ・オルレアン編『主権的貨幣』の一章を構成しており、アグリエタ・オルレアンの貨幣論を基本的に踏襲している。なお本稿の作成に当たって、坂口明義氏監訳で刊行される予定(2009 年)である訳書の草稿段階のいくつかの訳文を参照させていただいた。ここに記して御礼申し上げる。無論引用に際してありうべき誤りの責が全て筆者に帰せられることはいうまでもない。

xii なお、序説には執筆者全員の署名がなされている。

xiii たとえばそれらの諸価値は、「男と女」の関係、それよりも上位の「夫婦」の関係、さらには「家族」における関係、「地域」における諸関係、「市民権」によって包含される諸関係、最も集合的な「社会」、といった具合に階層化されおり、より上位の価値であればあるほど、その社会的全体性は高まる。

1 本節は、拙著『政治的なものの社会的レギュラシオン』ナカニシヤ出版(2009 年 3 月公刊予定)「序章」の記述を一部抜粋したものである。

2 われわれは「従来のフォーディズム論」は自己完結的な、ある種の閉鎖体系の下で最も説得力を持つ、と考える。

3 たとえば、民族、人種、といった実践的かつ種別のカテゴリーは政治的なものにおいて容易に「集合的アイデンティティ」へ転化しうる。ナショナリズムやポピュリズムといったイデオロギーも同様である。これらの集合的アイデンティテ



# 経済想念の脱植民地化： セルジュ・ラトゥーシュのポスト開発思想の歩み<sup>i</sup>

## Décoloniser l'imaginaire de l'économie: Serge Latouche et le parcours du projet de l'après-développement

中野佳裕 (DPhil, 開発学)  
早稲田大学現代政治経済学研究所・特別研究員  
E-mail: nakano.aube@gmail.com

本稿は、フランスのポスト開発思想家セルジュ・ラトゥーシュ (Serge Latouche) の経済学批判の根底にある哲学的テーマを、二十世紀フランス社会・政治思想の流れに位置づけながら検証する。第1節では、ラトゥーシュの学術活動の変遷を簡潔にまとめる。英米・仏の国際開発研究分野では、ラトゥーシュの著作はポスト開発思想 (英: post-development/仏: l'après-développement) の代表的作品として議論されることが多い。これらの諸国のポスト開発思想に関する議論の背景を踏まえながら、ラトゥーシュの仕事の重要性和可能性について説明する。

第2節では、ラトゥーシュの経済学批判の根底にある哲学的テーマについて議論する。ラトゥーシュの思想は、二十世紀フランス現代思想にみられる現象学・科学認識論・精神分析学・文化人類学の諸潮流の影響を多分に受けている。中でもハイデッガー哲学とそのフランス流解釈は、ラトゥーシュの思想形成に極めて重要な影響を与えている<sup>ii</sup>。本稿では、ラトゥーシュの一連の著作を、フランス現代思想におけるポスト・ハイデッガー哲学の潮流の中で議論されてきた「西洋形而上学の超克」「単独性の思想」「文化の複数性を認める自律・共生社会の構築」という三つの哲学的テーマと関連づけて紹介する。

結論では、ラトゥーシュの思想が一連のポスト・ハイデッガー哲学において議論されている様々な哲学的問題を通じて国際開発問題を考察する契機を与えることを指摘する。更に、ラトゥーシュの思想が、新自由主義グローバル化の下で翻弄される先進国と途上国双方の民衆にとって、市場経済主義に抗する社会関係を構築する為の一つの指針となることを指摘する。

### 第1節：セルジュ・ラトゥーシュの経済学批判：その歩みと位置付け

#### 1-1：フランスにおけるラトゥーシュの仕事の位置付け

セルジュ・ラトゥーシュ (1940-) は、フランスの経済思想分野及び社会科学の認識論分野において指導的な立場を誇る学者である。ジャン・ウェイラー (Jean Weiller) とブルーノ・キャリエール (Bruno Carrier) は 1994 年に近代フランス経済学の潮流をまとめた本を執筆しているが、その中でラトゥーシュは重要な学者の一人として紹介されている<sup>iii</sup>。また、アンヌ＝マリー・シャルチエ (Anne-Marie Chartier) はその著書『発展概念についての批判論集』(1996 年)において、発展／開発概念の批判を行ったパイオニアとしてラトゥーシュを、フランソワ・パルタン (François Partant) の名と共に紹介している<sup>iv</sup>。更に 2005 年に編纂された『もう一つの経済に関する辞典』では、「インフォーマル」「デクレッシェンド (仏: décroissance/伊: decrescita)」「ポスト開発」といった近代経済学の理論体系では考察されなかった社会学および文化人類学的概念を経済学分野に導入したパイオニアとして、ラトゥーシュの名前が挙げられている<sup>v</sup>。

このようにラトゥーシュは、フランス経済学の歴史において、経済分析を行う際の認識論体系を哲学及び文化人類学的見地から解釈し直した最初の人物として認知されている。また、そのような経済学の認識論批判を第三世界問題や発展／開発問題へと応用した最初の学者として、ラトゥーシュの功績はフランスにおいて広く知られている。

ラトゥーシュの学術活動は、近代経済学の常識に慣れた人から見れば、極めて異質で「非経済学的」とも呼べるような道筋を辿っている。その研究テーマと研究内容は、特殊であり独特なものである。1940 年にヴァンヌで生まれた彼は、1966 年にパリ第一大学 (Sciences Politiques) において『世界の貧困化』[Latouche, 1966]という題の博士論文を提出する。以後 1996 年までリール大学、その後はパリ第十一大学 (オルセー) において経済学及び社会科学の方法論・認識論の専門家として教便をとる傍ら、経済学の認識論や第三世界の開発／発展問題に関する批判的著作を数多く発表している。

ラトゥーシュの研究プロジェクトの性格を把握する為には、今一度学説史的な観点から彼の仕事を位置づけることが有用である。前述したウェイナーとキャリエールによれば、フランス経済学は主に「主流派フランス経済学」「歴史学・文化人類学的批判」「海外の経済学の輸入と応用」の三つの潮流に分かれる<sup>vi</sup>。第一の潮流は、フランス国内の経済学の伝統から派生した諸理論を指し、20 世紀後半においてはフランソワ・ペルーの経済理論、レギュラシオン理論、コンヴェンション理論等が有名である。第二の潮流は、エミール・デュルケイムやマルセル・モースの社会学から派生し、ルシアン・フェブルやフェルナン・ブローデルのアナール学派、バタイユやフーコー等の現代思想の流れを踏まえながら発展した経済学批判の潮流である。第三の潮流は、マルクス、シュンペーター、ケインズ等、フランス国外の経済理論に依拠する経済学者達のことであり、今日ではフランス版ケインズ学派を確立している。

ラトゥーシュの仕事は、これら三つの潮流のうち二番目、その中でも最も急進的な研究グループである反功利主義運動 (Mouvement anti-utilitariste dans les sciences sociales: MAUSS) に所属する。MAUSS は、ラトゥーシュと彼の同僚のアラン・カイエ (Alain Caillé) によって 1981 年に発足した研究グループである。同研究グループは、近代経済学の規範的パラダイムの一つである功利主義を批判し、功利主義を超えた新しい価値規範及び理論体系の下で経済社会を分析することを目的とする。同研究グループの所属メンバーは、フランス、ドイツ、英米の哲学者、文化人類学者、社会学者と多岐に渡り、著名なところではクロード・ルフォール (Claude Lefort) (政治哲学)、ジャンタル・ムフ (Chantal Mouffe) (政治理

論)、ルイ・デュモン (Louis Dumont) (文化人類学)、メリー・ダグラス (Mary Douglas) (文化人類学) などが挙げられる。MAUSS の特徴は、独自の功利主義解釈にある。その著『功利主義理性批判: MAUSS 宣言』(1989 年)[Caillé 2003]でカイエが説明するように、同研究グループは、功利主義を近代経済学における一理論として捉えず、むしろプラトン哲学以来培われてきた西欧文明特有の文化イデオロギーとして解釈する<sup>vii</sup>。つまり、功利主義のパラダイムは、西欧文明における物質交換システムや合理主義といった経済的・計算的思考の発展の歴史と対を成すものであり、功利主義を批判することは、西洋文明における「経済主義」自体を批判することに等しい。このように功利主義を文化の次元で捉え直すことで MAUSS のメンバーは、通常経済学以外の分野で扱われる様々な問題を、功利主義批判の対象として取り扱う。同研究グループが発足以来刊行している Bulletin/ Revue du MAUSS という学術雑誌では、第三世界問題、フランスにおける新右翼の台頭問題、ポランニーの経済学批判、贈与経済、民主主義、民族紛争、普遍主義と文化相対主義論争、オルタナティブ・グローバル化運動、フランスにおける教育制度改革問題など、様々な政治的及び哲学的問題に学際的に取り組んでいる。

留意すべきは、MAUSS は、一般的に「象牙の塔」と形容されるような伝統的で形式主義的な研究組織ではなく、多分に社会運動としての性格も含んでいるということだ。このことは、同研究グループが発足した当時のフランス社会の政治的及び思想的状況を見るとよくわかる。1968 年の五月革命以降、フランス社会において、伝統的なマルクス主義に基づいた左派政治運動は急激に衰退していった<sup>viii</sup>。フランスにおける左派の衰退には複雑な背景がある。第二次世界大戦中、ナチス占領下でフランス市民の抵抗運動を支えた主要な政党はフランス共産党 (PCF) であり、戦後のフランス社会における左派政治運動は、PCF を中心に隆盛を極めた。いわゆる「共産党神話」が生まれたのだが、このような PCF とマルクス主義に対する熱烈な信奉は、当時実在していたソビエト連邦を米国が牽引する資本主義経済の世界的支配に抗する政治プログラムとして理想化する反面、スターリン政権下で起こっていた民衆弾圧や拷問の現実を黙視することとなった。しかし、68 年 5 月の歴史的な社会運動が収束を見せた 1970 年代半ば、状況は一変した。ソ連 (当時) の亡命作家アレク



サンドル・ソルジュニエティン (Alexandre Soljenitsyne) の告白文学『収容所群島』が 1976 年に仏訳 (フランス語タイトル: l'archipel de Goulag) され、ソ連邦の強制収容所の非人道的な現実が明らかにされた。共産主義国家の全体主義的な性格はフランス知識人達の間でも次第に無視出来ないものとなり、「グラーグ (Goulag)」という地名は、当時のフランス言論界において、マルクス主義に基づく左派運動の有効性を問い直す象徴的な記号となった。ルフォール、コルネリウス・カストリアディス (Cornelius Castoriadis)、フランソワ・フュレ (François Furet) などの左派系政治哲学者が一斉にマルクス主義批判の著作を発表したのは、丁度この頃である。彼らは、ソ連に代表される共産主義国家で起こった全体主義的な民衆統制は、本質的にはマルクス主義の理論的欠陥から生じたものであると主張する。そして、個人の人権や自由を重視する政治的自由主義の立場から、左派運動の新しい流れを、イデオロギー化されたマルクス主義の政治プログラムに基づかない形で構築しようとした。

他方で、このような政治的自由主義によるマルクス主義批判は、左派知識人の政治的・理論的立場そのものを曖昧にさせる哲学的潮流も生み出した。1970 年代半ば頃、ベルナール・アンリ＝レヴィ (Bernard Henri-Lévy) やアンドレ・グルックマン (André Glucksmann) らが提唱した「新しい哲学」(La nouvelle philosophie) がそうである。彼らはマルクス主義および当時フランスで盛り上がっていた所謂「ポストモダン」哲学を、近代民主主義政治の根本理念である人間主義と啓蒙主義を脅かす思想として糾弾した。サルトル、アルチュセールらマルクス理論家やデリダらの所謂「ポストモダン」哲学者と区別する意図で、アンリ＝レヴィとグルックマンは自らを「新しい哲学者」と名乗り、人間主義と道徳主義に基づいた政治理論の構築と実践を提唱した。これら「新しい哲学」の動きは、1980 年代以降のフランスにおいて、マルクス主義やポストモダン哲学とは異なるフランス版自由主義思想の潮流を作り、アラン・ルノー (Alain Renault)、リュック・フェリー (Luc Ferry)、ツヴェタン・トドロフ (Tzvetan Todorov)、ピエール・マナン (Pierre Manen) らに代表される新世代の哲学者・政治哲学者がフランスの言論界に台頭するようになった<sup>18</sup>。ニューヨーク大学フランス社会思想専門家のクリスティン・ロスが指摘するように、「新しい哲学者」達は「1968 年 5 月革命の

10 年後に、自らを『68 年革命の真実の声』と演出して登場し、1968 年当時の政治スローガンであった「平等」を「自由」の問題へと完全に塗り替えた」のである<sup>19</sup>。「新しい哲学」運動は当時、フランス国内の左派系哲学者であるジャック・ランシエール (Jacques Rancière) やコルネリウス・カストリアディス、そして英国の左派系哲学者ピーター・デュー (Peter Dews) によって「哲学的根拠を持たないメディア受けを狙った言説」として激しい批判を受けた<sup>20</sup>。ピーター・デューがその論文で詳細に分析しているように、フランスの伝統的左派運動は、この頃から終焉を迎えたといえる<sup>21</sup>。

以上のことから分かるように、MAUSS 発足の時期は、フランス社会において社会政治問題が伝統的な「左派・右派」の枠組みで語ることが出来なくなった時期と一致する。従って、同研究グループは、自らの研究活動を通じて左派と右派の政治的闘争線を再定義し、新しい左派運動を支える理論的枠組みを構築することも統一目標の一つとして含んでいたといえる。このことは、先に述べた Bulletin/ Revue du MAUSS において、1980 年代後半にフランス社会に台頭してきた新右翼に対する批判や、新自由主義グローバル化に対する批判が定期的に行われている事実からも明らかである。

このようなフランス社会における政治的及び思想的見取り図を加味すると、ラトウーシュは単なる経済学者ではなく、フランス社会において左派運動を再興していく為の理論的支柱を提供する知識人と見なすことができる。彼のポスト開発思想は、フランス社会の政治的及び思想的情况と切り離して分析することはできない。ラトウーシュは 1970 年代より、近代経済学の認識論の限界を哲学的に明らかにしようとしているが、同時にイヴァン・イリッチ (Ivan Illich)、ジャック・エリュール (Jacques Ellul)、コルネリウス・カストリアディス、フランソワ・パルタン (François Partant)、アンドレ・ゴルツ (André Gorz) といった、フランス経済学や思想界においては「異端」「急進」と見なされてきた近代産業社会の批判者の作品を紹介し、再評価することにも努めている。また、ラトウーシュは、功利主義や経済自由主義に支配されない新しい社会関係を構築するために、水平連盟 (La Ligne de l'horizon des Amis de François Partant)、ポスト開発ネットワーク (Réseau objecteurs de croissance pour l'après-développement : ROCADe) といったアソシエーシ

ョンを組織し、先進国及び途上国の研究者や市民運動家達と共にポスト開発社会の可能性を模索している。このように、ラトウーシュは自らのポスト開発思想や無成長プロジェクトを通じて、経済成長主義および開発・発展主義に支配された私達の社会関係を質的に転換していくための新しい思想的土壌を整えることを目指している。

## 1-2: ラトウーシュと欧米の開発学におけるポスト開発論争

英米・仏の開発学分野において、ラトウーシュの仕事はポスト開発思想と呼ばれる主題の中で扱われることが多い。ポスト開発思想とは、国際開発体制に潜在する先進国の自文化中心主義を批判する思想潮流である。ポスト開発思想家達は、イリッチやパルタンの近代産業社会批判、フーコーやブルデューの言説分析、エドワード・サイードの文化帝国主義批判を応用しながら、先進国と途上国の間の支配関係を決定する言説構造を明らかにしようとする。ポスト開発思想家達によれば、今日国際社会で金科玉条となっている「開発」「発展」「成長」という概念は西洋文明特有の考え方であり、本来普遍性を持たない。ところが戦後の国際開発体制は、そのような西欧独特の特殊な価値規範を普遍的なものとみなし、アジア、アフリカ、南米地域の経済社会関係を西洋の価値規範に従って評価し、開発政策によってこれらの社会の諸制度を近代産業社会のそれと同じような体系に変えようとしている。ポスト開発思想家達にとって、国際開発体制は先進国の途上国に対する文化支配に他ならない。従って、ポスト開発思想家達は、戦後の国際開発体制において支配的な「発展」「開発」「経済成長」「近代化」といった言説を拒否し、地球上に存在する様々な社会が、それぞれの文化や価値体系に従って自らの社会を創造していくことを提唱する。彼らは、このような戦後の国際開発体制の言説構造を乗り越えた時代を「ポスト開発時代」と呼ぶ。彼らによれば、ポスト開発時代とは文化の多様性が肯定される時代であり、近代西洋の普遍主義と啓蒙主義が支配する「開発の時代」の対局に位置づけられる。

国際開発体制を近代西欧の啓蒙プロジェクトの一つと捉え、西洋文明の歴史に脈々と続く自文化中心主義を批判するその知的態度から、ポスト開発思想はしばしば、開発学におけるポストモダン

思想の一つの類型とみなされることが多い。とりわけ英語圏の開発学においては、W・サックス (Wolfgang Sachs) 編著の『開発辞典』[Sachs, ed. 1992]、A・エスコバル (Arturo Escobar) 著の『開発との遭遇: 第三世界の構築と解体』[Escobar, 1995]、M・ラネマ (Majid Rahnema) と V・バウトレー (Victoria Bawtree) 編著『ポスト開発読本』[Rahnema and Bawtree eds. 1997] がポスト開発思想の代表作とみなされているが、これらの著作の中でフーコーの言説分析への言及や「開発/発展言説 (The development discourse)」という言葉が多く登場することから、「開発学における、フーコーの言説分析の応用例」としてポスト開発思想を評価する傾向も強い。

しかし、このようにポスト開発思想全体をフーコー哲学の方法論の有効性によって解釈・評価する態度は、正鵠を得ているとはいえない。そもそも第一に、ポスト開発思想家は、構造文化人類学、精神分析学、ポスト・コロニアル研究、ブルデューの言説分析、ハイデッガー哲学等、人文科学及び社会科学における様々な解釈アプローチを採用している。英米の開発学者の多くの仮定に反して、ポスト開発思想の理論的土壌をフーコーの言説分析のみに還元することはできない。

第二に、ポスト開発思想が受容される言語圏のねじれも無視することはできない。ポスト開発思想文献の大半はフランス語によって書かれ、出版されている。また国際的なポスト開発ネットワークの本部はフランスにあり、ポスト開発関連のシンポジウムもその多くは、ユネスコの協力の下、パリやジュネーブで行われている。一方で、ポスト開発思想に関する学術的な議論の中心地は、英語圏の開発学である。ところが英語圏の開発学では、フランス語で書かれたポスト開発思想文献の重要作品が読まれることなく議論が進んでいる。前述したサックスやラネマの編著やエスコバルの文献、あるいはインドのバンダナ・シヴァ (Vandana Shiva) やアシス・ナンディ (Ashis Nandy) の著作など、英語文献のみが読まれるだけである。つまり、英語圏の開発学では、一部の限られた文献の内容に基づいてポスト開発思想全体が評価される傾向にあり、パルタン、ラトウーシュ、ジルベール・リスト (Gilbert Rist) など、ポスト開発思想の体系を確立することに貢献したフランス語圏の作品が本格的に議論されることはない。



ポスト開発思想の系譜学に関するこのような誤解は、欧米の開発学者をしてポスト開発思想の根本テーマを無視するに至っている。ポスト開発思想に関する研究は、英語圏とフランス語圏の学術雑誌でこれまで多く発表されてきた。しかし開発学者の多くは、同思想を実証研究の観点から、とりわけフーコーの言説分析を開発政治へ応用することの妥当性という点から評価するばかりで、ポスト開発思想の根底に流れる哲学的テーマについて論じていない。結果、ポスト開発思想の批判者も擁護者も共に、同思想の根本的な主題とその可能性を正確に把握しないまま、それぞれの立場を主張することに至っている<sup>xiii</sup>。

ポスト開発思想を巡る英米の議論の限界は、最近になって開発学の中でも認知されるようになってきた。2004年にハンブルグ大学のジャイ(Aram Ziai)が、ポスト開発思想をめぐる現行の議論の問題点を指摘する論文を発表したが、この中で彼は、批判者の議論がポスト開発文献の誤読に基づいていることを指摘している<sup>xiv</sup>。更にジャイは、ポスト開発思想の可能性と限界を検証するには、同思想をポストモダン思想一般のテーマに照合させる必要があることも指摘している<sup>xv</sup>。

ジャイの論文は、ポスト開発思想に関する議論の前提条件を整理し直す建設的な示唆を与えるものとして歓迎される。しかし、ここでいよいよ問題となるのは、ポスト開発思想の思想的源流とされるポストモダン思想の根本テーマは何か、その内容である。この点に関してジャイの仕事は未だ曖昧な点があり、ポストモダン思想のテーマをリオターールの哲学に代表される認識論上の相対主義の範疇に位置づける程度に留まっている。結果、ポストモダン思想がもつ哲学的及び政治的なテーマは明らかにされることなく、また、ポスト開発思想をメタ理論的に研究するための明確な方向性を提示するには至っていない。

筆者の研究プロジェクトは、ジャイが未解答のまま残したポスト開発思想の根本テーマを哲学的に検証し、ポスト開発思想に内在する可能性と限界を研究していくための理論的基礎を造ることを目的とする。したがって次節において、筆者は、ラトウーシュのポスト開発思想の根本テーマをポストモダン思想に内在する諸テーマから導き出し、ラトウーシュ思想の独自性と可能性を再評価する。

## 第2節：ラトウーシュの思想の根本テーマ

### 2-1：ラトウーシュの経済学批判： 〈認識論プロジェクト〉の仕組み

1970年代にラトウーシュは、〈認識論プロジェクト〉(le projet épistémologique)と名付ける独自の経済学批判を開始する。〈認識論プロジェクト〉とは、近代経済学の認識論体系の限界を、それを生成するに至らしめた社会・歴史的言説の構造と共に明らかにしていくというメタ言説研究である。彼の経済学批判の方法論的基礎は、リール大学での講義を基に書かれた実験的な著作『認識論と経済』[Latouche, 1973]において、既にある程度確立された方向性を見せている。同書においてラトウーシュは、当時フランスで流行していたフロイド精神分析学や構造主義文化人類学の知識を借りながら、マルクス理論が展開した政治経済学批判を経済言説の構造分析の方向へと押し進めようとする。バシュラルの科学哲学に依拠しながらラトウーシュは、「我々の経済社会の認識論的現実、事物を経済的対象物として措定する知識体系と、そのような表象システムを物象化する諸実践が、弁証法的に接合されることによって生じる」と主張する。このように経済的現実(l'économique)<sup>xvi</sup>が経済学やその他の表象システムによって決定される一方で、近代経済学の認識体系に合わない社会関係や生活様式は対象化されることなく、認識可能な表象システムから排除される。近代経済学の認識体系が、事物の意味を決定する支配的な役割を果たすようになる。

ラトウーシュの〈認識論プロジェクト〉は、近代において支配的となった経済的現実の生成論理を明らかにすることを第一の目的とする。そして、経済的現実から排除されている存在のもう一つの可能性を顕現化し、近代経済学に支配される近代社会の言説構造(認識体系、意味体系、価値体系を含む)を、新しい構造へとパラダイム転換することを目的とする。ラトウーシュは、最近作『経済の発明』[Latouche, 2005]において自らの研究活動の変遷を省察し直しているが、彼の認識論批判の方法論は、ハイデッガーの基礎存在論の一つである〈解体作業〉(Destruktion)やフーコーの〈考古学〉と相通ずるものがある<sup>xvii</sup>。

ラトウーシュのポスト開発思想は、このような経済学の認識体系のメタ言説的検証の上に成立されている。1980年代以降のラトウーシュは、近代経済学の言説体系を哲学的に批判する一方で、自

身の認識論プロジェクトを第三世界の開発問題分析へと応用する。この際、ラトウーシュの経済学批判は、1970年代当時の認識論的アプローチから、現象学的アプローチへと移行する。結果、ラトウーシュのポスト開発思想は、フランス現代思想の、とりわけポスト・ハイデッガー哲学の潮流で議論されている幾つかの哲学的問題と呼応する形で議論を展開することとなる。以下では、拙者が別論文で既に行った分析結果に基づいて、ラトウーシュの主要著作の内容を「西欧形而上学の超克」「単独性(他者性)の思想」「自律と共生のポスト開発社会の構築」の三つの根本テーマに従ってまとめたい。

### 2-2：3つの根本テーマ<sup>xviii</sup>

#### 1. 西洋形而上学の超克

ラトウーシュのポスト開発思想は、ポストモダン思想の源流の一つであるハイデッガー哲学の、とりわけ「西洋形而上学の超克」という哲学的問いに影響を受けている。その著『存在と時間』(1927年)に代表されるように、ハイデッガー哲学の骨子は、事物の実存(Existenz)を意味付ける基礎構造である存在(Sein)の仕組みを明らかにすることにある<sup>xix</sup>。ハイデッガーによれば、西洋哲学は元来、「有」という事柄を成らしめる根本原理、つまり「存在の原理」について問いかける活動であった。ところがアリストテレスにより形而上学が学問ディシプリンとして体系化され、更にデカルト以降、近代合理主義に基づいた科学的方法論が確立・発展するにつれ、哲学は「有とは何を意味するか」という根元的な問いかけを行うことを止めてしまった。事物の意味は経験主義的な科学的実証性に還元され、現実には科学的認識が措定する客観性の範疇に限定されるようになった。このような近代合理主義哲学に抗して、ハイデッガーは西洋形而上学の歴史を〈解体〉し、哲学が本来持っていた「存在を問いかける力」を根元的に回復しようと試みた。このような「西洋形而上学の解体的批判及びその質的転換」を、ハイデッガーは「形而上学の超克」と呼んだ<sup>xx</sup>。

つまり「形而上学の超克」とは、西洋近代において一つの沸点にまで到達した「科学的合理性」「計算的思考」「全体性」「普遍性」といった西洋文明特有の思考法を克服し、実存を实存成らし

める超越的可能性である〈存在〉についての思惟へと哲学を転換させていく試みである。それは、西洋近代において支配的な原理である合理主義や経験主義を離れ、別の原理へと我々の思考法の基礎を変容させることを意味する。更に、資本主義、功利主義、科学技術・機械等、近代科学の原理に支配された我々の社会生活を、新たなものへと転換していく為の思想的基盤を確立することも意味する。

『開発を拒否すべき理由』[Latouche, 1986]と『西洋化する世界』[Latouche, 1989]においてラトウーシュは、ハイデッガー哲学における「西洋形而上学の超克」のテーマを暗黙的に導入しながら国際開発問題に独自の解釈を与えている。従って彼の国際開発問題観は、開発学者の多くが採用する実証主義的で政策科学的な解釈とは一線を画す。一般的に開発学者は、途上国社会に現存する種々別々の貧困問題、社会問題、低発展問題を所与のものと捉え、経済学や政治科学の知識を以てそれらに実務的解決を与えることを本とする。開発学がその成立以来、政策科学と呼ばれる所以である<sup>xxi</sup>。このような人口に膾炙した見解に反して、ラトウーシュは、国際開発問題の真のプロブレマティクとはハイデッガーが言うところの「我々の〈運命〉」の問題であると主張する<sup>xxii</sup>。

英国のハイデッガー研究者パッティソンが説明するように、ハイデッガー哲学にとって〈運命〉(Geschick)とは、二重の意味を有している<sup>xxiii</sup>。一つには、存在者(Seiendes)が現実の環境、つまり現存在(Dasein)の構造に自らを適応させながら自己を保存する維持能力を指す。もう一つには、そのような現存在の世界に生きる存在者が未来に得る可能性、つまり未だ到来しない存在(Sein)の可能性との関わりを指す。総じていえば、ハイデッガー哲学にとって〈運命〉とは、現在に生きる我々が如何にして自らの未来を決定するか、その決断能力のことを指す。

同様にラトウーシュは、第二次大戦後の国際開発体制を、我々の運命を或る一定の方向へ決定づける権力として解釈する。『西洋化する世界』の著者によれば、国連に代表される国際機関及びOECD諸国の政府や開発NGOによって取り込まれる様々な開発政策の本質は、貧困撲滅という単なる道具的な性質のみに還元することはできない。開発政策には、途上国の民衆の運命、つまり途上国社会の存在の可能性を現在から未来に渡って決定するという実存的な意味がある。ラトウーシュが



問題とするのは、正にその運命の「決定のされ方」である。戦後の開発政策は、無限の経済成長を地球規模で達成させるために、途上国社会を先進工業国と同じ社会制度へと転換させていくことを理想とした。戦後の国際開発体制において「開発／発展（development）」とは経済成長のことであり、近代化のことであった。このように途上国社会の近代化を規範原理として掲げる国際開発体制では、近代経済学に代表される西欧近代合理主義に基づく科学知識こそが絶対的な真理とみなされる。開発プロジェクトには常に、1) 途上国社会における事物の現状（例：低所得）を発展に関わる問題として措定する（problematization）、2) 貧困、低発展などの開発問題を現状分析し、当該問題の因果関係を理論的仮説に従って説明する、3) 確立された理論的説明に従って問題解決の方法を生み出し、政策を実行する、という認識論上の作用が伴う。ラトウーシュが指摘するには、開発プロジェクトは、近代化及び経済成長をその最終的な目標と掲げるために、途上国の民衆のあるがままの経験を、近代経済学や近代諸科学の認識体系に従って対象化し、価値づける傾向がある。結果、途上国社会の様々な事柄は、「経済的現実」に還元される。

レヴィ＝ストロース等の構造文化人類学に依拠しながらラトウーシュは、世界には元来、多様な価値体系が存在しており、人々の社会関係の在り方も多様であると主張する。ラトウーシュはとりわけ「各社会が自らの社会問題に集団的に対応する様式」を「文化」と定義する<sup>xxiv</sup>。この定義に従えば、各社会集団が自らの集団的運命を決定する方法は文化の様式によって多種多様であり、一つの様式に統一することはできないことになる。ところが戦後の国際開発体制は、「発展」「成長」「近代化」を地球上の全ての社会が従うべき価値規範であると普遍化し、途上国社会に現存する近代産業社会とは異なる生活様式を「経済発展の障害物」として問題視する。そして、科学技術の進歩と経済合理性に従う形で途上国社会を一概に近代化させようとする。途上国社会に現存する文化は破壊され、西洋文明の価値規範によって世界は均質化される。

後期ハイデッガーの『思惟とは何の謂いか』などに言及しながら、ラトウーシュは、このように世界が近代科学技術の合理性によって均質化していく過程を「西洋化」と呼ぶ<sup>xxv</sup>。ここで注意すべきは、ラトウーシュが用いる「西洋」というカテゴリー

は、我々が今日認識するところの地理的実体であるヨーロッパ社会のみを指すのではない。『西洋化する世界』の第一章から第三章において詳細に議論されているように、ラトウーシュにとって「西欧」とは、西洋文明の歴史の中で進化した自文化中心主義の原理を意味し、非西洋社会の価値体系を排除して自らの科学合理性や経済合理性を絶対的なものとする「排他的な普遍主義」のことを指す。換言すれば、「西洋化」とは西洋形而上学の全体化の論理のことであり、近代科学技術や経済合理性がもたらす存在論上の作用のことを指す。

ラトウーシュにとって国際開発プロジェクトの最大の問題は、国際機関や各国政府が開発政策を実施する過程で、途上国の人々から自らの運命を即自的かつ対自的に決定する可能性を奪う点にある。途上国の民衆は、先進国諸国や途上国の一部の官僚によってその運命を決められ、自律性を失う。ラトウーシュが強調するには、世界の人々の運命の均質化は、戦後数十年の間に起こったものではなく、西洋文明数千年の歴史の中で培われたものである。前述したように、「西洋化」の本質は、「普遍性」「全体性」「発展」「成長」「発展」「経済」「科学技術」という諸原理を生み出した西欧形而上学の歴史そのものに内在する。戦後の国際開発体制の中心規範・原理は、このような西洋形而上学の歴史から派生し、西洋文明による他の文化の支配を（意図せずとも）世界規模で繰り返しているのである。

故にラトウーシュは、途上国社会の民衆が自律性を取り戻す為には、国際開発体制に潜在する「西洋化」の論理自体を否定し、超越する必要があると主張する。とりわけ彼は、近代産業社会を支え、開発プロジェクトにおいても中心的な役割を果たしている経済主義を超越する必要があると主張する。

従って、ハイデッガーの「西洋形而上学の超克」という問いは、ラトウーシュの思想に以下のようなテーマを与えているといえる。第一に、ラトウーシュの開発批判は、個別の開発政策の有効性の如何という道具的な問題に対して向けられているのではなく、国際開発体制の生成原理である形而上学的な思考に対して向けられている。彼にとって開発問題とは、科学的実証性の問題ではなく、存在論的な問題である。第二に、彼が自らの著作で提唱する「ポスト開発社会の構築」というスローガンは、正にそのような形而上学的な思考、特に経済合理主義の思考を克服する意図を有して

いる。故に、ラトウーシュのポスト開発思想に関して我々は、具体的な事例研究によってその実証性を問う以前に、その存在論的含意を哲学的に検証していく必要がある。

## 2. 単独性の思想

ラトウーシュのポスト開発思想に潜在する第二のテーマは、単独性の思想である。単独性とは、西洋形而上学において、普遍性と特殊性の両概念と異なる第三の概念のことである。

西洋哲学において事物の在り方を思惟する学問は存在論である。プラトン哲学以来、存在論は、現存する種々別々の個物を或る一定の秩序に位置付ける普遍的な法則について考察を重ねてきた。或る個物を他の個物と関係づけ、そして統合するこのような包括的原理は、全体性／普遍性（universitas）と呼ばれた。存在論において全体性／普遍性というカテゴリーは、事物の秩序を考察する際の第一概念として常に重視される。或る個物の意味は、世界に存在し得る他の全ての個物を統合する包括的法則の中の特殊な事例として扱われ、特殊性と呼ばれる。つまり西洋形而上学では、世界には種々別々の現象を統合する何か普遍的な法則が存在すると考えられ、個物はそのような全体的な法則を媒介する一要素としてその本質を付与されたのである。

このように個物の本質を種々別々の特殊性を包摂する普遍原理の下で捉える思考法は、アリストテレスの『形而上学』において初めて体系化され、十七世紀にデカルトによって近代科学の認識体系へと翻訳された。その後、十八世紀におけるカントの批判認識論によって更なる検証が進められ、十九世紀にヘーゲルの『大論理学』によって成熟を見せた。

ところが、普遍性と特殊性の二分法によって世界を捉えようとする思考法は、十九世紀後半に激しい批判を受けるようになった。例えばキルケゴールは、ヘーゲルの絶対知の哲学とは対照的な方法で、実存の存在論的意味を新たに見出そうとした。キルケゴールによれば、実存（Existenz）の意味あるいは実存それ自体の経験は、普遍性にも特殊性にも還元出来ない。実存は、絶対知の表象システム（普遍性）において概念化不可能なものである。普遍性にも特殊性にも所属しないこの第三のカテゴリーを、キルケゴールは「単独性

（singularity）と呼び、ヘーゲルの弁証法システムでは認識され得ないものであると主張した。単独性概念は、キルケゴールの他にもフッサールおよびハイデッガーの現象学において議論され、その後二〇世紀フランス現代思想において特に重要な役割を果たすようになった。例えばエマニュエル・レヴィナス、モーリス・ブランショ、クロード・ルフォール、ジャック・デリダ、ジャン＝リュック・ナンシー、ジョルジオ・アガンベンといった現象学の影響を受けた哲学者からフーコー、ドゥルーズ、リオタール、更に精神分析学者のラカンに至るまで、二〇世紀後半のフランス哲学は、単独性概念を以て西洋形而上学の従来の思考法を新たなものへと転換しようと試みた。これらの哲学者はそれぞれ独自のやり方で単独性について考察しているが、以下の二点において共通の理解が得られている。第一に、単独性と呼ばれる現象は普遍性とも特殊性とも異なるということ。位相学的に言えば、所与の全体性を構成するあらゆる尺度の対象から外れた、例外的な場所において生成する現象である<sup>xxvi</sup>。第二に、単独性は概念的な意味内容を伴わない、いわば表象不可能な現象であるということ、である。

欧米の開発学分野ではこれまで全く議論されることがなかったが、ラトウーシュもまた、これらポスト・ハイデッガー哲学の流れに沿う形で、独自の単独性概念の理論化を試みている。前項で既に説明したように、ラトウーシュのポスト開発思想は、ハイデッガーの「西洋形而上学の超克」プロジェクトにその哲学的基礎を置いている。戦後国際開発体制の生成を西欧文明による他の文化の支配の歴史に位置づけながら、ラトウーシュは開発政治に潜在する全体化の論理を批判する。ラトウーシュの著作において「ポスト開発社会」とは、そのような存在論レベルでの全体化—世界の「西洋化」—を超克するユートピアとして登場する。

ここで最大の関心となるのは、「国際開発体制における形而上学の原理を超える論理とは何か」である。この問いに関して我々は、社会学的実証よりもまず先に、存在論的かつ現象学的に解答を導き出さねばならない。つまり、開発政治に潜在する経済主義や近代化言説を超越する経験それ自体と、そしてそのような超越的経験の中し顕在化させるに相応しい認識論上のカテゴリーについて、相即同時に論証する必要がある。ラトウーシュはまさに、そのような「支配的な開発言説を超克する経験」として、単独性を理論化している。



その著『遭難者達の惑星』[Latouche, 1991]において、ラトゥーシュはポスト開発社会の理論的かつ具体的な構想を試みている。この本の第二部において「ポスト開発社会」という言葉は、経済学及び経済発展の認識体系によって表象されることのない単独性の現象として登場する。

ラトゥーシュはまず、ブルキナ・ファソやセネガル等の西アフリカ地域においてしばしば確認される「インフォーマル」と呼ばれる社会集団に注目する。インフォーマルは、IMFやILOなどの国際機関や先進国諸国のエコノミスト達によって、しばしば「非公式の経済部門」と定義される。西アフリカ地域のこのような社会集団は、近代経済学の公理に即して観察する場合、合理的で効率的な経済制度とは掛け離れている。つまり市場経済制度に完全には統合されない、所謂「近代化に遅れた闇経済」と認識されている。国際機関のエコノミスト達が分析するに、このようなインフォーマルの闇経済的な性格は近代的な科学合理性に欠くが、アフリカ社会の経済成長に何らかの生産的な効果をもたらすと思われる。故に経済開発に携わるエコノミストの多くは、アフリカの経済発展に補助的な役割を果たすという意味で、インフォーマル社会集団を認知しようと試みている。

ラトゥーシュは、このようにインフォーマル社会集団を「フォーマル経済・インフォーマル経済」という経済学上の二分法に基づいて解釈しようとする言説を批判する。そして、インフォーマルを経済的対象物として表象しようとするあらゆる認識論上の所作を止揚し、排除しようと試みる。

L'informel ne désigne pas seulement une réalité économique atypique, invisible, mais une société elle-même illigible, en délicatesse avec la modernité, ni légale, ni illégale, littéralement *ailleurs*, en dehors des cadres de repérage et des valeurs dominantes. Bien sûr, de nombreux aspects de l'informel, et surtout des aspects économiques, ont fini par s'imposer (l'emploi, la production, les revenus, en particulier); certains aspects sociologiques ont été perçus (l'encombrement des trottoirs, l'invasion urbaine...), mais si la vie informelle a suscité des règlements administratifs et des mesures de police, elle n'a pas été vraiment légalisée, parce qu'elle est hors du cadre où la légalisation prend sens, celui d'une société civile moderne. Au contraire, la "société" du

tiers monde où déploie l'informel flotte elle-même dans un *non-être*.<sup>xxvii</sup>

引用部分の第一文においてラトゥーシュは、インフォーマルを現象学的還元にかけている。彼によれば、インフォーマルの実存は、経済的現実を構成するあらゆる認識体系の絶対的外部（他所/*ailleurs*）に存在する。経済学の公準に従ってインフォーマルの実存を解釈することは不可能であり、従ってインフォーマルは経済的現実においては意味内容を有さない。文字通り「読解不能」（illigible）な存在である。インフォーマルのこのような異質な性質は、経済言説上の特殊事例（つまり特殊性）と見なされるものではなく、むしろ単独性として解釈されるだろう。なぜならラトゥーシュが強調しているように、インフォーマルは従来の経済開発言説では認識されることがない「近代産業社会の他者」（*l'autre de la grand société*）であるからだ<sup>xxviii</sup>。

ラトゥーシュが行った現象学的還元を通じて、インフォーマル社会集団の実存が、経済学の原理に支配された開発言説に対して単独性を維持していることがわかった。ラトゥーシュは正に、このようなインフォーマルの単独な実存に対して「ポスト開発」（*l'après-développement*）という名を与える。

'Le développement économique, note Ivan Illich, a toujours signifié que les gens, au lieu de faire une chose, seraient désormais en mesure de l'acheter.' Les naufragés du développement ne sont pas en mesure d'acheter quoi que ce soit. Ils sont *condamnés* à faire. Leur survie dépend désormais de leur débrouillardise. Il ne s'agit pas là d'un *autre* développement, mais d'un *au-delà* sur le mode de *l'en-deçà*. On est littéralement *ailleurs*, en dehors du développement et, par certains côtés, on renoue avec ce qu'il y avait avant, par-dessus la rupture de la modernité. On est aussi *après*. Il s'agit d'un *après-développement* à la fois parce que les dynamiques informelles se manifestent *après* le passage de la modernité et *après* le raz de marée du développement, mais aussi parce que la planète des naufragés ne prend toute son ampleur qu'*après* le naufrage de la grande société.<sup>xxix</sup>

「ポスト開発」という名は、インフォーマルの表象不可能な実存の換喩（メトニミー）として現れる。ラトゥーシュは、インフォーマル社会集団に内在する経済学の体系では認識されない異質な性質に、国際開発体制に潜在する全体化の論理を超越する可能性を見出す。彼にとって、経済的現実には還元されないこのような単独性こそが「開発言説に依存しないオルターナティブ社会」の源泉である。故にインフォーマルの実存は、その経験的側面からいえば「ポスト開発社会」の具体的な一事例である。また、その存在論的な効果からいえば、単独性と普遍性の相即同時の現象として現れている。つまり、開発言説の絶対的外部にあるという意味で、インフォーマルの実存は単独性である。しかし同時に、ポスト開発社会という新しい社会秩序の基礎構造を与えるという点で、インフォーマルの実存は「普遍性」を表している<sup>xxx</sup>。

### 3. 文化の複数性を認める自律・共生社会の構築

第三のテーマは、ポスト開発思想の規範性である。ラトゥーシュは、ポスト開発社会の萌芽をインフォーマル社会集団の単独な性質に見出した。彼はこの洞察を一步押し進め、地球規模でポスト開発社会を構築する為の規範原理を確立しようとしている。ポスト開発社会の規範性に関しては、『他のアフリカ：贈与と市場の狭間で』[Latouche, 1998]、『無限の正義』[Latouche, 2003]等の最近作において詳細に議論されている。本論では、この時期の彼の考察を最も端的にまとめていると思われる『文化の民主主義のために』[Latouche, 2001]という短い雑誌論文から、以下の一文を引用して議論したい<sup>xxxi</sup>。

Ne faut-il pas songer à remplacer le rêve universaliste bien défraîchi du fait de ses dérives totalitaires par un 'pluriversalisme' nécessairement relatif, c'est-à-dire par une véritable 'démocratie des cultures' dans lequel toutes conservent leur légitimité sinon toute leur place?<sup>xxxii</sup>

ラトゥーシュにとってポスト開発の時代とは、先進国及び途上国の民衆が、それぞれの社会において歴史的に培ってきた「運命」の決定様式、つまり「文化」の可能性を享受することができる時代であ

る。西洋文明の特有の価値観、とりわけ発展／成長の価値観を普遍化することなく、世界に存在する多様な価値体系及び生活様式を認めていくことがポスト開発社会の実現への第一歩である。

「複数普遍主義」（*pluriversalisme*）および「文化の民主主義」（*démocratie des cultures*）というラトゥーシュの規範原理は文化相対主義の一類型として解釈することも可能であり、しばしば「虚無主義的で道徳的な正義に欠ける理論だ」と批判を浴びることがある。確かにラトゥーシュは、ハンス・ヨナスやウィリアム・ジェイムスのようにカント的な道徳的普遍主義を標榜する政治哲学者を批判する意図で、自らを「相対主義者」と呼ぶことがしばしばある<sup>xxxiii</sup>。しかし、彼の主張する「相対主義」とは、異なる価値体系の間に何の倫理的関係も認めない、所謂「何でもあり」の絶対的な価値相対主義ではない。むしろ、複数の歴史的共同体が互いの異質性を認めながら互いの間に最低限の社会関係を構築していくという意味で、強いて言うならば、近年ウィリアム・コノリー（W.E. Connolly）などニューチェ派の政治哲学者が提唱する「新しい多元主義」（*new pluralism*）に近いものがある<sup>xxxiv</sup>。

このように「複数普遍主義」「文化の民主主義」という言葉には多分に政治哲学的な含意があるが、ラトゥーシュの思想においてそれは、自律性（*autonomie*）という概念によって最も明晰に理解されるであろう。イリッチとカストリアディスの思想に基づきながらラトゥーシュは、ポスト開発社会とは経済原理から解放された社会であり、「民衆が自らの集団的運命を自ら決定できる社会」とであると主張する。ラトゥーシュにとって自律性とは「運命を無限に決定できる力」であり、それは共同体を創造するための政治的自由を得ることに他ならない<sup>xxxv</sup>。

もしこのような自律性概念に基づくならば、ラトゥーシュが提唱する「複数普遍主義」とは次のように解釈することができる。第一に、「複数性」とは価値の相対性以上に、「運命を決定できる力が多様に存在する」ことを意味する。つまり、国際開発体制の原理を超えた自律的な政治主体が複数存在することを指す。そのような多様な主体によってポスト開発社会は創造される。第二に「普遍性」であるが、これは西欧形而上学において伝統的に思考されてきたような全体性よりもむしろ、「複数の自律した政治的主体の間に構築される社会関係」と解釈することができる。従って、

開発パラダイムを超えた複数の政治主体の間に倫理的関係を構築することが要求されるだろう。総じて言えば、「複数普遍主義」とは、国際関係において「運命決定能力が多元化されること」を意味し、異なる政治主体間が互いの自律性を破壊することなく新たな社会関係を構築することを意味する。イリッチが「コンヴィヴィアリティ」概念によって異文化間の共存・共生の道を構想したように、ラトウーシュもまた自律的で共生的な「文化の民主主義」によって南北問題を克服することを構想するのである。

## 結論

本稿は、セルジュ・ラトウーシュのポスト開発思想について、その根本的テーマを明らかにする形で議論してきた。第1節から第2節までの議論を踏まえた場合、ラトウーシュの思想は以下のように評価出来る。

第一に、ラトウーシュのポスト開発思想は、明晰な哲学的方法に基づいて開発批判を行うという点で、極めて異彩を放つものである。ハイデッガー哲学における「西洋形而上学の超克」という問いを借用しながら、ラトウーシュは、戦後の開発政治の起源が西洋文明の歴史の中で発展してきた形而上学的思考に根付いていることを明らかにしている。欧米の開発学において、これまで多くの社会学者が国際開発問題の経済主義的な側面や近代主義的な側面を批判してきた。しかし、開発政治に潜在する哲学的問題を方法論的に明確な形で、しかも存在論と認識論の双方から明らかにしようと試みる学者は、現在のところラトウーシュ以外には存在しない。そのようなラトウーシュの立場は、他のポスト開発思想家と比べても、哲学的論証性という点において秀でているといえる。

第二に、ラトウーシュは、開発政治の原理を超えるオルターナティブ社会（ポスト開発社会）を考察するための重要なカテゴリーを理論化している唯一のポスト開発思想家である。本論の第二節第二項で論じたように、ラトウーシュは開発政治の原理を超える経験を、単独性概念を用いて考察している。ラトウーシュの議論によれば、ポスト開発社会の源泉は、西アフリカ地域のインフォーマル社会集団や他の途上国社会の社会集団に内在する、経済発展の認識体系において表象されることのない単独な実存にある。従って、ポスト開発

社会の具体的事例を模索する社会科学上の実証分析は、そのような単独性の現象を顕在化させることを研究プログラムの目標とすればよい。ラトウーシュの著作は、ポスト開発社会を実証する際に必要な分析概念を哲学的に明確な形で提示している唯一の作品であるという点で、ポスト開発思想研究において重要な一石を投じるものである。欧米の開発学者の多くは、ポスト開発思想家が開発批判を行う一方でオルターナティブ社会に関する具体的なプログラムを提示していない、と批判している。しかし、ラトウーシュの著作は、ポスト開発社会を単独性現象として考察している点で、ポスト開発思想に対する否定的な見解を払拭し、ポスト開発思想を巡る議論をより建設的な方向へと押し進める潜在的可能性を有している。

第三点として、ラトウーシュの著作は、ポスト開発社会を構築する際の規範原理に関しても、哲学的に建設的な示唆を含んでいる。欧米の開発学者は、ポスト開発思想全体を「文化相対主義の思想」と一括して評価し、ポスト開発思想家の議論を個別に分析・評価するには至っていない。また、個別に分析を行ったとしても、これら開発学者の分析視点は多分に社会科学的であり、哲学的な手続きを踏まえていないものが多い。ラトウーシュの著作におけるポスト開発社会の規範性に関する議論を注意深く分析すれば、彼の思想が自らを「文化相対主義」と形容する程には相対主義的ではないことがよくわかる。「相対主義」という名をもってラトウーシュが主張するのは、存在論及び認識論上の「相対性」のことであり、彼の価値規範はむしろ政治哲学における「新しい多元主義」の流れに属するものである。『他のアフリカ』（1998年）、『無限の正義』（2003年）などの最近作で明らかのように、ラトウーシュは単なる価値の絶対的相対性を主張しているのではない。むしろ彼は、西アフリカのインフォーマル社会集団のように存在論的に異質な歴史共同体の実存を、ヨーロッパのような先進工業国が如何にして受け入れることができるかという倫理的な問題を提起している。この点において、ラトウーシュの思想の規範性は、レヴィナスの倫理学に代表される「他者性の思想」に近い<sup>xxxvi</sup>。従ってラトウーシュが取り組んでいる問題は、ポスト・ハイデッガー哲学の潮流でいえば、レヴィナスを始め、デリダやヤン・パトチュカ（Jan Patocka）の著作にみられる「ヨーロッパの非ヨーロッパ社会に対する

応答責任」という哲学的問題と共に議論されるべきものである。

以上の研究活動を経て、ラトウーシュは近年、デクレッシェンド・プロジェクト（décroissance）<sup>xxxvii</sup>という社会運動を提唱している[Latouche 2006, 2007]。同プロジェクトは、1970年代のエコロジズムに端を発する脱成長論の潮流を発展させたものであり、その名が示唆するように、無限の経済成長を求めて膨張し続ける近代産業社会の生産・消費活動のリズムと勢力を徐々に弱め（＝*décroître, downshifting, decrescendo*）、経済成長をとまなわせない、生命系システムに即した等身大の社会（la société de décroissance）を構築することを目指す社会運動理論である。とりわけラトウーシュは、先進諸国の各地域が中央主権的な国民国家システムと資本主義市場経済の双方から離脱し、公共空間のローカリゼーションを行うとともに、各地域において生態系に配慮した生産・消費の自主管理システムを創造することを提案している。デクレッシェンド・プロジェクトは、近年フランスで展開している様々なオルター・グローバリゼーション運動、例えば、近隣サービス・地域通貨・参加型予算・エコロジー運動などの連帯経済運動を、経済想念を超克したポスト開発社会の構築へ向けて統合するための戦略であると考えられる<sup>xxxviii</sup>。このような急進的エコロジー政治思想とローカリゼーション戦略の融合は、1970年代にアンドレ・ゴルツが提唱した「エコロジズム」を継承するものである<sup>xxxix</sup>。また戦後の日本思想の文脈でいえば、1970年代後半から1980年代初頭にかけて玉野井芳郎氏が提唱した「地域主義」<sup>xl</sup>に通じるものがある。ただし、玉野井氏の地域主義と異なり、ラトウーシュの提案するデクレッシェンド・プロジェクトは、地域の自立を社会運動として達成していこうという戦略的な性格が前面に出ている点、そして哲学的・倫理的な省察が多い点が特徴である。言い換えれば、デクレッシェンド・プロジェクトは、「経済の民主化」を達成するための市民社会のエンパワーメント戦略の一つであり、ラディカル・デモクラシー理論をエコロジー思想によって補完するものである。

ラトウーシュのこのような立脚点は、先進国と途上国との間に歴史的に作られた南北構造を意識してのことである。なぜなら経済主義的・近代主義的な開発原理は西洋文明の歴史の中で生まれ、ヨーロッパ諸国の植民地政策によって世界中に広まった。今日の国際開発政治において、米国、ヨ

ーロッパ、日本をはじめとする先進工業諸国は「地球上の全ての社会が目指すべきモデル」として象徴化されるまでに至っている。今日の南北関係を規定するこのような表象システムを転換するには、まず先進国の民衆が自らの生活を規定する経済原理から解放され、経済想念にとらわれない社会を築くことが肝要である。ラトウーシュ自身が注意深く考察しているように、デクレッシェンド・プロジェクトは、先進国の民衆の途上国の民衆に対する一方的な慈善活動ではない。等身大の社会の構築は、先進国の民衆が、失業・貧困・環境破壊等々、近代資本主義社会が引き起こした経済社会問題から解放されることも意味し、先進国の民衆自身が自律性を享受することを目的とする。デクレッシェンド・プロジェクトは、先進国の民衆と途上国の民衆が共に自律した政治的主体となり、垂直的な権力関係によって構成されている南北構造を、より水平的で民主主義的な相互扶助の関係へと転換していくためのガイドラインとなる社会運動論である。

ラトウーシュのポスト開発思想は今後、政治理論として成熟していく必要がある。1990年代以降のラトウーシュは、様々な機会で見出そうと努めてきた。また彼の著作は近年、デクレッシェンド・プロジェクトとラディカル・デモクラシー論との関係を理論化することに多くの時間を費やしている<sup>xli</sup>。そのような傾向は、彼がアレントやカストリアディスの政治哲学にこれまで以上に関わるようになっていく事実からも確認できる。しかし、経済学の認識体系を哲学的に「解体」し、更にフランスにおける新自由主義グローバル化の影響を批判するという重労働の中で、ラトウーシュのポスト開発思想は政治理論としての確固たる地位を未だ確立するには至っていない。彼の思想は今後、欧米のラディカル・デモクラシー論者達の仕事と比較検証されることで、一層深まっていくであろう<sup>xlii</sup>。筆者の今後の研究は、そのための布石を確立することに貢献するものである。

<sup>i</sup> 本稿は、「フランスのポスト開発思想：セルジュ・ラトウーシュの縮退理論を中心に」というタイトルで日仏経済学会総会研究会（2008年3月21日／於：早稲田大学現代政治研究所）で発表された論文を加筆修正したものである。



ii ラトウーシュの思想背景に関しては、次の文献を参照のこと。

- Alain Caillé, 'En relisant «La planète des naufragés» de Serge Latouche', *La Revue du MAUSS semestrielle*, no.2, 1993, pp.24-27
- Pietro Montanari, 'Postfazione: Sul simbolismo del M.A.U.S.S.: "paradigma" della traduzione o "programma" di ricerca?' in Serge Latouche, (ed.) *L'Invenzione dell'economia*, Bologna: Arianna Editrice, 2001
- Yoshihiro Nakano, *Emancipation and Overcoming Metaphysics in Post-development Thought: Singularity, the Political and Responsibility* (DPhil Thesis submitted to the University of Sussex, February 2008) (特に Introduction と Chapter 4)
- Yoshihiro Nakano, 'Singularity and Ethics in Post-development Thought: Interpreting Serge Latouche's *l'autre Afrique entre don et marché*', *Journal of International Relations and Development*, vol.12, no.1, March 2009 (Forthcoming)
- Osvaldo Pieroni, 'Introduzione: "Le marteau dans la tête"' in Serge Latouche (ed.) *Altri Mondi, Altre Menti, Altrimenti: Oikonomia vernacolare e società conviviale*, Rubbettino: Rubbettino Editore, 2004

iii Jean Weiller et Bruno Carrier, *l'économie non conformiste en France au XXe siècle*, Paris: PUF, 1994

iv Anne-Marie Chartier, *Essai critique sur le concept de développement*, Grenoble: Presse Universitaire de Grenoble, 1996, pp.13-4

v Jean-Louis Laville et A.D. Cattani, *Dictionnaire de l'autre économie*, Paris: Desclée de Brouwer, 2005

vi Weiller et Carrier, *op.cit.* pp.16-20

vii Alain Caillé, *Critique de la raison utilitaire: Manifeste du MAUSS*, Paris: La Découverte, reprinted in 2003 (Originally published in 1989)

viii 本論におけるフランス左派政治の変遷に関する記述は、下記の文献に基づいている。

- Cornelius Castoriadis, «la «gauche» en 1985» in *Domaines de l'homme: Les carrefours du labyrinthe 2*, Paris: Seuil, 1986
- Cornelius Castoriadis, *La société à la dérive*, Paris: Seuil, 2005
- Kristin Ross, *May '68 and its Afterlives*, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2002
- S. Khilnani, *Arguing Revolution: The Intellectual Left in Postwar France*, New Haven: Yale University Press, 1993

- C. Sowerwine, *France Since 1870: Culture, Politics and Society*, London: Palgrave, 2001

ix 1980年代以降のフランス哲学／政治哲学の傾向に関しては、M. Lilla, 'The Legitimacy of the Liberal Age' in Lilla, M. (ed.), *New French Thought: Political Philosophy* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1994) が参考となる。

x Kristin Ross, *May '68 and its Afterlives*, *op.cit.*, p169 (拙訳)

xi Jacques Rancière, 'La Légende des intellectuels' reprinted in *Les scènes du peuple (Revoltes logiques 1975-85)*, Paris: Horlieu, 2003/ Peter Dews, 'The Nouvelle Philosophie and Foucault', *Economy and Society*, 8, no.2, May, 1979, pp.127-71

また、K. Ross と S. Khilnani の前掲書を参照のこと。

xii Peter Dews, 'The New Philosophers and the End of Leftism' in R. Edgley and R. Osbourne (eds.), *Radical Philosophy Reader*, London: Verso, 1985

xiii この点に関しては、拙者の PhD 論文 *Emancipation and Overcoming Metaphysics in Post-development Thought: Singularity, the Political, Responsibility* (2008年2月サセックス大学提出 [British Thesis]) の第1章と第2章を参照のこと。

xiv Aram Ziai, 'The Ambivalence of Post-development: between Reactionary Populism and Radical Democracy', *Third World Quarterly*, 2004, vol.25, no.6, 1045-60

xv *ibid.*

xvi カイエとラトウーシュが主宰する社会科学における反功利主義運動 (MAUSS) では、*l'économie* という表現をもって「実際の経済諸活動」と「ある対象を経済的現象と認識する経済理論の枠組み」の双方を指す。なぜなら、実際の経済諸活動は経済的認識と不即不離の関係であり、経済活動の批判は同時に経済理論の認識の枠組みの批判を伴うからである。

xvii Serge Latouche, *L'invention de l'économie*, Paris: Albin-Michel, 2005, p13

xviii 本章第二節の議論は、拙著 *Emancipation and Overcoming Metaphysics in Post-development Thought* (前掲書) 及び 'On the Singular Name of Post-development: Serge Latouche's Destruction of development and the possibility of emancipation' in Aram Ziai (ed.), *Exploring Post-development: Theory and Practice, Problems and Perspectives* (London and New York: Routledge, 2007) における分析に基づいている。

xix Martin Heidegger, *Being and Time*, Oxford: Blackwell, 1962, (tr. J. Macquarrie & E. Robinson)

xx Martin Heidegger, 'la dépassement de la métaphysique' in *Essais et conférences*, Paris: Gallimard, 1958 (tr. A. Préau)

xxi Jan Nederveen Pieterse, *Development Theory: Deconstruction/ Reconstruction*, London: Sage, 2001, Ch.1

xxii Serge Latouche, «Préface: L'Occidentalisation du monde au période de globalisation» in *L'Occidentalisation du monde, l'édition de 2005*, Paris: La Découverte, p10. ラトウーシュはとりわけ第二次世界大戦後のいわゆる「後期ハイデッガー」の思想に影響を受けており、ハイデッガーの科学技術批判・西洋文明批判・言語論を多く引用している。

xxiii George Pattison, *The Later Heidegger*, London: Routledge, 2000, p3

xxiv Serge Latouche, *Faut-il refuser le développement?* Paris: PUF, 1986, p164

xxv Serge Latouche, *L'Occidentalisation du monde: Essai sur la signification, la portée et les limites de l'uniformisation planétaire*, Paris: La Découverte, 1989, Chs, 2, 3

xxvi フランス現代思想の流れに従えば、単独性を最も横断的かつ一般的な形で思惟したのはデリダである。彼の「痕跡」(trace)という概念は、言語学、文学、政治、哲学、精神分析学において単独性現象が様々な形で現れうることを示唆している。また、近年の現代思想においては、単独性を位相学の見地から理論化することが主流である。例えばラカンの精神分析の影響を受けているアラン・バディウやエルネスト・ラクハウは、単独性現象を存在論上における「欠如」(le vide)であると定義する。一方でアガンベン、シュミットとベンヤミンの読解から出発し、単独性を「政治共同体の法体系を超越し、法秩序の有効性を止揚する<例外状態> (stato di eccezzione)」と定義する。何れの学派においても、単独性は、普遍性にも特殊性にも還元されない異質な位相を占めると考えられている。

xxvii Serge Latouche, *La planète des naufragés: essai sur l'après-développement*, Paris: La Découverte, 1991, p116

xxviii *ibid.*, p116

xxix *ibid.* p145

xxx 現代思想の最前線では、単独性がそのまま普遍的なものとして表象される可能性が議論されている。この場合、「普遍性」は、従来の形而上学に

おいて想定されていた全体性／一般性とは異なる位相を占めることになる。ポスト・ハイデッガー哲学において「普遍的性」はまさに単独性の一側面として現れる超越論的現象である。単独性即普遍性という考え方には関しては、『トランスクリティーク』(増補版, 岩波書店, 2006年)における柄谷行人のカント哲学解釈も参考になる。

xxxi この点に関しては、拙著近刊論文: Yoshihiro Nakano, 'Singularity and Ethics in Post-development Thought: Interpreting Serge Latouche's *l'autre Afrique entre don et marché*', (所収: *Journal of International Relations and Development*, vol.12, no.1, March 2009, Palgrave: Macmillan) で詳細に議論している。

xxxii Serge Latouche, «Pour une démocratie des cultures» *L'Ecologiste*, vol.2, no4, Hiver 2001, p61  
xxxiii 例えば *Justices sans limites* (2003年)の中で、ラトウーシュは、ハンス・ヨナスの普遍主義道徳哲学を批判している (Latouche, 2003, pp.123-129)。また「複数普遍主義」の定義については、ラトウーシュのイタリア語文庫 *Il Pensiero creativo contro l'economia dell'assurdo* (2002年)の120頁目を参照のこと。

xxxiv William E. Connolly, *Pluralism*, Durham and London: Duke University Press, 2005

コノリーは同著41-43頁で、文化相対主義と多元主義の違いを定義しているが、その区別にしたがえば、ラトウーシュの思想は間違いなく多元主義に属する。また「新しい多元主義」を巡る最新の議論に関しては、David Campbell and Morton Schoolman (eds.) *The New Pluralism: William Connolly and the Contemporary Global Condition*, Durham and London: Duke University Press, 2008を参照のこと。

xxxv Cornelius Castoriadis, «la «polis» grecs et la création de la démocratie» in *Domaine de l'homme, les carrefours du labyrinthe*, Paris: Seuil, 1986を参照のこと。カストリアディスは「自律性」を、社会集団が共同体の法 *nomos* を決定できる力と定義する。しかし彼の議論の力点は、「法を決定する」という決定性よりも、「法を決定する根元的な条件としての<非決定性>」に置かれている。つまり、一度共同体の法が決定されてしまうと、法の規範に従わねばならぬという点で、社会集団の自律性は失われてしまう。自律性について議論する際に重要なことは、「いかにして社会秩序を転換し続けることができるか」という、未来において別の社会秩序を構築する可能性、つまり「自主創造



l'auto-cr  ation』の問題である。カストリアディスにとって自律性とは、ハイデッガーのいうところの「存在論的および時間的差異」(ontological and temporal difference)を創出する力のことを指す。ラトゥーシュもまた、そのような存在論レベルでの非決定を維持する力として自律性を捉えている。<sup>xxxvi</sup> ラトゥーシュの思想とレヴィナスの倫理学の間の類似性に関しては、拙著「*Emancipation and Overcoming Metaphysics in Post-development Thought: Singularity, the Political, Responsibility*」

(2008年2月サセックス大学提出博士論文[British Thesis])の第6章: Ethical Injunction in Post-development Politics: Responsibility for the other Africa and Democracy of Culture を参照のこと。

<sup>xxxvii</sup> D  croissance には未だ定訳が存在せず、訳者によっては「縮退」(清水眞理子)、「収縮」(原宏之)、「減成長」(アンドリュー・サター)といった言葉が当てられている。しかしラトゥーシュ自身は、d  croissance をその字義にある「減少」「縮小」という意味よりもむしろ、「無成長論(a-croissance)」(経済成長に対する信仰をもたないこと)という意味で使用している(参照: Serge Latouche, *Le Pari de la d  croissance*, Fayard, 2006, p17)。D  croissance を「脱成長」と訳すことは論理的に可能である。なぜなら否定接頭辞の d   はラテン語 dis に由来し、「脱出する」「離脱する」「方向転換する」という意味があるからだ。しかし仮に d  croissance を脱成長と訳した場合、次の2つの問題が生じる。第一に、1970年代から日本でしばしば語られてきた脱成長論言説一般との区別がつかなくなる。第二に、d  croissance の字義である「縮小」「弱体化」という意味が比喩的に想起させる、「経済成長の威力を弱める」「経済領域を縮小して社会関係に埋め込む」というエコロジー運動としての戦略的側面が表されなくなる。したがって、イリッチのconviviality がしばしば「コンヴィヴィアリティ」と翻訳されるように、筆者は、d  croissance を「デクレッシェンド」あるいは「デクレッシェンド・プロジェクト」と訳し、そのラテン語のルーツを残しておく。そして、デクレッシェンドを「脱成長論フランス学派」あるいは「新・脱成長論」といった形で紹介し、国際開発学・オルタナティブ経済研究・環境社会学における議論に服させることにする。

<sup>xxxviii</sup> Serge Latouche, *le pari de la d  croissance*, 2006, Fayard, pp.24-5

<sup>xxxix</sup> アンドレ・ゴルツ著『エコロジスト宣言』高橋武智訳、緑風社、1983年

<sup>xl</sup> 例えば、玉野井芳郎著『玉野井芳郎著作集3: 地域主義からの出発』学陽書房、1990年

<sup>xli</sup> Serge Latouche, «Castoriadis, penseur de la d  croissance: Megamachine, d  veloppement et soci  t   autonome», in Blaise Bachofen, Sion Elbaz and Nicholas Poirier, eds., *Cornelius Castoriadis: R  inventer l'autonomie*, Paris:   dition du Sandre, 2008

<sup>xlii</sup> この点に関しては、Nakano, *On the Singular Name of Post-development*, op.cit.を参照のこと。また、ラディカル・デモクラシー理論の潮流(ポスト・ハイデッガー哲学)に関しては、Nakano, *Emancipation and Overcoming Metaphysics in Post-development Thought*, op.cit.の第三章を参照のこと。

## 参考文献

### 日本語文献

アンドレ・ゴルツ著『エコロジスト宣言』高橋武智訳、緑風社、1983年

玉野井芳郎著『玉野井芳郎著作集3: 地域主義からの出発』学陽書房、1990年

### 外国後文献

Caill  , Alain 'En relisant «La plan  te des naufrag  s» de Serge Latouche', *La Revue du*

MAUSS semestrielle, no.2, 1993, pp.24-2

—*Critique de la raison utilitaire: Manifeste du* MAUSS, Paris: La D  couverte,

reprinted in 2003 (Originally published in 1989)

Campbell, David and Schoolman, M. (eds.)(2008), *The New Pluralism: William Connolly*

and the Contemporary Global Condition, Durham and London: Duke University Press

Castoriadis, Cornelius, *Domaines de l'homme: Les carrefours du labyrinthe 2*, Paris:

Seuil, 1986

—*La soci  t      la d  rive*, Paris: Seuil, 2005

Chartier, Anne-Marie, *Essai critique sur le concept de d  veloppement*, Grenoble: Presse

Universitaire de Grenoble, 1996

Connolly, William E., *Pluralism*, Durham and London: Duke University Press

Dews, Peter 'The Nouvelle Philosophie and Foucault', *Economy and Society*, 8, no.2,

May, 1979, pp.127-71

—'The New Philosophers and the End of Leftism' in R. Edgley and R. Osbourne

(eds.), *Radical Philosophy Reader*, London: Verso, 1985

Escobar, Aruturo, *Encountering Development: Making and Unmaking of the Third*

World, Princeton: Princeton University Press, 1995

Heidegger, Martin 'la d  passement de la m  taphysique' in *Essais et conf  rences*, Paris:

Gallimard, 1958 (tr. A. Pr  au)

—*Being and Time*, Oxford: Blackwell, 1962, (tr. J. Macquarrie & E. Robinson)

Khilnani, Sunil, *Arguing Revolution: The Intellectual Left in Postwar France*, New

Haven: Yale University Press, 1993

Latouche, Serge, *La Paup  risation    l'  chelle mondiale*, Th  se pour le Doctorat, 1966

pr  sent  e et soutenue par S. Latouche, Facult   de Droit et des Sciences Economiques,

Universit   de Paris

—*Epist  mologie et   conomie: essai sur une anthropologie sociale freudo-marxiste*,

Paris: Anthropos, 1973

—*Faut-il refuser le d  veloppement?: essai sur l'anti-  conomique du*

*tiers-monde*, Paris: PUF, 1986

—*L'Occidentalisation du monde: Essai sur la signification, la port  e et les limites de*

*l'uniformisation plan  taire*, Paris: La D  couverte, 1989

—*La plan  te des naufrag  s: essai sur l'apr  s-d  veloppement*, Paris: La D  couverte,

1991

—*L'autre Afrique: entre don et march  *, Paris: Albin Michel, 1998

—«Pour une d  mocratie des cultures», *L'Ecologiste*, vol.2, no4, Hiver, 2001, 60-2

—*Il pensiero creativo contro l'economia dell'assurdo*, Bologna: EMI, 2002

—*Justice sans Limites: le d  fi de l'  thique dans une   conomie mondialis  e*, Paris:

Fayard, 2003

—«Pr  face: L'Occidentalisation du monde au p  riode de globalisation» in

*L'Occidentalisation du monde, l'  dition de 2005*, Paris: La D  couverte, 2005

—*L'invention de l'  conomie*, Paris: Albin-Michel, 2005

—*Le Pari de la d  croissance*, Paris: Fayard, 2006

—*Petit trait   de la d  croissance s  r  ne*, Paris: Mille et une Nuits, 2007

—«Castoriadis, penseur de la d  croissance: Megamachine, d  veloppement et soci  t  

autonome» in Blaise Bachofen, Sion Elbaz and Nicholas Poirier, eds., *Cornelius*

*Castoriadis: R  inventer l'autonomie*, Paris:   dition du Sandre, 2008

Lavaille, Jean-Louis et A.D. Cattani, *Dictionnaire de l'autre   conomie*, Paris: Descl  e de

Brouwer, 2005

Lilla, Mark 'The Legitimacy of the Liberal Age' in Mark Lilla, ed. *New French Thought:*

*Political Philosophy*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1994

Montanari, Pietro, «Postfazione: Sul simbolismo del M.A.U.S.S.: "paradigma" della

traduzione o "programma" di ricerca?» in Serge Latouche, (ed.) *L'Invenzione*

*dell'economia*, Bologna: Arianna Editrice, 2001

Nakano, Yoshihiro, 'On the Singular Name of Post-development: Serge Latouche's

Destruction of development and the possibility of emancipation' in A. Ziai (ed.),

*Exploring Post-development: Theory and Practice, Problems and Perspectives*,

London and New York: Routledge, 2007

—*Emancipation and Overcoming Metaphysics in Post-development Thought:*

*Singularity, the Political, Responsibility*, Brighton: University of Sussex, February,

2008 [British Thesis]

—'Singularity and Ethics in Post-development Thought: Interpreting Serge

Latouche's l'autre Afrique entre don et march  ', *Journal of International Relations*

and Development, vol.12, no.1, March 2009 (Forthcoming)

Nederveen Pieterse, Jan, *Development Theory: Deconstruction/ Reconstruction*, London:

Sage, 2001

Pattison, George, *The Later Heidegger*, London: Routledge, 2000

Pieroni, Osvaldo, 'Introduzione: "Le marteau dans la t  te"' in Serge Latouche (ed.) *Altri*

*Mondi, Altre Menti, Altrimenti: Oikonomia vernacolare e societa conviviale*,

Rubbettino Editore, 2004

Rahnema, Majid and Victoria Bawtree, eds., *The Post-Development Reader*, London &

New York: Zed-Books, 1997

Ranciere, Jacques 'La Legende des intellectuels' reprinted in *Les sc  nes du peuple*

(*Revoltes logiques 1975-85*), Paris: Horlieu, 2003





本経済の進歩と将来』(成文堂、2007年、『BULLETIN』25号に長部重康教授による書評掲載)である。この両者を読むと、計量分析を軸とした諏訪教授の広範な学界への影響力のほどが伺われる。

この最後の本に収録された同教授の日仏経済関係の回顧とその日本経済近代化に関する仏語論文は、日本経済の黎明期におけるフランスの影響の貴重な評価であり、学会では諏訪教授にお願いして、これを日本語にしてもらい、『BULLETIN』第25号の巻頭を飾る「日仏修交150年記念論文」として、掲載させて頂いた。今となってはこれが諏訪教授の絶筆となった。

諏訪教授の人柄は温厚篤実、よき僚友先輩として、また優れた師として、多くの同僚、後進や学生たちの信頼を受け、慕われた。フランスで学び、フランスで身につけた経済計画の計量分析を武器に、日本・フランス・世界経済の分析を広く行い、経済政策の分野で数多い俊秀を育てた同教授のご冥福を心からお祈りしたい。

## 書評

筆宝康之著

### 『フランス建設労働論—職人・移民と建築家の集合力—』

365 ページ、立正大学経済研究所研究叢書、2008年3月刊

藤澤好一(芝浦工業大学名誉教授)

この書が単なる建設労働論でないことは書名から伝わってくる。副題の妙というべきか、職人・移民と建築家の集合力、というのがなんともフランスらしい。手に取れば、表紙いっぱいデザインされた新凱旋門=ラ・デファンスが目飛び込んでくる。これが放つ雰囲気はどうみても労働の世界を超越している。だがソフトカバーの表紙をめくった中表紙は、研究叢書・立正大学経済研究所、となっており、著者の大学退官にあたっての集大成なのだ。目次の構成も学術書そのものであり、章のタイトルに建設労働、労働経済、雇用管理などの用語が多用されている。だが巻末に索引されている地名・人名・建設・美術用語の範囲は極めて広い。いいかえれば、見るもの聞くもの読んだもの、それらのすべてが筆宝流建設労働論の対象なのだ。その典型が[付論]欧州建設労働紀行だ。現地、現場を歩き、見聞した事象が記述されているだけではない。多岐にわたる視点、裏づけとなる資料、それに見解が付され、筆宝論が展開されている。これらは建築を専門とする筆者にとって、読み物としても新鮮で面白い。そして、脳裏に浮かんだのは筆宝さん特有の取材スタイルだった。一緒に何度か現場を訪ねたことがあったが、持ち歩くショルダーバックはいつもいっぱいの資料で見るからに重そうだった。荷のかかる肩をいからせ、矢継ぎ早に質問を發しながらノートにメモをとるあの

旺盛な探究心の集大成でもあるのだ。

さて主題をなすフランス建設労働論だが、その背景となる歴史、政治・経済、産業、文化などとの関わりに加えて、欧州連合、英米、日本との対比からも論じられている。その点では興味深い建設産業国際比較論にもなっている。建設産業システムは国ごとに独自のものが形成されており、その雇用、就労の形態にもさまざまで、差異点が多く見られるのが特徴だ。自国での常識が、他国では違うということも少なくない。内需が中心ということもあり、その国の歴史、発展過程の影響を受けている。著者はそれを自然風土から社会・文化にいたるまで俯瞰的に論じている。建築家を登場させたのもその役割の大きさ故だろう。

著者のかつての労作・日本建設労働論(1992年刊)の副題は、歴史・現実と外国人労働者。両国の建設労働事情を比較してみるとその違いはまさに歴然としている。下請け制度、雇用管理、労働時間、休日・休暇、失業、労災、職業訓練、能力評価、労組 etc、課題山積のわが国からみれば学ぶべき点は多い。この産業の自閉的、独善的体質から抜け出すには、海外の取組みにもっと目を向けるべきだろう。その点でもこの書は関係者相互の連携力、集合力を醸し出す土壌づくりの栄養素となる。ただ、関心のある一部が仏語のため吸収できないのが惜しまれる。



葉山 滉著

## 『フランスの経済エリート — カードル階層の雇用システム —』

240 ページ、日本評論社、2008 年 8 月刊、3360 円

安孫子誠男（千葉大学）

これまでのフランス雇用・賃金システム研究は、暗黙のうちに生産労働者を対象とした省察であったり、マクロの統計データを用いた分析であったりすることが多かった。これに対して葉山滉の作品は、フランスのカードル階層（管理職・専門職）の雇用システムを固有に取り上げ、フランスの代表的企業での聞き取り調査によってその実相に迫っている。雇用の高学歴化が進み、高学歴ホワイトカラーの雇用の伸びが相対的に高いことを考慮すると、カードル研究の今日的意義は決定的である。また、ホワイトカラーを対象とする従来の雇用システム論は、アングロサクソン諸国やドイツを対象とした文献に良書はみられるのだが、南欧のカルチャーをもつフランスのそれはほぼ皆無であったといつてよい。この意味でも、フランス・カードル論という本書の研究史的寄与は大きい。

本書は3つの部分からなる。第Ⅰ部「大企業カードルの雇用システム」では、第1章で西欧諸国におけるカードル階層の比重、役割、歴史的形成などが概観された後、フランスの自動車メーカー、鉄鋼企業グループ、情報通信会社、大型スーパーの4つの大手企業の事例に即して、カードルの雇用システムの特徴が論じられる（第2～4章）。つづく第Ⅱ部「変貌するカードルの職場」では、労働時間の短縮化のもとでのカードルの労働時間制度と、カードルへの女性進出が論じられる（第5～7章）。最後の第Ⅲ部「カードルの養成制度と年金制度」は、カードル階層の形成を制度として定着させたカードル年金制度と、この階層を供給す

るグランドゼコールでの教育制度について論ずる（第8～9章）。

では、本書に独自のファインディングズは何か。少なくとも次の3点は指摘できよう。

第一に、フランスのカードルの雇用システムが、通念に反して、内部労働市場の発達によって特徴づけられることが検出されている。ことに、(1) カードルは企業内定着度が高く、強い長期雇用性を有すること、(2) 内部流動性が高く、とくに職間移動の幅が広いこと（“ゼネラリスト”志向）、(3) 人事管理のうえでは、長期的視点のキャリア予測管理に立脚しつつ、短期的成果を検証する目標管理が行われ、キャリアでの決定的選抜は30歳台後半からであること（“おそい選抜”）、などである。日本と欧米の雇用システムの対照性を（のみ）力説する研究潮流への批判意識が本書には随所に顔を出す。

第二に、鉄鋼メーカーの企業グループに即して、賃金決定方式とキャリア管理・能力開発との関連が仔細に論じられている。この点に立ち入る第3章は本書の白眉をなす。「キャリアを通じた基本給の変化モデル」（71頁）が示され、賃金決定の方式に長期の能力開発が巧みに組み込まれているありよう、あるいは、キャリアの将来展望を「潜在能力」開発のプロセスとして設定するという——「ポスト（職務）の論理」とは異なる——「能力の論理」が浮き彫りにされている。さらに、移動の管理と能力評価のための企業グループ全体を視野に収めた人的資源管理のネットワーク、個々の

カードルのキャリア展望を長期の視野からの「潜在能力」開発と結びつける組織上の工夫が、ていねいに検出されている。

第三の独自性は、労働時間が長く、勤務様態が異なるカードル層に対して、時間短縮に向かう新たな労働時間制度が設けられた経緯が浮き彫りにされている点にある。彼らが受け取る「一括報酬forfait」の様態変化との関連で、労働時間制度の再編にもとづきカードルが3つのカテゴリーに分けて論じられる。とくに就業日数基準による労働時間制が導入されたカードル多数派に独自の時間短縮、ならびにそうした労働時間短縮化のもとでのカードル階層の構成変化が、摘出されている。

こうした中核的テーマとの関連で、後段ではさらに、(1) カードル階層への女性の進出、その職能（ヨコ）と職位（タテ）の広がりの実相、(2) カードル階層の成立を促した「補足年金」と呼ばれるカードル年金制度の独自性、(3) カードルを養成するエリート教育機関の実態を、聞き取り調査のうえに解明しており、本書は全体として目配りよく、地道にして包括的なフランス・カードル論となっている。

もちろん本書にいくつか問題を感じないわけではない。第一は、聞き取り調査という手法に本書の独自性があるが、調査の方法（さらには分析の枠組み）が明示的には示されていない。随所に貴重な資料が提示されているだけに、聞き取り項目の多少とも系統的な例示があつてよかったかと思われる。第二に、フランスの代表的な大手企業を検討対象とするが、自動車製造、鉄鋼メーカーなど製造業が中心であり（第2・3章）、そこでの丹念な調査に比すれば、情報通信・スーパー（第4章）での分析の手薄感是否めない。脱工業化が進むとともに雇用者に占めるカードルの比重と役割に変化がみられるとすれば、情報通信業やサービス業など第三次産業における一層の企業調査は欠かせないだろう。第三はむしろ本書の示唆する残された課題に属する。第1章では、西欧諸国にお

いてカードル相当職が雇用者に占める比重と位置づけにかんし興味深い比較論がスケッチされている。英国型、北欧型、ドイツ型、南欧型といったこうした比較カードル論は、資本主義の多様性論ともかかわるかたちで新たなテーマ領域を示唆していよう。この点もふくめ、フランスのカードル階層の仔細にして包括的な研究である本書は、雇用システムの比較研究に新たな局面を拓いている。

## 日仏経済学会、2008年度活動報告

### 1. 出版物

「Bulletin」25号、2008年3月に出版した。その主な内容は2005年10月のレンヌ第1大学との交流セミナー「フランスにおけるモラル・エコノミー論」の3篇の報告（マルク・アンベール教授など）と第8回日仏経済学会議「東アジア共同体の可能性」（パリ第10大学：2006年11月）の日本側報告である。また 昨年亡くなられた諏訪貞夫先生の論文も掲載されている。

### 2. 活動報告

2008年3月21日（金）12:00-16:00

理事会、総会、研究会開催（於早稲田大学）

研究報告 中野佳裕（サセックス大学博士）「フランスのポスト開発の思想：セルジュ・ラトゥーシュの縮退理論を中心として」

中原隆幸（四天王寺大学）「レギュレーション理論におけるホーリズム的方法論の可能性を探る：ブルーノ・テレの社会経済学の基本構造とその理論的変容」

第9回日仏経済学会議（日仏修交150周年記念）2008年9月27、28日（土、日）  
「危機より希望へ」（Des crises à l'espoir）（於日仏会館、早稲田大学）  
この会議の詳細なプログラムは以下の通り。

日仏交流150周年記念 第9回日仏経済学会議

「世界経済—危機から希望へ」

2008年9月27-28日

場所：日仏会館601（第1日）

及び早稲田大学22号館202教室（第2日）

入場無料

主催： 日仏経済学会

後援： 日仏会館、早稲田大学、財団法人石橋財団、人類進歩のためのシャルル・レオポルド・メイエル財団、アジア太平洋資料センター、アジア連帯経済日本フォーラム

9月27日（土） 場所： 日仏会館601室

9:30AM 歓迎挨拶 鈴木宏昌（日仏経済学会会長/早稲田大学教授）

第I部 危機状況の世界資本主義（司会 山田鋭夫 名古屋大学名誉教授）

9:45 「金融グローバル化の光と影」

ロベール・ボワイエ（社会科学高等研究院/ フランス国立研究センター）

10:15 「アジア経済統合の政治経済学」 井上泰夫（名古屋市立大学）

10:45 休憩  
11:00 「知的所有権制度、企業と知識の商品化」  
バンジャマン・コリア（パリ13大学）/オリヴィエ・ウェインステイン（パリ13大学）  
11:30 「グローバリゼーションと諸格差」 パスカル・ブティ（パリ13大学）  
12:00 「開放化時代の日本労働市場—労働移入と排除問題」 鈴木宏昌（早稲田大学）  
12:30 討論  
1:00PM 昼食

第II部 東アジアとEU経済（司会 原岡直幸 国際経済交流財団）  
2:00PM 「EU経済のサービス化と非物質的蓄積体制」 クリスチャン・ドゥ・テルトル（パリ第7大学）  
2:30 「為替レート調整のEUとアジアの比較」 ジャック・マジエ（パリ第13大学）/  
Se Eun Jeong（忠南国立大学）/ ソフィ・サグリオ（パリ第13大学）

3:00 休憩  
3:30 「アジア通貨の為替レートの調整」 宇仁宏幸（京都大学）  
4:00 討論 井上泰夫（名古屋市立大学）  
4:45 まとめ ロベール・ボワイエ（EHESS/CNRS）

5:00 あいさつ レイ＝ミシェル・モリス（フランス大使館）

5:20 第一日目終了

6:00 レセプション（日仏会館1F「レスパス」）

\* 出席希望の方は、9月20日までに事務局にお申し込みください。会費5000円。

### 日仏交流150周年記念

「グローバル化時代の人間責任と連帯経済」

2008年9月28日（日）、午前9時30分～午後5時30分

場所：早稲田大学22号館202教室（入場無料、日英語通訳付き）

主催： 日仏経済学会

後援： 日仏会館、早稲田大学、石橋財団、人類進歩のためのシャルル・レオポルド・メイエル財団、アジア太平洋資料センター、アジア連帯経済フォーラム

第I部 グローバル化時代の人間責任（司会 北沢洋子 評論家/アジア連帯経済日本フォーラム）

9:30AM あいさつ 鈴木宏昌（日仏経済学会会長、早稲田大学）

9:35 「人間責任憲章—グローバル化時代における意味」

グスタヴォ・マリノ（C・L・メイエル財団）

9:55 「発展と人間責任—中国の事例」 周頌倫（長春東北師範大学アジア研究学部）

10:15 「インドにおける人間責任」 アヌグラハ・ジョン（持続可能な発展のための世界市民連合代表）

10:35 休憩

10:50 「人間の安全保障と人間責任」 武者小路公秀（大阪経済法科大学アジア太平洋研究所；前国連大学副学長）

11:10 「“地方発国際化”を通じた地方社会の変化：新潟国際ボランティアセンター（NVC）の経験から」  
福田忠弘（鹿児島県立短期大学助教授/NVC）

11:30 討論

12:00 昼食

第II部 新しい連帯経済の展望（司会 勝俣 誠 明治学院大学教授）

1:30PM 「グローバル化の負の影響に対抗する連帯経済—起源、現状、展望」

西川 潤（早稲田大学名誉教授）



# 日 仏 経 済 学 会 会 則

2:00 「日本における連帯経済—現状と課題」 井上礼子（アジア太平洋資料センター）  
 2:30 休憩  
 3:00 「東南アジアにおける連帯経済」  
       ベンジャミン・キノネス（バヤニハン連合/アジア連帯経済フォーラム）  
 3:30 コメント 北沢洋子（評論家、アジア連帯経済日本フォーラム）  
 3:45 討論  
 4:40 結語 G・マリン、北沢洋子  
 5:00 閉会の挨拶 西川 潤(早稲田大学名誉教授)

## 3 今後の計画

今後の計画としては2003年3月にフランスにおいて第10回日仏経済学会議を企画している。

- 第 1 条 本会は、日仏経済学会 (la Societe franco-japonaise des Sciences Economiques) と称し、これを日仏会館に設ける。
- 第 2 条 本会は、同一の目的を有するフランスの諸機関との協力のもとに、日仏間の経済学の交流を促進することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。  
 イ) フランスの経済学者を日本に受け入れ、また、日本の経済学者をフランスに派遣することにつき斡旋・協力し、並びに両国間における経済学研究者の交換を助成すること。  
 ロ) フランスの重要な経済学文献の日本語訳を促進し、必要に応じてこれを援助すること。  
 ハ) 日本の重要な経済学文献のフランス語訳を促進し、必要に応じてこれを援助すること。  
 ニ) 刊行物、特に主要な経済学または経済学誌を通じて、日仏両国における経済学説並びに経済の動向に関する相互の理解を深めること。  
 ホ) 両国相互の経済並びに経済学文献の整備、特に両国のビブリオテクの整備に関し、適切な措置を講ずることに努め、かつ、これを促進すること。  
 ヘ) その他本会の目的に適する事業。
- 第 4 条 本会の事務所を、附則に定める箇所に置く。
- 第 5 条 本会は、次に定める会員をもってこれを構成する。  
 イ) 正会員：本会の事業に実際に参加協力する者。  
 ロ) 賛助会員：本会对し、精神的または物質的な支持を与える者の中から選ばれた者。  
 ハ) 名誉会員：日仏両国間の経済学の交流に特に寄与した者の中から選ばれた者。
- 第 6 条 本会の目的に賛同するものは、正会員となることを求めることができる。この請求は、正会員1名の推薦により、理事会の承認を経なければならない。名誉会員または賛助会員の資格は、理事会がこれを与える。但し、その資格は、本人の同意がなければ確定しない。
- 第 7 条 会費は、次のように定める。  
 イ) 正会員 年額6,000円（院生会員4,000円）  
 ロ) 賛助会員   自然人の場合 年額5,000円  
                   法人の場合 年額5,000円以上  
 ハ) 名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 第 8 条 会員に重大な義務違反がある場合には、理事会の決定によって、この者を本会から除名することができる。この者の異議があるときは、この決定は総会の承認を得なければならない。
- 第 9 条 会長は、理事会において理事の中から互選され、本会の事業を統率し、本会を代表する。
- 第 10 条 理事会は、若干の理事をもって構成され、総会により選挙される。理事会は、本会の業務を執行する。理事の任期は2年とする。  
 2 会計監査のために、監査役を設けることができる。監査役は、総会により選任される。
- 第 11 条 会長は、名誉会員のなかから顧問を委嘱することができる。顧問は、会長の請求により、理事会に対して意見を述べることを職務とする。
- 第 12 条 会長は、本会の発展のために特に功労のあった者に、総会の議を経て、名誉会長の称号をおくることができる。
- 第 13 条 総会は、正会員の全員をもって構成する。正式に召集された会員の3分の1が出席し、または、代理されているときは、総会は有効に決議することができる。総会は少なくとも年1回召集され、理事会の報告を聞き、必要な場合には理事を選挙し、本会の事業について決議する。

## 日 仏 経 済 学 会 役 員 名 簿

(2008 年 4 月 - 2010 年 3 月)

会 長 鈴 木 宏 昌 (早稲田大学)  
副会長 廣 田 功 (新潟大学)  
理 事 井 上 泰 夫 (名古屋市立大学)  
太 田 一 廣 (阪南大学)  
長 部 重 康 (法政大学)  
勝 俣 誠 (明治学院大学)  
喜 多 見 洋 (大阪産業大学)  
清 水 和 巳 (早稲田大学)  
諏 訪 貞 夫 (早稲田大学名誉教授)  
大 門 毅 (早稲田大学)  
竹 内 佐和子 (京都大学大学院特命教授)  
西 川 潤 (早稲田大学名誉教授)  
長谷川 信 次 (早稲田大学)  
花 田 昌 宣 (熊本学園大学)  
原 岡 直 孝 (国際経済交流財団)  
松 村 文 人 (名古屋市立大学)  
山 田 鋭 夫 (名古屋大学)

顧 問 小 金 芳 弘  
林 雄二郎

監 査 内 田 日出海 (成蹊大学)

事務局長 大 門 毅 (早稲田大学)

## 投 稿 規 定

1. 本『BULLETIN』への投稿は、原則として会員によるものとする。
2. 原稿の分量は、原則として 1 万 6000 字 (400 字×40 枚) 以内とする (図表等を含む)。
3. ワード・プロセッサによって作成された原稿を電子ファイルで提出されたい。
4. 原稿書式は次のとおり。  
余白は上下 25.4 mm、左右 19.05 mm (Microsoft Word 2007 の余白「やや狭い」に設定)  
タイトルは 1 行目に 14 ポイントで置く。  
1 行あけて氏名 (所属) を 12 ポイントで右揃え。  
タイトルと氏名 (所属) は太文字。  
1 行あけて本文 (10.5 ポイント) を 2 段組みで始める。  
図表を入れる場合には 2 段組みを解除する。  
ページ番号は入れない。
5. 別紙に仏語での表題を書き添えること。
6. 投稿論文の掲載可否は、編集委員会にて決定する。

## 日 仏 経 済 学 会 ・ BULLETIN ・ 第 26 号

2009 年 3 月 18 日

発行 日仏経済学会  
代表者 鈴木宏昌  
編集責任者 大門毅

連絡先: 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-6-1  
早稲田大学国際教養学院 大門毅研究室気付  
日仏経済学会事務局  
TEL: 03-3203-4141  
E-mail: [daimon@waseda.jp](mailto:daimon@waseda.jp)  
郵便振替口座番号 00110-8-42423

印刷 株式会社 サナエ (早稲田大学西門前) TEL: 03-3203-1119



Préface

SUZUKI Hiromasa

(Président, Université Waseda)

- Articles    Robert BOYER    Charmes et dangers de la financialisation : pour une  
défense du contrôle social des innovations financières  
Tr. par INOUE Yasuo
- INOUE Yasuo    La perspective de l'intégration économique en Asie de  
l'Est : une décade après les crises monétaires et  
financières
- UNI Hiroyuki    Comparative Analysis of Conditions for Monetary  
Integration: using Eurostat I-O Tables and Asian  
International I-O Tables
- NAKAHARA Takayuki    La Monnaie comme un compromis institutionnel  
dans la politique : La tentative de chercher la possibilité  
d'une autre approche de la Régulation
- NAKANO Yoshihiro    Décoloniser l'imaginaire de l'économie: Serge Latouche  
et le parcours du projet de l'après-développement

Condoléance    En commémorant le professeur SUWA Sadao    NISHIKAWA Jun

Compte-rendu des livres

HIPPO Yasuyuki, *Une recherche sur le travail de construction en France :  
Forces assemblées des artisans, immigrants et constructeurs*,  
par FUJISAWA Yoshikazu

HAYAMA Akira, *Les élites économiques en France : un système d'emploi des  
cadres à l'administration et aux entreprises*,  
par ABIKO Shigeo

---

Les rapports des activités (2007~2008)

Les règles de la Société

La liste des membres

La liste des membres du Conseil d'administration